

札幌学院大学
人文学会紀要

高岡健次郎教授 退職記念号

第 69 号

退職記念号によせて 杉山 吉弘

〔論 文〕

ブリザードは起きるのか?—Mark Strand の *Blizzard of One*— 中村 敦志 1

ある刑事事件の供述資料における作成者同一性の心理学的検討 森 直久 13

鎌倉御家人——とくに「文士」について——(3) 北爪真佐夫 37

社会的再生産論よりみた地域社会論(5)
——新しい「都市」と「農村」の関係を求めて—— 内田 司 73

〔翻 訳〕

ルサーン国際戦争と平和博物館(2) Peter van den Dungen 91
坪井 主税 (訳)

高岡健次郎教授略歴・主要業績目録 103

札幌学院大学人文学会
2001年3月

札幌学院大学

人文学会紀要

第 69 号

札幌学院大学人文学会

2001年3月



高岡健次郎教授近影

高岡健次郎教授退職記念号によせて

札幌学院大学人文学部長

人文学会長 杉山吉弘

2000年3月、私たちは人文学部のみならず大学全体に大きな貢献を果たしてきた高岡健次郎先生をお送りすることとなった。私の気持を含めて率直に言うなら、高岡先生は私たちの精神的支柱であった。先生の発言には、立場のちがう者も含めて、誰もが耳を傾けた。その発言の力はどこに由来したのか。一つは、たえず公正な立場から条理立った議論を尽くされていたこと。二つに、たとえ意見のちがいがある場合でも、議論によってなんらかの結論に導くことができるはずであるという信念。そのような先生の姿勢のうちに私が感じていたものは、的外れであることをおそれずに言えば、精神的であれ肉体的であれいかなるささいな暴力をも拒否する堅固な思想であったと思う。

私のような若輩が同じ学部で職を得て初めて先生にあったときには、先生はすでに日本におけるエスエル研究の第一線に立っておられた。そのことを耳にしたのは、北海道大学スラブ研究センターに所属する知人からであった。先生は同センターの研究員を長い間兼務してこられた。先生は革命期ロシアの左翼エスエル研究の先頭に立ち、その問題に関する我が国の研究のいわば種を播き、先導しておられた。先生にはそのほかにレーニンやスターリン問題に関する共著がある。ソ連邦とソ連型東欧社会主義政権は20世紀末に崩壊した。これは私たちが今生きているいわゆる「冷戦後」の時代を規定する重大な歴史的出来事であった。その出来事のもつ歴史的な射程はどのようなものなのか。これまで革命期ロシアの研究に打ち込んでこられた先生はいかに考えておられるのか。私のような畑ちがいの浅学にとっても、先生に教えていただきたいことが一杯あるように思われる。

本学がまだ札幌商科大学を名のっていた1977年に人文学部が創設されるが、先生はそのときの初代人文学部人間科学科長であった。また、1989年から4年間、札幌学院大学人文学部長の任にあった。先生は、文字通り人文学部の精神的支柱として学部の民主的な運営に専心され、今日の人文学部を支えてきた。先生は、ときとして軽々しく使われる「民主的」という言葉にとっても注意深ったように思われるし、身をもってその大切さを伝えておられた。そして、そのような先生の姿勢が、私たち人文学部教員のあいだにいつのまにか深く根づき、学部の貴重な伝統として今日に生きついていると思われる。本当にありがとうございました。

最後にこの巻頭言をかりて、先生が私たちの大学と学部、そしてその学生たちのために尽くされた長年のご苦労に改めて感謝を述べるとともに、今後の活動のご発展を祈念いたします。

ブリザードは起きるのか？
——Mark Strand の *Blizzard of One* ——

中 村 敦 志

要 約

マーク・ストランドの新詩集、*Blizzard of One* (1998) は、どのような特徴があるのか。そのタイトルは何を表すのか。果たしてブリザード（猛吹雪）は起きるのだろうか。これらの点を念頭に置きながら、4つの視点から考察する。まずは、消滅を扱った2篇、“A Piece of the Storm”と“The Night, The Porch”を考察する。2番目に、“Precious Little”を例に、詩集に頻出する風について考える。3番目には、詩人の問題を扱った3篇、“The Disquieting Muses”, “The Great Poet Returns”, “Five Dogs”を取り上げる。そして最後に、日没を描いた2篇、“The Next Time” 第三部と“The View”について考えてみる。その結果、以下のように結論付ける。この詩集の世界で、嵐や吹雪が実際に起きることはない。だが、起きるかもしれないという不安が、絶えず付きまとう。例えば、強風にもなり得る風が、詩の中で頻繁に吹いている。それは今すぐ起こる猛吹雪ではないにしろ、近い将来に起こり得る、とストランドは言っているようだ。つまり、*Blizzard of One* の世界そのものが、そんなブリザードの前兆となっているのである。

キーワード：消滅，風，闇，日没，詩人

序

現代アメリカ詩人の一人 Mark Strand (1934-) は、1998年に *Blizzard of One: Poems* という名の詩集を発表した。直訳すれば『一つの猛吹雪』といったところだろう。一体このタイトルは、何を表すのだろうか。ごく普通に考えれば、詩集全体のテーマや特徴を言い表している、ということになるだろう。だがこの *Blizzard of One* という題名だけで、詩集の内容を想像するのは、容易ではない。珍しい表現であるのに加え、意味が捉え難いからだ。

実は、詩集の中程にある小品“A Piece of the Storm”で、ストランドは一度だけこのフレーズを使っている。それも何気なく。“A snowflake, a blizzard of one, weightless, entered your room / And made its way to the arm of the chair” というように。¹ 一片の雪がふわふわと部屋の中に入って来た。この雪の一片のことを、ストランドは一つのブリザード（猛吹雪）だと言っている。いすに座って本を読んでいたあなたは、そのほんの小さな雪の一片に気付き、本から目を離す。そして、雪片がひじかけに着地する瞬間を見た。それは、「厳粛なる覚醒に過

ぎない」(No more than a solemn waking) と、語り手は多少オーバーな表現を使っている。だが、それが何の変哲もない些細な出来事だということも十分に知っている (That's all / There was to it)。単にこれだけのことだと、謙虚に述べている。

ささやかな詩だ。ストランド特有のひねりとかアイロニーは見られない。単に“a blizzard of one”というフレーズが気に入って、タイトルに使っただけではないかと思えるほどだ。あるいは、読者に好奇心を起こさせるようなタイトルに、わざとしたのかもしれない。一体このフレーズ、そして詩集のタイトルに、どのような意味があるというのだろうか。

マーク・ストランドは、アメリカ詩壇ですでにある程度の地位と評価を得ている詩人だ。1990年から1991年までの2年間は、アメリカ桂冠詩人 (Poet Laureate of the United States) を務めている。その彼が64歳になって新たに発表した詩集、*Blizzard of One* は、翌1999年にピューリッツァ賞を受賞した。現代アメリカ詩の一翼を担っている現役詩人の一人である。そのストランドの最近の詩風とは、いかなるものなのか。² 詩集の特徴を表すと思われる数篇の詩と関連させて、考察を深めて行くことにする。

まずは、上述した“A Piece of the Storm”を糸口に考え始めたい。そして同じように、消滅というテーマを扱った“The Night, The Porch” (10) へと論を進める。次に、“Precious Little” (11) を例に取り上げて、この詩集に頻出する風について考える。さらに詩人の問題について、“The Disquieting Muses” (29), “The Great Poet Returns” (12), “Five Dogs” (35-39) の3篇を考察する。そして最後に、日没を扱った2篇、“The Next Time” 第三部 (9) と“The View” (55) について考えてみる。

1. 消滅

“A Piece of the Storm”の中で、“a blizzard of one”というフレーズは、どのような意味で使われているのだろうか。もう一度、文脈を確認してみよう。丸屋根の「影から／一片の雪が」降ってきて、「あなたの部屋に入った」(From the shadow of domes in the city of domes, / A snowflake, a blizzard of one, weightless, entered your room)。たまたま部屋に舞い込んできた一片の雪。ここからストランドは吹雪を予感し、それが詩のタイトルに表れている。しかもただの吹雪ではなく、一つの(小さい)猛吹雪(a blizzard of one)だと言う。珍しい表現だ。タイトルの“A Piece of the Storm”と考え合わせると、“a piece of the blizzard”が連想される。いすに座って本を読んでいたあなたは、視界に入って来た雪の一片に気付き、本から目を離す。見上げると、雪片が「いすのひじかけ」(the arm of the chair)に舞い降りて来て、着地する瞬間が目に入る (you, looking up / From your book, saw it the moment it landed)。

そして着地した瞬間に、雪片が消え去る命の「短さ」(brevity)を感じ取る。それを「厳粛な覚醒」(a solemn waking)だと言う。一片の雪の消滅を死と捉え、ひっそりとした「花のない葬式」(a flowerless funeral)のようだと感じ取る。献花はなく、もちろん参列者もない。

気付いているのは、あなたと私だけ。Deborah Garrison は、ここでの雪の捉え方について、Wallace Stevens との類似を指摘する。Stevens の詩、“The Snow Man” 中の「存在する無」(the nothing that is) という考え方が、ストランドの雪の捉え方と類似すると言う (Garrison 30)。「存在する無」というのは、確かにストランド詩の重要なテーマの一つだ。だが果たして、この“A Piece of the Storm”にも、そのまま当てはまるのだろうか。一片の雪が消滅するのを目撃する。そこから雪のはかない命について思う。それが「不在」といったテーマにまで及んでいる、とは言い難いだろう。この詩では、舞い降りて来た一片の雪のはかない命の終わり (funeral) が描かれている。雪片は、ひよっとしたら吹雪にもなり得るかもしれない。遠く彼方では今吹雪いていて、その延長線上でこの一片の雪が舞い降りてきたのかもしれないからだ。それが目の前で消え、「無」に帰した (turned into nothing)。それをたまたま目にして、雪の消滅について思う。だがそれが、「存在する無」といったテーマにまで言い及んでいると、この詩では言い難い。雪がすぐに消えてしまう様子を見て、存在の不確かさについて思いを馳せる。この辺りで詩は終わっているからだ。

詩のタイトル“A Piece of the Storm”は、見る者の心に生じた揺れを表す。多くの場合は見過ごされてしまう、何の変哲もない些細なこと。たとえ偶然にしろ、そんな雪の一片に気付き、ブリザード (猛吹雪) を予感する。同時にまた、雪片が消えて行く一瞬に、はかなさを感じて心が揺れる。些細なことだが、そのように感じることでできた心の衝撃を、ストランドは “this piece of the storm” と敢えて言いたかったのではないか、と思われる。

類似したテーマを扱った別の詩では、どうなっているのだろうか。“The Night, The Porch” (10) のテーマは、存在が消滅して「無」に帰すること。時間は夜。家のポーチに一人でいる。夜の闇をじっと見つめるが、何も見えない。それを「何も見つめないこと」(To stare at nothing) だと言う。じっと見つめるとは、普通は何かに焦点を集中させて見ること。何かを見ないことではない。前述の Wallace Stevens が使うように、「存在する無」を見るという含みはある。その場合、正確には “the nothing” となるはずだが、あいまいなままだ。

ここで、私たちはまるでゴミか塵のような存在として描かれる。「私たち全員が[どこか隅っこに]掃き寄せられるだろう」(all of us will be swept into) という表現には、私たちの存在が消滅し、ゴミ屑のように不要な存在になってしまうという含みがある。まるで、薄汚れて不要となったゴミのように、私たちも扱われるだろう。そのことを今改めて「理解して記憶する」(learn by heart)。そうしないと、すぐに忘れてしまう。だから、意図的に無を見つめることで、思い出す。

ポーチは闇で包まれ、どこからか風が吹いている。普段、人前で着けている仮面を脱ぎ、本当の自分を風に対してさらけ出す。さらけ出す相手が人間ではなく、風である所に、語り手の疎外感が表れている。「風に向かって自己を露わにすることは、すぐ近くにあつて掴めない物を感じること」(baring oneself / To the wind is feeling the ungraspable somewhere close by)。

掴みたいが掴めない、不確かな物。風に向かって本当の自分をさらけ出しさえすれば、その不確かな存在を感じ取ることができるという。

木は、風に揺さぶられるままではない。自らの意志で、風に身を任せて揺れることができる。と同時にまた、自らの意志で静寂を保つこともできる (Trees can sway or be still)。ゴミのように吹き飛ばされ、なすがままにされている私たち人間とは異なる。木だけではない。「昼も夜も、自ら望む状態になることができる」 (Day or night can be what they wish)。単に流れ去るだけの時間に、身を任せているだけではない。昼には昼の希望する時間があり、夜もそうだ。

時間に流されて行くだけの私たちにも、望みがある。ここで言っている願望とは、人間の本質的な存在に関わること。「少なくとも、自分自身にとって未知なる存在であることの心地良さ」 (the comfort / Of being strangers, at least to ourselves)。型通りでいつも変わらぬままの自己であるのではない。常に新しい自己を発見し、変化し、脱皮して行こうとする前向きな姿勢がある。型にはまらないための自己改革だ。「少なくとも自分自身には」という点が気になる。他の人からは、いつもと変わらない人間に見えるかもしれない。しかしそれは外面的なこと。内面的には「自己にとって見知らぬ人」でいたい。それが「私たちの願い」 (What we desire) なのだ。

だから今でも私たちは待っているのだ、「出現が消滅となるだろうものを」 (something whose appearance would be its vanishing)。ストランド特有の矛盾した表現。「出現」が「消滅」である、とはどういうことか。対立するはずの概念が結ばれ、イコールに近づく。無から出現して、そして消えて行くという。詩の結末部は、情景描写に戻って、再び夜のポーチ。冒頭では、風が吹いていた。それを受けて、ここでは木の葉の落ちる音が聞こえる。枚数は正確に数えた訳ではない。夜なのでそこまでは見えない。葉が落ちる音から推察して、「言ってみれば2、3枚か1枚だけ、もしくはそれ以下」 (The sound, say, of a few leaves falling, or just one leaf, / Or less)。となると0枚の葉が落ちる音。つまり、無の音ということだ。葉が落ちるという現象が生じたために、音となって聞こえる。しかし落葉とは、生命が終わって消え行くことだ。つまりこれが、「出現が消滅となるだろう何か」の具体例。これを待っているのだ。

自然を見つめ、自己と向き合うことで、新たな発見がある。それは、ある意味で、ストランドが詩を書く姿勢とも言える。ストランドは自然から何かを感じ取り、それを自己表現と絡める。雪の一片や、夜の落ち葉から、存在の消滅や無について考える。つまり、自然についての観察は自己発見へと繋がり、それを詩に描く。これは書物から得られる知識ではない (The book out there / Tells us as much, and was never written with us in mind)。感じ取る詩人の感性が必要とされる。だからと言って、ストランドを自然詩人だと呼ぶことはできない。自然は観察対象の一つではある。結局ストランドにとって、個人の内面が主要な関心事。それと関わる周辺に自然や社会がある、という位置付けになる。

2. 風なのか？

“Precious Little” (11) のタイトルは、「貴い小さい」あなたへの呼びかけ、として考えてみる。ここで言う「盲目」(blindness) とは、まだ何も分からず、見えていない状態。無知というより、汚れないこと。盲目であることに気付いていない、そういう盲目のことだ (blindness is blind to itself)。そんな汚れないあなたならば、やがて光の世界が見えるだろう (Then vision will come), と語り手は言う。

あなたは「ドアを開ける」(You open the door that was your shield)。今までは「盾」となっていて、未知なる危険から守ってくれたドア。同時にまたそれは、未知の世界に通じる入り口でもある。閉ざして盾とするか。それとも開けてドアとするか。同じドアでも、臨む態度次第で、役目が全く変わる。

未知の世界へ足を踏み入れた時の不安。それが「渦巻き状の風」(the coils of wind) や、「ぼやけた入れ墨状の光」(blurred tattoos of light) に表れている。初めて目にする光景。妖しい風と光。冷気が肌に触れ (The day feels cold on your skin), 怯えるあなたの不安がさらに高まる。

そのとき思いきって、「道を空けろ」(“Out of my way”) とあなたが二度命じる。そのとたん、怪しげな光景は一変する。「紫色の雷は引き下がり、チューリップは花弁を落とす」(the purple thunder draws back, the tulip drops / Its petals)。それほど意表を突く言葉だったのだ。自らの迷いを断ち切ろうとするかのような決意の表れとも言える命令だ。

この直後、道の障害は消え去り (the path is clear), 展望が開ける。まるで大地の野山を駆け巡り、空を飛び回っているようだ。閉ざされた空間が一気に解放される。その解放感で溢れる。「ロッキー山脈を超え西へ向かう」(You head west over the Great / Divide)。「溪谷」(canyons) を通りぬけ、「無限に続く谷」(an endless valley) へと入る。遠くから冷たい感情的な風が、木をハープ代わりにして演奏を始める (the wind — all ice and feeling — / Invents a tree and a harp, and begins to play)。子供にも分かりそうなお話し。難しい説明はない。「大気の長い楽句」(long phrases of air) が葉を揺すり、旋回させる。「これ以上のものがあるだろうか」(What could be better...?)。自然が奏でる音楽と光景に、聞き惚れる。

だがこのままでは終わらない。クライマックスを迎えたかに思えた瞬間に、詩は急展開を見せる。これほどまでに称賛していた風に、疑問を投げかける。「しかしもう一度よく聞いてごらん」(But listen again), と「貴い小さな」あなたに注意を促す。果たして「本当に風なのだろうか」(Is it really the wind...?)。この光景は永遠に続くとは限らない。ドアを開ける前にあった盲目の世界と、背中合わせなのかもしれない。少しでも油断すれば、元の闇に逆戻りする。そこから逃れるように、暗闇の一步先を走り続ける。一步でも遅れれば、闇へと引きずり込まれる。そんな危機が迫った人の足音なのではないか (Or is it the sound of somebody running /

One step ahead of the dark?)。決して楽しい音楽などではなく、切羽詰った状況に追い込まれた、必死の足音。なんと凄まじい切迫した音なのだ。走っている姿は見えない。だが、もしもそれが本当なら、厳しい現実をあなたに知らせることになる。これこそが、盲目を開眼させ、現実の（大人の）世界へ目を向けさせることになるのだ。

「もしそうだとしたら」(if it is) と、断定を避ける。語り手は明確に語らず、仮定の話しとしてはぐらかす。もしそうならば、「盲目でなくなることと、盲目に戻ることに、どんな違いがあるのか」(what is the difference / Between blindness lost and blindness regained?)。盲目のまま、何も知らずにいたほうが幸せだったということもあり得る。現実を知り、その上で敢えて目をつむり、盲目に戻る。ただし、もう以前のままの盲目ではない。小さいあなたには、やがて時期が来れば分かること。それならば、このままそっとしておいて、何も知らぬ期間を少しでも長引かせた方が幸せではないか。

要するに最終行は、無垢の状態を失って知恵の実の存在を知り、現実を見てしまった大人のこと。その後、あえて現実を見ないように目を背け、意図的に盲目を装う。これもまた大人の取る態度。どちらが良いのか。違いはあるのか。「貴い小さい」あなたへのお話しのはずが、結局は大人の現実社会の話しとなってしまふ。だから、光の世界で吹くはずの風に、不安の影が付きまとうのだ。

3. 詩 人

この詩集には、詩や詩人について扱った作品がいくつかある。例えば、“Two de Chiricos”（「キリコの2作」）と題された連作詩の中に、“The Disquieting Muses”（29）という1篇がある。イタリア画家キリコ（1888—1978）が描いた同名の絵を題材に、ストランドが書いた詩である。³ この作品では、詩の女神である2人のミューズが、疲れて果て絶望している（Boredom sets in first, and then despair）。彼女たちは何もすることなく、広場でただぼんやりと佇む（they have no purpose but to pose）。これは何を意味するのか。彼女たちは、詩の心を人々に伝えようと説いて回った。だが徒労に終わり、絶望している。人々の心は乾き、時代が詩を求めないのかもしれない。だがそんな時こそ、本当は詩が必要なのだが。詩の女神は疲れ果てて、自分たちの無力さに絶望している。そんな女神の様子が、見る者を「不安にさせる」(Disquieting)。そういう絵なのだ。

女神の顔は「無表情」(blank)。本来は、詩の源泉とも言える豊かな感性を持ち、様々な感情や感動を人に伝えられるはず。それが疲労と絶望で、すっかり無表情になっている。「この後何が起きるのか、誰も気にしない」(What happens after that, one doesn't care)。この無関心こそが、さらに問題なのだ。絶望した女神の様子を見ても、人々は何も感じない。疑問すら持たない。

この詩とは対照的に、“The Great Poet Returns”（12）では、大詩人が登場する。その登場シー

ンは、劇的なほどにオーバーだ。神かと思間違えるような神々しい登場だ (When the light poured down through a hole in the clouds, / We knew the great poet was going to show)。それほど民から崇められる高貴な存在なのだ。神不在の時代にあって、神の代理を務めているかのようだ。あるいは、現代における大詩人の不在を痛感する余り、大衆が自ら作り上げた虚像に酔いしれている、とも考えられる (When he spoke, the air seemed whitened by imagined cries)。そんなことは百も承知の上で、大衆は酔いしれた振りをしているだけなのかもしれない。

大衆にとって、詩とは果たして何なのか。朗読会の意味とは。聴衆にこの詩人の朗読は伝わっているのか。理解できるのか。有名詩人という肩書きに釣られて集まっただけなのではないか。朗読会の聴衆に向かって、語り手は最後に問い掛ける (Tell me, you people out there, what is poetry anyway?)。大衆にとって、もはや詩の内容などどうでも良いのだ。朗読会によって大衆化されたアメリカ詩への批判。米国桂冠詩人を務めたストランドの詩を、果たしてどれほど多くの人が理解できるのだろうか。ここに書かれた大詩人というのは、ストランド自身の姿を茶化しているようにも思える。

次に、“Five Dogs” (35-39) について考えて見る。この詩は、文字通り5匹の犬を扱った連作だ。その第1部を見てみよう。季節は、晩秋。犬のスポットは「深夜の谷」(the midnight valley) にいて、そこから夜空を見上げる。夜空一面に星が広がり、まるで花畑のように輝いている (the great starfields / Flash and flower)。犬のスポットは、「詩人の丘」(the poets' hill) を目指して登る途中に、この星空を見て、心奪われる。その瞬間、感動が込み上げ歌い始めた (That's when I, the dog they call Spot, began to sing)。溢れ出る感動を歌 (詩) にして、表現したい。その気持ちを押しえ切れなかったのだ。

“Five Dogs” の最後を飾る第5部では、語り手が、5匹目の犬について語る。1匹目のスポットと違い、名前では呼ばれることはない。自らが一人称で語ることもない。かつては詩人だった犬なのに、今や詩を歌えなくなっている。この犬に備わっていた詩的靈感は失われ、光は消える。

この犬の天職は、全身で歌を表現することだった (the song of his body was all of his calling)。彼は歌い手、つまり詩人なのだ。それなのに歌えなくなってしまった。何年もの間、全身全霊を尽くして歌ってきた。すべて彼の「呼びかけ」であり、心の「叫び」だった。それが天職だと信じていた。しかし今や呼びかけることも、叫ぶこともできなくなった。歌声が枯れて出なくなった。歌で表現して、人の心に訴えかける力がなくなった。だから電話でもして、せめて家族だけには「呼びかけ」ようとした (here was a dog in a phone booth / Calling home)。1対1の電話でなら、家族に呼びかけられるのではと、微かな期待を抱いての行動だった。だがそんなことをしても、なんの気休めにもならない。彼の病んだ心を癒すことはできない (nothing would ease his tiny heart)。彼はそれを承知の上で、敢えて取った行動なのだ。

心細くなった犬が、家に電話をかける。だが「誰も家にいなかった」(No one was home)。

どこに行ったのか分からない。「電話は鳴り続けていた」(The phone kept ringing)。誰も電話を取らない。それでも彼は、電話を切らずに呼び続けている。自分の声が家族にさえ伝わらない。ましてや、人々の心に訴えることなど、とてもできない。

以前は、「願いの賛歌」(願いを称える歌)や「至福の歌」を歌っていた。だがもうその歌を二度と歌うことはないだろう(Those hymns to desire, songs of bliss / Would never return)。一体彼に何があったのかは分からない。情熱がほとぼしることがなくなったのか。あっても感情表現ができなくなったのか。そういう定めなのかもしれない。とにかく、詩の女神が振り向かなくなり、詩的靈感が枯れてしまった。もう歌う力が消えてしまったのだ。

前述したように“The Disquieting Muses”では、詩の女神が人々に詩の魂を伝えることができず、疲労しきっている。人々は詩(心)を解そうとはせず、ミューズの言葉に耳を傾けない。人々の心から詩が離れてしまっている。そして“Five Dogs”第1部で、詩を解し、詩的感動を表すのは、人間ではなく、犬のスポットだ。人間界における詩の不在。これを表すために、人間ではなく犬のスポットに語らせているのだ。⁴

詩人の丘に登る人は、かつてはいたのかもしれない。しかし今では途絶えてしまい、あえて登ろうとするものはない。今は犬のスポットくらいのものだ。詩人の丘とは、詩の世界、詩的感動が味わえる空間ということだ。そして最後には、第5部で見たように、その犬でさえ詩が歌えなくなるのだ。世の中から詩が姿を消してしまう。詩人にとって、絶望的な状況だ。詩の女神が絶望していた状況は、キリコの絵だけの話しに留まらない。ストランドの詩集の世界にまで、不吉な影が忍び寄っているのだ(darkness would pass / Into the world)。

4. 日 没

“The Next Time”の最終第Ⅲ部(9)で、語り手は目の前の日没を見て、人生を振り返る。希望や理想があるのに対して、思い通りにならなかった現実がある。詩人としての人生を振り返ったときも、自作への不満が残る。それはまた、書くことへのこだわりであり、理想を追い求める姿の裏返しでもある。このような過去を修正したいなどと、始めから望んでいた訳ではない(Hoping to revise what has been false or rendered unreadable / Is not what we wanted.)。

実現し得なかった過去の姿が、西に沈む夕陽に例えられる(the intended story / Would have been like a day in the west)。理想とする日没の景色では、現実と違って、一日の疲れなどは存在しない(everything / Is tirelessly present)。山の影が長く伸び、谷まで及ぶ(the mountains casting their long shadow / Over the valley)。谷では風がくるくると舞い、歌声を上げる(the wind sings its circular tune)。楽しそうな光景だ。風の歌声に合わせるかのように、木の葉が手拍子を打つ。木々は、手拍子に応える(trees respond with a dry clapping of leaves)。自然の中の交流。夕日、谷、風、葉、木、すべてが一体となって日没の景色を作り、音楽を奏でる。自然界の調和が見られる。一種の理想だ。

だが、あくまでも理想であって、現実異なる。そのことは詩人自身がよく知っている (overly / Simple no doubt)。それは近視的な見方 (short-sighted)。もうすぐ葉は枯れて散る。今見ている森の様子は、葉が落ちれば変わってしまう。葉擦れの音もなくなるだろう。そしてすべてを「無効にする雪」(the annulling snow) が降れば、自然界を真っ白に覆い尽くし、目の前の景色は一転してしまう。

今、私たちにできることとは何か。過去を後悔するだけでなく、誤った過去を償い、もう一度新しい出発を願うこと (desire to make amends / And start again)。沈み行く太陽が、まるで私たちが憐れんでいるように見える (the sun's compassion as it disappears)。消え行く夕陽から慰めを感じ取り、出直したいと願う気持ちになっている。

最後に、同じく日没を扱った詩，“The View” (55) を見てみよう。これは、詩集の最後を飾り、全体を締めくくっている。ここでの人物もまた、日没の景色に魅せられている。夕陽が見えるこの場所が、お気に入りなのだ (This is the place)。ただ単に夕焼けが見えれば良いというのではない。幾つかの条件が揃った時の眺めなのだ。

風が吹く。辺りの空気を何回も掻き回し、淀んだ空気に流れが起きる (The wind moves the air around, repeatedly)。まるで「僕のための空間」を空けてくれるかのようだ、と彼は思う (“A space for me,” he thinks)。あくまでも、彼の視点から見た眺めだ。ここで吹いている風も、彼のお気に入りであり、この空間を作る要素となっている。他の人々と共有する空間ではない。彼個人が楽しみ、くつろげる私的な空間なのだ。風がその重要な演出をする。彼の他に、人の気配はない。誰かいたとしても、この景色に特に何の思いも抱かずに時を過ごしているだけなのかもしれない。そのような人々への批判とか警告めいたものはない。

彼はこれまでも、このような眺めに心引かれてきた。その眺めのことを「別れの天気」(the weather of leavetaking) と呼ぶ。時の流れの中で刻々と変化し、そして最後に別れを告げる天気。ここでは、一日の終わりを告げる夕焼けがそうだ。

He's always been drawn to the weather of leavetaking,
Arranging itself so that grief — even the most intimate —
Might be read from a distance.

日没の景色が、見る人に「悲しみ」(grief) を感じ取ってもらおうと、意図的に準備を整える (Arranging itself)。景色が自らメッセージを送っている、とする解釈だ。景色を見た人すべてが、悲しみを読み取ってくれるとは限らない。だが彼には分かる。夕焼け空を見て物悲しく思うのは、見る人の感受性だけの問題ではないと。夕焼けそのものが、物悲しさを感じさせようと、見る人に働きかけているのだ。

彼は、レストランのような所において、外の夕焼けを眺めている。彼が注文した飲み物を「ウェイトレスが持ってくる」(The waitress brings his drink)。グラスを手に持って、夕陽にかざ

す (he holds / Against the waning light)。夕日の輝きは徐々に弱まってきている。「赤い夕映えが彼のシャツを染める」(Its red reflection tints his shirt)。絵になるような一瞬の (just for a moment) 光景だ。夕日が消え行く前に、一瞬放つ最後の輝きなのだろう。この後、太陽が沈み、「空はゆっくりと暗くなる」(Slowly the sky becomes darker)。その時、「風が和らぎ、眺めが昇華する」(The wind relents, the view sublimates)。景色の緊張感が高まり、崇高なまでの気配を帯びる。詩の山場である。日が沈んで行く。空は赤から「紫」に変わる。詩集の最後は、次のように結ばれている。

The wind relents, the view sublimates. The violet sweep of it
Seems, in this effortless nightfall, more than a reason
For being there, for seeing it, seems itself a kind
Of happiness, as if that plain fact were enough and would last.

夕焼け空が暗くなってきて、「一面の紫色」が広がる。この穏やかな夕暮れ (this effortless nightfall) では、身構えて感動する必要などない。力を抜いて臨むだけでいい。物悲しくも、ゆったりとした気持ちで、紫色に広がった空から伝わってくる。なぜそこにおいて、この景色を眺めているのか。ただ「そこにおいて、見ていたいから」(For being there, for seeing it) という極めて単純な理由なのだ。それ以上の意味もあるのかもしれない (more than a reason)。だが、ただこれだけの理由だというのも、明白な事実なのだ (that plain fact)。

神秘的な要素を秘めた光景であり、その辺をストランド自身も感じ取ってはいる。だがそこで、宗教問題に入らず、風景を見た感動として止めるのが、ストランドの特徴。「ある種の幸せのようだ」(a kind / Of happiness) と率直にこの感動を味わう。そこから先の宗教や哲学の世界へは足を踏み込まない。⁵ 詩的空間を感じ取り、それを言葉で描く。たった一人だけが味わえる夕焼けの空間。この一瞬、この空間において、彼の心は満たされ、崇高な気持ちになっている。⁶ ストランド詩に頻出する「不在」の問題は、この一瞬だけは存在しない。

結 び

ストランドの詩は、意外な結末で終わることがある。⁷ 例えば、“Precious Little”では、自然の音楽を奏でる風を称えていたかと思うと、突然その風に疑問を抱く。本当は風の音ではなく、闇の一步手前を走る人の音ではないのかと。読者が普段気付かない点について、予想外の角度から問題を突き付ける。そのように、ストランドの詩が、例えば“A Piece of the Storm”での一片の雪のように、読者の心に不意に舞い降りてくる。そして何気なく、読者に問題の所在を気付かせる。人生の意義などについて問い詰め、問題提起する。彼の詩は、そのきっかけを与えようとする。

そもそも、ストランドの詩から読者に向けて、明確なメッセージがあるのかどうかは疑問で

ある。だが、詩人の声のある程度読み取ることは、可能である。 *Blizzard of One* では、例えば “The Delirium Waltz” (46-54) のように、多くの人や時間が過ぎ去り、消えて行く。未来への明かりは、なかなか見えない。一瞬だけ見えたかに思えても、すぐに消え去る。夕方から闇、秋から冬に向かう詩が多い。また、吹雪を予感させる雪など、不安材料が多い。しかし決して嘆いてばかりいるのではない。一瞬だけ慰めを感じ取る時がある。この瞬間を感じ取れば、混沌とした無秩序で断片的な世界は、たとえ一瞬でも調和される。先ほどの “The View” で見たように、景色が昇華する一瞬がそうだ。だからと言って、ストランドはその瞬間を目標に置き、そこへの到達を目指そうなどとはしない。霊的な探究を行うが、救いは示さない (Lund 19)。ほんの一瞬でも、慰められる時が見つければ、それで満足なのだ。

この詩集の世界で、嵐や吹雪は実際には起きない。だが、不吉な予感が付きまとう。風が吹き、闇が迫る。強風にもなり得る風が、詩の中で頻繁に吹いている。確かに、自然の音楽を奏でる風も吹いている。だがその風は、すぐにかき消されてしまう。ブリザードが起きるかもしれないという不安が、この詩集には絶えず漂っているのだ。それは、世紀末に発表した詩集だからなのか。それとも、現代と言う時代への不安の表れなのか。今すぐ起こる嵐ではないにしろ、近い将来に起こり得るとストランドは言っているようだ。つまり、 *Blizzard of One* の世界そのものが、そんな猛吹雪の前兆となっているのである。

- 注 1. Mark Strand, *Blizzard of One: Poems* (New York: Knopf, 1998), 20. *Blizzard of One*からの引用はすべてこのテキストに拠る。ページ数は、タイトルの後の () 内に記すことにする。
2. ストランド詩についての研究は、まだ十分とは言えない。単独に扱った研究書では、David Kirby, *Mark Strand and the Poet's Place in Contemporary Culture* (1990), 1点のみである。後はジャーナルに発表された論文、そして新刊本についての書評があるくらいで、いずれの数もそう多くない。ちなみに日本では、以下のような簡単な紹介と翻訳が、わずかにある程度である。
- 新倉俊一『アメリカ詩入門』(研究社, 1993), 138-141。
 マーク・ストランド著、村上春樹訳『犬の人生』(中央公論社, 1998)。
 D.W. ライト編、沢崎順之助、他訳『アメリカ現代詩101人集』(思潮社, 1999), 376-377。
3. 題材の絵は、キリコが1925年に発表したもの(国立ローマ現代美術館所蔵)。ストランドが、アイオワ大学美術館の依頼を受けて、詩に書いた。同詩集に連作として入っているもう一篇, “The Philosopher's Conquest” (28) も、同じくキリコの絵で、1914年の作。こちらは、シカゴ美術館に展示されている。同美術館が、シカゴ在住のストランドに詩作を依頼したもの。この辺の事情は、*Blizzard of One*の出版元、ランダムハウス社のホームページに、ストランドへのインタビューとして公開されている。Ernie Hilbert, “Interview: Conversation with Mark Strand,” *Bold Type*. 26 July 2000 <<http://www.randomhouse.com/boldtype/0200/strand/interview.html>>.
4. 犬のスポットとは、自分のことだとストランドは言っている。“...the first dog, Spot, is me...Spot is a Mark, a mark is a spot.” (Hilbert)
5. ストランドの詩は、禁欲的なまでに、宗教の世界には足を踏み入れない。最近出版された評論集の中で、ストランドは自分のことをこう言っている。“...because I am not a Christian or a fortune teller, I cannot say what is beyond me.” (*The Weather of Words* 60)
6. ストランド詩のペルソナは、自分を救う方法を考え出そうとする (Kirby 6)。
7. ストランドの詩は、超現実主義的だと評される (Parini 525)。その理由の一つは、意外で不気味な終わり方をして、現実世界の中の非日常性を描くからだ。

引用文献

- Garrison, Deborah. "The Universe Stares Back: The poet Mark Strand confronts the infinite, which sometimes returns his gaze." Rev. of *Blizzard of One* by Mark Strand. *The New York Times Book Review* 13 Sep. 1998: 30.
- Hilbert, Ernie. "Interview: Conversation with Mark Strand." *Bold Type*. 26 July 2000
<<http://www.randomhouse.com/boldtype/0200/strand/interview.html>> .
- Kirby, David. *Mark Strand and the Poet's Place in Contemporary Culture*. Columbia: U of Missouri P, 1990.
- Lund, Elizabeth. "A Cleareyed Poet's Searching Questions: Mark Strand wonders where we're going." Rev. of *Blizzard of One* by Mark Strand. *The Christian Science Monitor* 22 Apr. 1999: 19.
- 新倉俊一 『アメリカ詩入門』, 研究社, 1993。
- Parini, Jay. "Mark Strand." *The Oxford Companion to Twentieth-Century Poetry*. Ed. Ian Hamilton. Oxford: Oxford UP, 1994.
- Strand, Mark. *Blizzard of One: Poems*. New York: Knopf, 1998.
- 一. *The Weather of Words: Poetic Invention*. New York: Knopf, 2000.
- マーク・ストランド著, 村上春樹訳 『犬の人生』, 中央公論社, 1998。
- D. W. ライト編, 沢崎順之助, 他訳 『アメリカ現代詩101人集』, 思潮社, 1999。

Mark Strand's *Blizzard of One*: Will a Blizzard Blow Up?

NAKAMURA, Atsushi

Abstract

In 1998 Mark Strand published a new book of poems titled *Blizzard of One*. What does this title mean? Will a blizzard really blow up in these poems? Keeping these questions in mind, this paper will attempt interpretation of four groups of poems. First, two poems on extinction: "A Piece of the Storm" and "The Night, The Porch." Second, "Precious Little": a poem about the wind, which is frequently blowing in these poems. Third, three poems on poets: "The Disquieting Muses," "The Great Poet Returns," and "Five Dogs." And finally, two poems on sunset: "The Next Time" III and "The View." Through interpretation the following conclusion has been reached: no blizzard rages in the world of the poems, however, there lurk fears that it might blow up at any moment. In short, the world of *Blizzard of One* foreshadows a blizzard.

keywords: extinction, the wind, darkness, sunset, poets

(なかむら あつし 本学人文学部助教授 アメリカ文学専攻)

ある刑事事件の供述資料における 作成者同一性の心理学的検討

森 直 久

要 約

広島県で起こったある強盗殺人事件の被告人に関して、弁護士から心理学鑑定を要請された。被告人が容疑を認める発言をした上申書に、被告人以外の者の手が加えられている可能性について検討してほしいとの内容であった。勾留中に同人がつけていた日記との対照を通じて、両文書の著者の同一性を吟味することにした。両文書について、定量的分析と定性的分析を施した。前者はひとつの「文」を構成する文節数の分布の、そして後者は「文体」の比較である。定性的分析の結果、両文書の文節数の分布は平均で4文節離れており、分布の重複は20%に過ぎないことが明らかとなった。また「日記」の定性的分析から明らかとなった、被告人に特徴的な5つの「文体」のうち、「理由の表現」と「false start 文」について両文書間に差異が認められた。残りの三つの文体、「行為主体の交代の不明示」「表現の反復」「敬語の不適切な使用」には差異が見られなかった、あるいは上申書では用いられていなかった。しかし著者の同一性を支持する証拠も得られなかった。これらの分析結果から、両文書の作者を同一であるとみなすことの危険性が主張された。

キーワード： 刑事事件、心理学鑑定、文体

平成5年12月20日、あるフェリー会社に勤務する甲板長Yが行方不明となり、明けて平成6年1月4日、広島港から水死体で発見された。翌日1月5日、Yの同僚であるFが強盗殺人の容疑で逮捕された。FがYの預金目当てにYを殺害し、預金を引き下ろしたとの容疑である。これは通称、広島港フェリー甲板長事件と呼ばれている。逮捕直後、広島南警察署長宛の上申書において、Fは自らの犯行を認める供述を行なっている。しかしその一方で、勾留期間中につけていた日記においてFは、自らの犯行を一貫して否定し続け、加えて、取調中の自白は刑事に強要されたものであることを繰り返し訴えていた。

本件被告人Fの弁護人は、上申書にはF以外の者の手が加えられているとの疑念を持ち、この可能性を心理学的に鑑定する要請を、筆者に対して行なった。Fが勾留中につけていた日記を対照材料として、上申書との文体上の差異という視点から筆者は検討を進め、鑑定書を作成した。本論文は、この鑑定書の一部を、弁護士の許可を得て公開したものである。

[分析に用いられる資料]

本論文が分析資料とするのは次のものである。①平成6年1月5日付上申書二通 ②被告人Fによる勾留中の「日記」。

②については、資料として留意しておくべき点がある。被告人は勾留中、平成6年1月4日から26日に至るまで毎日、日記をつけていたとされている。しかしこの日記は、宅下げの不手際により被告人の父親が廃棄(焼失)してしまったという。本意見書で資料とするのは、焼失した日記の内容について、後日被告人が記憶を呼び戻しながら作成した文書である。本論文では、この文書を「日記」と表記し、被告人が勾留中つけていた日記と区別する。

「日記」は勾留中の出来事に関する被告人の回想に基づいており、時間経過による記憶の変容や消失が懸念される。そこで本研究は、書かれた内容からではなく、その文体上の特性から、「日記」と上申書を比較することとする。よって被告人が独力で作成したことが保証されている限り、「日記」を資料とし、上申書との比較を行なうことには何ら問題がないと考える。

[本論文の立場と指針]

本論文は、二種の文書について、その定量的側面と定性的側面について比較吟味するものである。

本論文における定量的分析とは、上申書と「日記」双方から計量可能な指標を採取し、比較することで、両文書が同一作者によるものと言い得るかどうかを吟味する方法である。

一方定性的分析とは、文書における表現方法、表現形式に着目し、文書作成が独力で行なわれたものか、複数の者の関与が疑われるのかを吟味する試みである。自白や目撃証言の信用性の基準を、供述の「文体」に求めようという動きがある(原, 1996; 高木, 1996; 原・高木・松島, 1997; 松島, 1998; 森, 近刊)。「文体」とは供述の内容ではなく、文書や発話の構文、文の構成、文間の接続様式など、いわば供述の語られ方である。供述の内容が二次情報や、取調官の意図せざる誘導や要約、解釈、供述者の作話能力などに大きく影響を受けるがゆえに、信用性の基準として採用するには大きな危険が伴う。そこで「文体」に着目した信用性判断が考案された。原(1996)、原・高木・松島(1997)、松島(1998)は、ある刑事事件の被告人の公判供述を精査するなかで、被告人が実際に体験したことが確実な出来事を述べ立てる箇所と、犯行行為を記述する箇所とで、被告人の「文体」が異なることを発見し、被告人の犯行体験の不在を主張した。

本論文も「文体」という視点から検討を行なう。「日記」において被告人は、被害者とされているYの殺害を全面的に否認している。また上申書や調書が、刑事による「下書き」によるものであること、被告人が何も言っても「刑事の思いつくままにでき上がっていく」ことを記している。さらに上申書や調書の署名、捺印が、刑事の強制によるものであることを

記している。対して上申書では、Yの殺害に関与した旨、殺害動機、殺害方法などが、簡略ではあるが述べ立てられている。上申書も「日記」も被告人が独力で作成したものといえるかどうか、すなわち二つの文書の作者の同一性の問題について、以下では次のような方針のもと吟味が行なわれる。「日記」は被告人が独力で作成したものであることを前提とし、「日記」上に現われた被告人の「文体」を同定する。そして被告人の「文体」を上申書の「文体」と比較する。両文書の「文体」が一致していない場合、あるいは被告人に特徴的な「文体」が上申書に発見できない場合、そのような「文体」の非同一性を生み出した原因の存在が疑われる。被告人が「日記」で主張するように、上申書が刑事の「下書き」に基づくのであれば、そこに被告人に特徴的な「文体」以外の「文体」が混入するであろうし、被告人に特徴的な「文体」が発見できない事態が生じるであろう。

〔資料の予備分析と表記について〕

「日記」については、日付ごとの文章を「文」に分けた。「日記」には句読点がほとんどないが、終止形で完了している箇所に分析者が句点をつけ、句点で区切られる範囲を「文」とした。ただし、他者の発言が引用されている場合は、リードの部分が終止形で完了していても、引用を含んだ文が完了するまでを一つの「文」とした(凡例1を参照)。

凡例1)

そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじやろが」と言ます
また、問答形式で記述されている部分は、問いと回答をペアにして一つの「文」とした(凡例2参照)。

凡例2)

①Yさんがいしよめいたものはなかったか 答え ありませんでした
以下で「日記」の部分の表記には、日付と「文」の順番を用い、次のように記すこととする。たとえば「1/4・1」は『1月4日付の「日記」で1番目の「文」である』ことを意味する。上申書については、まず二通の上申書を「上申書A」「上申書B」に区別する。前者は、Y殺害の肯定、殺害動機、犯行行為などが記されたものである。後者は、Yの所持品を隠した場所などが言及されているものである。上申書A、Bについても「日記」と同様に「文」に分けた。以下で上申書の部分の表記には、A、Bの区別と「文」の順番を用い、次のように記すこととする。たとえば「上A・1」は、『上申書Aの1番目の「文」である』ことを示す。

〔上申書と「日記」で比較すべき点 一定量的分析一〕

まず上申書と「日記」を定量的に比較してみる。

最初に、上申書と「日記」の各「文」が、いくつの文節から構成されているかが計量された。

縦軸に生起確率を、横軸に文節数を配置した分布図を図1に示した。縦軸に生起確率をとることによって、総頻度の違いに影響されることなく、「日記」と上申書で分布形を比較することができる。「文」を構成する文節数の平均は、「日記」で7.50、上申書で11.73であった。標準偏差はそれぞれ4.76、4.55であった。「日記」と上申書の間の差は4.23文節で、標準偏差約一つ分の差である。両分布が正規で等分散であると仮定すると、二つの分布が重なり合う割合はわずか20%に過ぎない(Cohen, 1988)。

この分布の違いの原因を、一つに特定することは難しい。上申書と「日記」の著者の違いも可能性としては考えられるが、それ以上の言明を定量的分析の結果だけから導出することは危険だろう。続いて行なわれる、定性的分析の結果と併せて、最後に再び検討することにしよう。

〔上申書と「日記」で比較すべき点 一定性的分析一〕

定量的分析に続いて「日記」を定性的に分析した結果、次の1から5に示すような被告人に特徴的な「文体」を抽出することができた。

1. 理由の表現
2. false start 文
3. 行為主体の交代の不明示
4. 表現の反復
5. 敬語の不適切な使用

これらの「文体」について、上申書のなかにそれらが見い出せるのか、別の「文体」が現われているのかを、以下で分析していく。

1. 「理由文」の比較

上申書にも「日記」にも、ある事象の理由を述べ立てる文（「理由文」）が存在する。表A-1はその一覧である。上申書では、いずれの文においても、文頭と文末で呼応関係が成立している。「理由文」における呼応関係の成立という点から、まず上申書と「日記」を比較対照してみよう。

(1) 「日記」と上申書における「理由文」の十全さ

「理由文」における呼応とは、文頭に「理由文」であることを表示する語（「なぜなら」「どうして」など）が存在する場合、あるいは理由を述べ立てる文であることを表示する主語（「…した理由は」「…の訳は」など）が使われている場合に、文末が「から」で結ばれていることを言う。

上申書における「理由文」は3つである。二つは、呼応語間に従属文と主文をはさんでいる。残りの一つは原因事象を示す主語と理由を示す述語の間に、別の述語が介在する「入れ子文」である。構文としては単純ではないが、いずれも文頭と文末で十全な呼応関係が成立している。

一方日記には9の「理由文」が存在する。十全な呼応を見せているものはそのうちの7文で、残りの2文は呼応不全に終わっている。

(2) 「日記」において十全と不全とを分かつ原因は何か

呼応の十全と不全を分かつ原因は何であろうか。第一に、呼応語間の距離が考えられる。距離を文節数によって計測したのが表A-2である。不全を見せている「日記」の2文の距離は中程度であり、これより大きい文、これより小さい文で呼応が成立していることを考えると、呼応語間の距離は不全と十全を分かつ原因ではないことがわかる。

第二の原因として、構文の複雑さを考えることができよう。呼応不全の1/9・16文、1/18・6文は「入れ子文」であり、かつ、従属文と主文を入れ子として含む、複雑な文である。十全な呼応を見せている1/12・22文、1/16・7文、1/19・3文、1/26・3文、1/26・5文にはこの様な構文の複雑さはない。構文の複雑さが呼応の不全を生み出したのであろうか。しかし1/6・12文、1/21・20文を考慮すると、この仮説は支持されない。両者とも1/9・16文、1/18・6文と同様の構文を有しているにもかかわらず、十全な呼応を見せているからである。

さてここで、もう一度上申書の「理由文」を精査して、その特徴をとらえてみよう。上申書の「理由文」は、理由づけの対象となる事象（出来事、事態）と理由が、一文のなかに含まれている。これに対して「日記」の「理由文」は9文中8文が、理由のみから成り立っている。対象となる事象は、その直前の「文」となっている（このことは表A-3に示した）。残る2「文」の一つ1/6・12文は、文中に対象となる事象を有しているが、事象と理由の順序が上申書とは逆になっている。さらに1/6・12文の直前の「文」は事象を指示する「文」であり、事象と理由が二つの「文」で分ち持たれるという傾向を有している。1/6・12文が上申書と逆の順序で、事象と理由を含んでいるのは、後に考察する被告人に特徴的な「文体」である「表現の反復」の現われと解するのが適当であろう。残る1文、1/9・16文は、上B・4文と同じ「文体」を有している。しかし1/9・16文は、呼応不全に陥っている。

(3) 「理由文」の分析から導き出される結論

以上の分析から次のことが結論づけられる。上申書と「日記」の「理由文」の「文体」には相違がある。上申書では、事象と理由が一文に同居しているのに対して、「日記」では事象と理由が二つの「文」に分ち持たれている。そして「日記」において、上申書と同じ「文体」を有した「文」が産出されたとき、呼応は不全に終わる。つまり被告人は上申書のような「文体」では、十全な「文」を産出できないのである。「理由文」に関する分析においては、上申書と「日記」の「文体」の同一性に疑問が投げかけられる。

2. false start 文の性格の違いについて

文法的な整合性を欠く要素が、文中、特に文の冒頭に生じることがある。しばしばこの要素

を排除した部分は、文法的に十全な文となっている。整合性を欠いた要素は、誤った文が産出され始めた兆候であるとみなされる。この事象を false start と言う。false start は外見的な特徴を記述したに過ぎないので、その心理学的理由を追及することが、往々にして要請される。

(1) 「日記」と上申書に現われた false start 文の形態的差異

表B-1は上申書と「日記」に現われた false start 文の一覧である。上B・1の冒頭に現われた文は、「所」を「私の自宅内」と「バッグがあった」が修飾し、その「バッグ」は「Yさんが持って来られた」ものとして修飾されるという複雑な構文をなしている。またこの部分だけをとってみれば、文法的な誤りは生じていない。これに対して「日記」の false start 文はどうであろうか。表B-1を見ればわかるように、「日記」における false start 文はすべて短く、語数も少ない。複雑な構文も有していない。ほとんどすべてが単語+助詞「は」の形態である。外見的には述語の伴わない主語のように思われる。この事態を「孤立した主語」と表現しておこう。

上申書と「日記」における false start 文は、その形態が異なること。一方に生じたものは他方には生じていないこと、が明らかとなった。形態的な差異が、異なる心理機構によって生じるものであることを次に考察しよう。その際援用されるのは、微視発生という概念である(Werner & Kaplan, 1963; Wertsch, 1985)。

(2) 言語産出における微視発生

思想から言語への転換(言語産出)は論理的・形式的な翻訳ではない。語るべきものは思想のなかですでに語られているのではなく、言語産出という現実の行為のなかで漸次形成、構築されるのである。比較的短時間内に生じる、このような創発的過程を微視発生と言う。

思想から言語への微視発生過程は、「未分化・一体」的な動機から「分化・統合」的言語形式への展開過程と言うこともできる。我々が産出する発話や文はこの展開過程のどこかに位置付けられる。十全に展開され、文法的誤りのない文ばかりを、我々は産出する訳ではない。たとえば、危険な事態が目前に迫り、緊急の注意を同行者にうながす必要が生じた場合、「車!」、「危ない!」、「後ろ!」、「来た!」といった凝縮された発話を、我々は産出する。時間的余裕がもう少しあれば、「車が後ろから来たから危ないよ」のようになるであろう。このように、同種思想に基づいていても、分化・統合の程度の高低差が発話には現われる。

思想から言語への微視発生過程は、一方向的なものではなく、循環的なものであることにも留意が必要である。我々はしばしば話しながら考える。また書くべき動機があっても、文法的に十全な文章や気のきいた言葉が最初から産出できる訳ではない。文を産出しながら推敲を加えることで、動機に形を与えていく。「未分化・一体」から「分化・統合」への微視発生は、沈黙のうちに達成されるのではなく、言語化によって駆動されながら進むのである。台本なしの即興的なスピーチを依頼された場合や、構想を立てないままに書き出した文章の推敲過程に、このような微視発生をみることができる。このような微視発生の途上で登場する発話は往々に

して、文法的には正しくない、あるいは文法的に不要な表現を含む。しかしそれは、微視発生過程の駆動という心理学的な意義を有している。

(3) false start 文産出の背後にある微視発生過程

上申書、「日記」にあらわれた false start 文を微視発生という観点から考察してみよう。上 B・1 の冒頭に現われた文は、「所」を「私の自宅内」と「バッグがあった」が修飾し、その「バッグ」は「Y さんが持って来られた」ものとして修飾されるという複雑な構文をなし、かつこの部分だけをとってみれば、文法的な誤りは生じていない。このことから、冒頭の文は「分化・統合」が十分進んだ段階であると考えられる。これに対して「日記」の false start 文はどうか。ほとんどすべてが単語＋助詞「は」、すなわち「孤立した主語」の形態をとっている。これは、被告人の文産出における微視発生について、何を物語るのであろうか。

「孤立した主語」を除いた部分は、比較的十全な展開を見せた文となっており、表現されている内容もほぼ明瞭である。この内容と「孤立した主語」はどのような関係にあるのだろうか。「孤立した主語」を主語として、展開された部分の内容と同様の内容が語られている「文」を複数見出すことができる。これらと「日記」に現われた false start 文との対照を二つ表 B-2 に示した。「孤立した主語」がどのように展開されるべき内容を有するかは、対照となる「文」によって推測される。対照となる「文」は、「孤立した主語」を含み、かつ false start 文における展開されている部分と同内容を含んでいる。あるいは展開されている部分に関連する文脈で語られている。

このような分析から、次の二点が指摘できる。「孤立した主語」は別の場所では、文法的に十全な「文」の主語になっていること。そのような十全な「文」は、「孤立した主語」が混入していた「文」と内容的に同様、あるいは関連を持つものであること。この二点である。ここから推測するに、「孤立した主語」は、本来それを主語としてある「文」が展開されるべきところが、未分化なままにとどまったもの。背後に展開されるべき思想を背負いながら、展開が未分化にとどまったものであろう。その原因としては、別の思想が展開されて文法的に完結した「文」が産出されてしまい、「孤立した主語」の背後にある思想が展開される余地がなくなってしまったのだと考えられる。

(4) 上申書と「日記」における微視発生過程の違い

「日記」の分析から、被告人の文産出過程に存在する微視発生を特徴づけることができたように思われる。この微視発生は、上申書に現われた微視発生とは性格を異にしている。すなわち、「思想が未分化のまま、『孤立した主語』の形で産出され、放棄される」ような「日記」の微視発生に対して、上申書で見い出された微視発生は「十分に展開された上で産出され、後続して展開される文とは無関係な形で放棄される」ような形態であった。

以上のように、上申書と「日記」は、「文体」上の差異とともに、心理的機構上の差異をも有することが明らかとなった。

3. 行為主体の交代について

複数の行為主体が相互交渉することがある。上申書で言えば、被告人とY。「日記」で言えば、被告人と刑事、あるいは検事である。二者は犯行場面(もし被告人が犯行を犯していれば、の話である)、あるいは取り調べ場面で、さまざまな身体的、言語的交渉を有していると考えられる。

二者の交渉事態はどのように表現されているのであろうか。各「文」を、行為主体とその行為の呼応の十全さという点から分析してみよう。行為が明示されているとき、その行為の主体がとった行為として、文法上正しく表現されている。このとき十全な呼応があると言う。複数の行為主体が存在するとき、しばしば文中で主体交代が生じる。この交代と呼応して行為の表現も文法的に正しく移行しているかどうか、特に着目したい。

(1) 「行為表現不全」と「主体交代不明示」

まず上申書における被告人とYの交渉について見てみよう。主体交代は3つの「文」(上A・3, 上A・7, 上A・9)にみられたが、各々の主体に相応する行為が文法的に正しく表現されている。行為主体の交代がない「文」についても、主体と行為の呼応は文法的に十全である。

「日記」において、被告人と刑事、検事の交渉が語られている「文」をみると、上申書にはなかった特徴が散見された。それは、主体と行為の呼応不全である。より特定して言うならば、主体の能動的行為が表現されるべきところで受動的表現が使われたり、逆に主体の受動的行為が表現されるべきところで能動的表現が使われたりするのである。さらに、行為に呼応すべき主体が明示されていないことがある。前者を「行為表現不全」、後者を「主体交代不明示」と呼んでおこう。「行為表現不全」は17の、「主体交代不明示」は1つの、そして両者の混合形態が5つの「文」に見られた。表C-1はそれらの代表例である。もちろん「日記」にも、被告人と刑事、検事との交渉が十全に表現された「文」が存在する。表C-2はその代表例である。そのような「文」は、「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型の、ほぼ二つのタイプに分類することができた。

(2) 日記における「主体交代不明示」の頻度

「主体交代不明示」は、「日記」では6ケース存在した。「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型はこの中にはない。「日記」で主体交代が明示されている「文」は28ケース存在した。そのうち「Aが××と言うとBが〇〇する」型が19ケース、「Aが××のでBが〇〇する」型は6ケース、その他が3ケースであった。「Aが××と言うとBが〇〇する」型、「Aが××のでBが〇〇する」型を含めて考えると、「日記」において主体交代不明示が生じる割合は、17.7% (34ケース中6ケース)であった。しかしこれらの型を含めない場合には、主体交代不明示が生じる割合は66.7% (9ケース中6ケース)へと大きく増加した。

(3) 上申書における「主体交代不明示」の低頻度は何を物語るか

上申書において主体交代が生じていた文は3ケースであった。この内1ケースが「Aが××のでBが〇〇する」型（上A・7）、1ケースが1/19・6と同型の「Aが××するとBが〇〇する」型（上A・9）である。上申書が被告人の執筆であり、同じ比率で「主体交代不明示」が生じるとしても、上申書での期待値は1ケースを下回る。実際の上申書のなかに「主体交代不明示」は生じていなくとも、この数字からすれば納得のいく現実ではある。

もっとも、上申書において「主体交代」の発生頻度が少ないことは、上申書と「日記」が同一人物の作成したものであるのか、それとも同一人物が作成したとは言えないのかに関する判断を、そもそも困難にする。なぜなら、期待値による判断が有効なのは、事象の発生頻度がある程度高い場合である。たとえば、サイコロのある目の出現する確率の期待値は6分の1であるが、サイコロをふる試行回数が少なければ、ある目が実際に出た確率が期待値から大きくはずれることはしばしばあり得る。同様の事態が、主体交代に関する分析にもあてはまろう。したがってここでの分析から言い得るのは、次のような結論である。主体交代に関する分析によって、上申書と「日記」の作者が同一か否かの判断は保留されたのであり、決して両文書が同一人物の手によるものであることが積極的に肯定された訳ではない。

4. 表現の反復

被告人の「日記」には、同一表現の反復がしばしば見られる。表D-1はその代表例である。

(1) 反復の形態

反復はいくつかのタイプ、すなわち「行為反復型」「名詞反復型」「副詞句反復型」に分けることができた。「行為反復型」は反復される動詞によってさらに、「言う一言う型」「書く一書く型」「思う一思う型」に分類できた。表D-1にその代表例を示す。

さらに別の視点から表現の反復を分類し、代表例を掲載したものが表D-2である。このような分類によって、ほとんどすべての「行為反復型」は、後続する文(特に発言や記述の引用)のリードとなる行為が、後に反復される「リード反復型」であることがわかった。

(2) 上申書にはなぜ表現の反復が生じないのか

上申書には表現の反復は現われていない。理由の一つとして、「行為反復・リード反復型」を許すような文が産出されていないことが考えられる。この型の文は、リードによって導かれる他者の発言や文書の記述を必要とする。上申書のなかには、他者の発言や文書の引用は現われていない。表現の反復が生じなかったのは、発言や文書の引用という表現が用いられていないことに起因するかもしれない。もしそうであれば、被告人に特徴的な文体として「発言・文書の引用」があり、それが上申書には現われていないから、表現の反復も見出すことができなかつたと言うことができよう。

「発言・文書の引用」がなぜ上申書に生じていないのか。ここにも上申書への被告人以外の

者の関与が疑われる余地があるが、あくまで可能性にとどまる。

5. 敬語の不適切な使用

被告人はしばしば敬語、あるいは敬語表現を用いる。上申書と「日記」における敬語および敬語表現を調べてみよう。

(1) 上申書における敬語

表E-1は、上申書における敬語、敬語表現の一覧である。上申書では4ケースに敬語の使用が認められる。いずれもYが主語である。上A・3、上A・7の敬語は適切な用法である。上A・4、上A・6の「お教えてもらいました」は敬語の形としては正規ではないが、ここでは敬語的表現と考えたい。Yと被告人の関係(年齢的なもの)からして、主語「Y」に対し、敬語、敬語表現が用いられるのは適切と言い得ると判断したからである。

(2) 「日記」における敬語表現

「日記」の敬語表現は、上申書と異質である。刑事に対して被告人は敬語を用いることがある。たとえば「すると刑事さんが電話に出られました」(1/4・5)「そして刑事さんがちつと聞きたいことがあるのでこれから言う質問に答えてほしいと言われました」(1/4・6)のようにである。この時点で被告人は、刑事から手厳しい取り調べを受けておらず、刑事に対する一般的な感情として敬語を用いることは適切と考えられる。刑事に対して、敬称「さん」が使われていることからそのことは明らかである。

しかし被告人の「日記」で奇妙なのは、刑事からさまざまな圧力をかけられ、いわれのない罪に問われたのちも、刑事に対する敬語がみられる点である。表E-2に、「日記」で用いられた奇妙な敬語の一覧を示した。前後の「文」で、刑事を非難する記述をしているにもかかわらず、敬語の使用が認められる。たとえば「ほくは本当にこのような気分やの刑事は大きいです。自分が気分がいい時にはいつもにこにこしておられます」(1/18・7-8)のようにである。

もっとも、刑事に対して一貫して敬語が用いられている訳ではない。このことから被告人の行為表現においては、敬語表現が常体表現と区別されずに用いられることがあると推察できるかも知れない。上申書にはこのような混同が見られない点では、二つの文書の作者の同一性に疑問が投げかけられる。しかし上申書では、行為の主語となる人物が被告人とYに限定されており、正規の敬語使用からの逸脱を検討する状況にない。したがって、上申書と「日記」の作者の同一性の問題に関しては、判断を保留した方が無難であろう。

[分析のまとめ]

上申書と「日記」の作者が異なるのではないかという可能性を、定量的、定性的分析によって検討した。

定量的分析では、「文」を構成する文節数の頻度分布において、上申書と「日記」には大きな違いがあることが明らかとなった。

続く定性的分析では、まず被告人に特徴的な「文体」として5つの特徴が「日記」から抽出された。そのうち二つ、「理由の表現」「false start 文」において、被告人に特徴的な「文体」と上申書の「文体」が異なることが発見された。この結果は、上申書と「日記」の作者の非同人性を、あるいは上申書に被告人以外の関与があることを示唆する。残りの三つの「文体」については、低発生頻度と期待値にまつわる問題、被告人に特徴的な「文体」が発生する「文」タイプの欠如、被告人に特徴的な「文体」が発生する状況の欠如といった上申書の性格によって、作者の同一性に関する結論を保留せざるを得なかった。しかしそのような場合でも、同一性を積極的に支持する証拠は得られなかったことを付言しておく。

完全ではないが、著者の同一性が疑われるデータがいくつか存在することから、本論文は、上申書と「日記」の作者の同一性を主張することは危険であると判断し、むしろ上申書に被告人以外の者の関与がみられる可能性を主張したい。

付 記

この研究は、平成11年度 札幌学院大学研究促進奨励金（研究課題番号 SGUS9919800810）の補助を受けたものである。

[引用文献]

- Cohen, J. 1988 *Statistical power analysis for the behavioral sciences* (second edition). Hillsdale, New Jersey: Lawrence Erlbaum.
- 原聰 1996 供述分析—体験への侵入 佐々木正人（編）*想起のフィールド* 新曜社, pp.155-188.
- 原聰・高木光太郎・松島恵介 1997 対話特性に基づく心理学的供述分析（下）—足利事件 被告人Sの公判調書を素材として— *駿河台大学論叢*, 14, 109-176.
- 松島恵介 1998 供述心理学の視点（2）—体験語りの文体 体験性の可視化— *日本心理学会第62回大会発表論文集*, 8.
- 森 直久 近刊 共同で思い出す：目撃証言における共同想起 —瀬敬一郎（編）*目撃証言の法と心理学* 北大路書房.
- 高木光太郎 1996 身構えの回復 佐々木正人（編）*想起のフィールド* 新曜社, pp.219-240.
- Werner, H. & Kaplan, B. 1963 *Symbol formation: An organismic-developmental approach to language and the expression of thought*. New York: Wiley.
- Wertsch, J. V. 1985 *Vygotsky and the social formation of mind*. Cambridge: Harvard University Press.

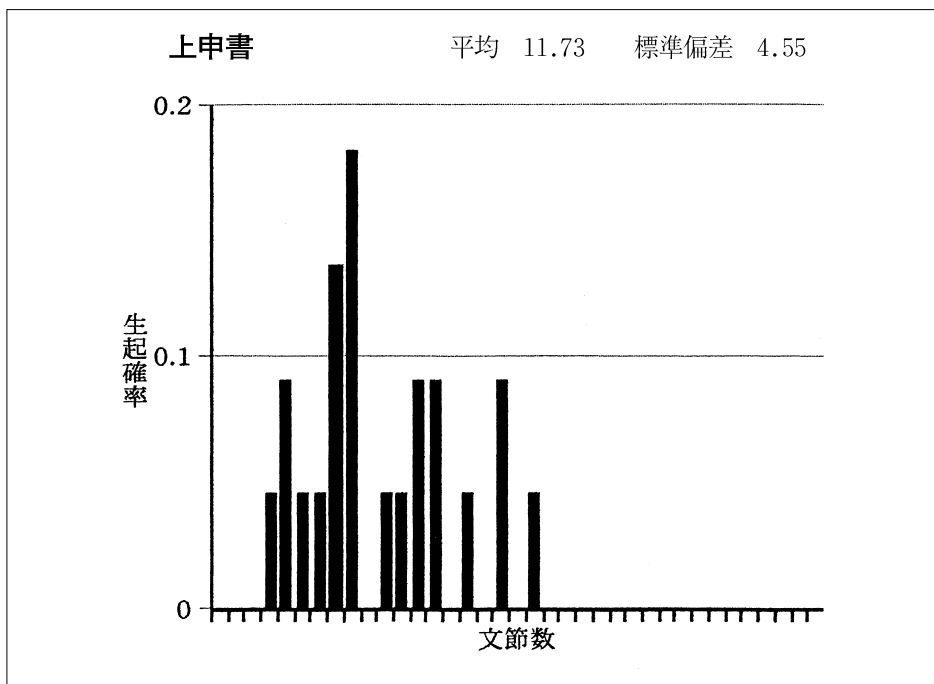
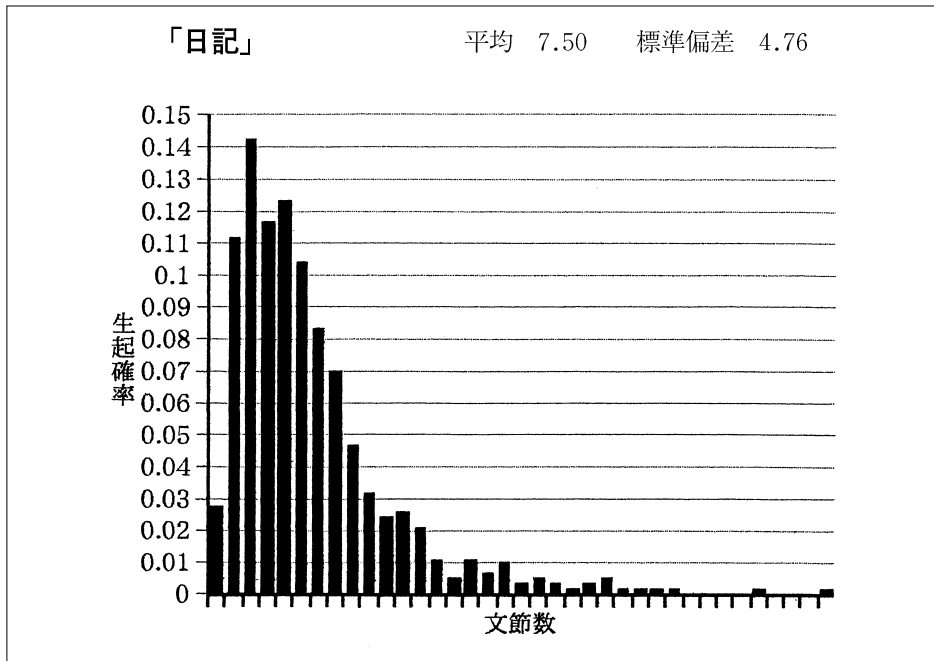


図1 「日記」および上申書の確率分布

表A-1. 「理由文」における呼応について

上申書に見られる「理由文」と呼応

「どうしてYさんをころしたかと言いますとYさんをころしてよきんつうちようを取って銀行からお金を下ろしてやろうと思ったからです」（上A・2）

「私がどうしてしようじきに刑事さんに話をする気持ちになったかと言うことですがそれは私の良心がありYさんにじようぶつしてもらいたかったからです」（上A・15）

「私がつうちようやいんかんをもっていた理由は今日の給料をもう一度振り込み後に下ろそうと思っていたからです」（上B・4）

「日記」に見られる「理由文」と呼応

1. 十全な呼応

「なぜなら刑事に何をされるかわからないからです」（1/12・22）

「だって本当のことですから」（1/16・7）

「なぜなら今日は刑事からどんなことをされるのかと思うからです」（1/19・3）

「なぜなら結果が出る日だからです」（1/26・3）

「なぜならぼくにとって人生で初めてのけいけんだからです」（1/26・5）

「なぜならぼくはYさんを殺していないのに刑事がぼくに無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き棧橋などではたくさんの人目につかされたからぼくは棧橋などにはたくさんの知っている人がいたのですごくはずかしかったです」（1/6・12）

「なぜならぼくの言うことは何も聞いてくれずに自分が言ってることがすべて正しくてもしぼくがちがうと言うと態度にすぐ出るから長所もすべてそうです」（1/21・20）

2. 呼応不全

「名前としいんをしたわけは刑事がぼくの後ろにいてぼくに無理やりさせられました」（1/9・16）

「なぜなら刑事はぼくの言うことは何も聞いてくれなくて刑事が自分が思いついたままに長所を書いてしまいました」（1/18・6）

表 A-2. 呼応語間の距離

上申書

1. 呼応十全

呼応語間距離 (文節数)

上A・2	11
上A・15	13
上B・4	5

2. 呼応不全

なし

「日記」

1. 呼応十全

呼応語間距離 (文節数)

1 / 6・12	14
1 / 12・22	3
1 / 16・7	1
1 / 19・3	4
1 / 21・20	14
1 / 26・3	2
1 / 26・5	4

2. 呼応不全

呼応語間距離 (文節数)

1 / 9・16	6
1 / 18・6	11

表A-3. 「日記」における「理由文」とその直前の文

「ぼくは現場けんしょうの時にすごくはずかしかったです。なぜならぼくはYさんを殺してないのに刑事がぼくに無理やり書かせて上しん書どおりに物事をもって行き 棧橋などではたかさんの人目につかされたからぼくは棧橋などにはたかさんの知っている人がいたのですごくはずかしかったです」(1/6・11-12)

「ぼくはそれでもすごくこわかったです。なぜなら刑事に何をされるかわからないからです」(1/12・21-22)

「ぼくは心ろの中ではぼくは本当はYさんを殺してないよといつも言ってます。だって本当のことですから」(1/16・6-7)

「ぼくはもお何が何んだかわからなくなつてしまいました。なぜなら刑事はぼくの言うことは何も聞いてくれなくて刑事が自分が思いついたままに長所を書れてしまいました」(1/18・5-6)

「ぼくは刑事に毎日会うのがものすごくこわくてしようがありません。なぜなら今日は刑事からどんなことをされるのかと思うからです」(1/19・2-3)

「ぼくが自由になれたらこの刑事を一生うらんでやります。なぜならぼくの言うことは何も聞いてくれずに自分が言ってることがすべて正しくてもしぼくがちがうと言うと体度にすぐ出るから長所もすべてそうです」(1/21・19-20)

「だからぼくは今日は朝からすごくいらいらしてました。なぜなら結果が出る日だからです」(1/26・2-3)

「ぼくはどんな結果が出るのかがすごく心配でした。なぜならぼくにとって人生で初めてのけいけんだからです」(1/26・4-5)

表B-1. 上申書と「日記」における false start 文

上申書における false start 文

「私の自宅内でYさんが持って来られたバッグがあつた所とYさんをころした後このバッグの中からつうちようやいんかんをぬすんで銀行に行きYさんになりすましよきんをおろしました」(上B・1)

「日記」における false start 文

「そして今日の昼からはぼくは刑事がぼくに書かせた上しん書どおり現場けんしようがありました」(1/6・2)

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に刑事の方が上しん書に書されていかにもぼくがやりましたと言わせるようにそむけて刑事がそうや…どんなしゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のことですごくぼく勉強になりました」(1/6・10)

「ぼくの本当の気持はYさんはぼくは本当に殺してません」(1/7・19)

「長所はぼくは何も言ってません」(1/10・6)

「ぼくは検事さんに言ったのが本当のことで警察では作り話を長所にされました」(1/10・31)

「ぼくは本当に検事さんの長所がぼくの本当の気持ちです」(1/11・29)

「ぼくは長所は何も言ってません」(1/12・6)

「ぼくがじようだんでもYさんをころしてないと言うと刑事はどなりつけてこう言います「あんたはまだYさんがじようぶつできんのんよYさんはおほねになつとるんよ死にんに口なし言うけんのおあんたが殺してるから何でも言えるよのおYさんに悪い思わんのかあとおこつて言ます」(1/16・5)

「名前としいんはぼくはぼくが毎日書いているとおりのことです」(1/17・9)

「ぼくは検事長所が本当です」(1/18・19)

「ぼくが長所ができる時にぼくが少しでもちがうと言うと顔も変えて何を言うならというよな顔をしてぼくを刑事がにらみつけるのです」(1/20・9)

「取調べはぼくをYさんを殺してるとして調書をとられていきました」(1/23・21)

「ぼくはそれもまったくのうそです」(1/24・11)

表B-2. 「孤立した主語」の内容推測と証拠

事例1)

[false start 文]

「そして今日の昼からは**ぼくは刑事がぼくに書かせた上しん書どおり現場けんしよう**がありました」（1/6・2）

[未分化部分の内容推測]

現場検証に立ち合った自分。

[推測を裏付ける資料]

「ぼくは現場けんしようの時に**すごくはずかしかったです**」（1/6・11）

「なぜならぼくはYさんを殺してないのに**刑事がぼくに無理やり書かせて上しん書どおり**に物事をもって行き**栈橋**などでは**たくさん**の人目につかされたから**ぼくは栈橋などにはたくさん**の知っている人がいたのです**すごくはずかしかったです**」（1/6・12）

事例2)

[false start 文]

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に**刑事の方が**上しん書に書されていかにも**ぼくがやりました**と言わせるようにそむけて**刑事がそうや…どんなしゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のこと**です**ごくぼく勉強になりました**」（1/6・10）

[未分化部分の内容推測]

刑事があらゆる手段を使って、Fが犯人であるかのような上申書を書かせる。

[推測を裏付ける資料]

「**刑事の方が**あるていど下書きをされて**て刑事の方があじやろうかこうじやろうか**と自分の思ったとおりのすじ書きをさせられました」（1/6・6）

「ぼくは自分がやってもないことを勝手に**刑事の方が**上しん書に書されていかにも**ぼくがやりました**と言わせるようにそむけて**刑事がそうや…どんなしゅだんでも取ってやらされると言うことが今日のこと**です**ごくぼく勉強になりました**」（1/6・10）

「あの上申書は**ぼくが進んでみずから書いたこと**になってますが**すべて刑事が下書き**をして**ぼくに書かせたものです**」（1/9・14）

「上申書も**すべて刑事の作り話**だし**ぼくも自分からYさんを殺したとは言ってない**しそれは**刑事のでっちあげ**だし**でっちあげでなければ無理やり上申書**を書かれたのです」（1/11・17）

「**刑事さんや長所**のことが本当ですと書いてますがそれは**上申書や長所は刑事の作り話**なので**刑事が**このように書けと言つて**ぼくに無理やり上申書**を書かされました」（1/22・19）

「なぜならぼくはYさんを殺してないのに**刑事がぼくに無理やり書かせて上しん書どおり**に物事をもって行き**栈橋**などでは**たくさん**の人目につかされたから**ぼくは栈橋などにはたくさん**の知っている人がいたのです**ごくはずかしかったです**」（1/6・12）

表C-1. 「日記」における行為表現不全と主体交代不明示

行為表現不全

「それでも**ぼくがいやだ**と言うと手をグーにしてなぐるようなかまえをして**ぼくに無理やり名前**としいんをさせられました」(1/7・23)

「**ぼくが一つでもYさんを殺していない**と言うと体度をがらっと**変えて**すごいけんまくになつて**ぼくがいかにYさんを殺したようにされる**のです」(1/9・9)

「**そしてこう**言います「・・・」と**言って**ぼくを**すごくおこりつけて**ぼくの体度が変わらなようにさせられました」(1/9・10)

「**そしてぼくが書かない**と言うと **刑事が**すごくこわくて手をグーにするので**そしてぼくを**なぐるかまえを**するので**それと**ぼくに**すごいけんまくで**おそいか**かられそうなので**ぼくは**こわくて名前としいんをしました」(1/9・17)

主体交代不明示

「最後に長所を毎日とられて名前を無理やり書かせてしいんを**させて**ぼくがいやだと言うと又いつものように**ぼくの後に**きて無理やり**いかに**も**ぼくが**長所を書きましたとばかりに**させる**のです」(1/7・15)

行為表現不全かつ主体交代不明示

「**そして無理やり**ぼくを殺人はんにして**ぼくが**やりましたとみとめ**させられ**ました」(1/5・24)

「**いかに**もなぐるかとみたいな態度をして**ぼくを**どなりつけて無理やり録音**させられ**ました」(1/23・14)

「**刑事が**ぼくの背後に**立って**手をグーにしてなぐりか**かられ**そうなけはいを感じ**させられ**ました」(1/5・28)

表C-2. 「日記」における主体交代の明示

[Aが××と言うとBが○○する]

「そしたら刑事さんがビデオカメラの写真ができたから見てもらうので警察に来てくれるかと言うので ほくもかんねんしてはいいと言いました」(1/4・24)

「でも現象が今までできてないので2, 3日うちになると言われるので ほくはいいですよと言いました」(1/4・25)

「すると刑事さんがあんたもう一つかくしてることがあろうかと言うので ほくはもおありません自分のやつたことおすべて言いました」(1/5・14)

「すると刑事がおこってYを殺したろうかと言われましたので ほくは通帳は取ってもYさんは殺してませんと言いました」(1/5・15)

「刑事は ほくがYさんを殺してないと言ってもほくがいかにもYさんを殺したように見せてほくを殺人者にしました」(1/6・13)

「そしてほくが名前を書きませんと言うとあんたまたこの場におよんでも名前を書かんきかええかげんにせいとおこってほくに無理やり名前としいんをさせました」(1/6・23)

[Aが××のでBが○○する]

「刑事がほくの後ろに来て手をゲーにして名前としいんをせんのならなぐろうかというようなそぶりをしました ので ほくはこわくてしいんと名前を書きました」(1/6・24)

「でも検事がほくに無理やりしいんと名前を書そうとする ので ほくはいやだとねばりました」(1/14・23)

「刑事の作った長所を見ながら検事がほくの言う通りの長所を作られた ので ほくはすなおに名前としいんをしました」(1/23・29)

「内容はいつもと同じで刑事の作った長所を検事がほくの言う通りの長所をすべて作ってくれた ので ほくは自分から進んで名前としいんをしました」(1/25・24)

表D-1. 反復の分類

[行為反復型]

1. 「言う一言う」型

「そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじゃろが」と言ます」(1/7・9)

「それを言われますとたとえぼくがYさんを殺してなくてもそんななるような声で言われたりするとだれだってなくよくなると思います」(1/7・10)

2. 「書く一書く」型

「しいんと名前を書いているのは刑事がすごくこわいので書きました」(1/8・5)

「長所にはきまってこお書れますこの長所は私みずから書いたもので刑事さんからどなたらたうおこられたりして書いたものではありませんといかにも刑事がいいことのように書いてますがあれはまっかなうそです」(1/10・15)

3. 「思う一思う」型

「ぼくはこう思いました刑事が検事とかわっていたらなあ思っています」(1/10・33)

「ぼくはこう思いました刑事はよくもまあ毎日毎日こんなによくもまあよく長所に書くこともあるんだなあ自分ながらにかんしんしましたぼくは何も言っていないのにね」(1/13・5)

[名詞反復型]

「殺人についてもぼくは本当に殺人はしてません」(1/5・39)

「ぼくのいめいじでは検事は警察よりすごくこわいしめいじがありました」(1/10・29)

[副詞句反復型]

「ぼくが自分から進んで長所に書いてあるように自分から進んで書いたものではありません」(1/24・4)

表D-2. 行為反復型の別分類

[リード反復型]

「そしたら刑事はこう言いました「何がそんなに悲しんならYさんを殺してないのなら平気なはずでYさんを殺しているからこそ悲しんじやろが」と言ます」（1/7・9）

「そしてこう言います「あんたまだ正じきになれんのか。Yさんに悪いと思わんのかYさんも家族がおるんどあんたがYさんの家族やったらどうや」と言ってぼくをすごくおこりつけてぼくの体度が変わらないようにさせられました」（1/9・10）

「ぼくがじょうだんでもYさんをころしてないと言うと刑事はどなりつけてこう言います「あんたはまだYさんがじょうぶつできんのよYさんはおほねになつとるんよ死にんに口なし言うけんのおあんたが殺してるから何でも言えるよのおYさんに悪いと思わんのかあとおこって言ます」（1/16・5）

表E-1. 上申書における敬語使用一覧

「私とYさんは同じフェリーに乗船して知り合ったものでYさんは平成5年11月ころにりこんし私のマンションに時々泊まりに来ておられました」(上A・3)

「Yさんが最後に家に来られたのは平成5年12月18日の午後3時ころでこの夜Yさんからつうちょうや印かんを持ち歩いている件をお教えてもらいました」(上A・4)

「それにこの通帳には今月の給料が入ることになっていることもお教えてもらいました」(上A・6)

「その後Yさんはよくじつ(19日)夜中に酒によって帰ってこられたので私が又Yさんを宇品港泊ってる石手川丸にお酒を飲もうと言ってさそいでした」(上A・7)

表E-2. 「日記」における不適切な敬語表現

「すると刑事がおこってYを殺したろうがと言われましたので…」(1/5・15)

「そしてあなたは本当にYさんを殺してすまないという気があるのならすなおな気持ちにならんといけんわいなどといかにもぼくがYさんを殺してないのに殺したように言われて最後にはあなたにもりようしんがあろうがいそしたらそんなごうじようをはらずに反省してYさんをじようぶつさせてやれと半分なきおとしをされるのです」(1/7・7)

「刑事はぼくをいじめて長所を取ることにいかんをおぼえられてるみたいです」(1/8・2)

「刑事があるていど下書きをされてそれがそうならそれがそうなるというふうにされました」(1/8・15)

「そしてぼくが名前としいんをするのを見てよその方に行かれます」(1/8・25)

「刑事はいかにもぼくがYさんを殺しているかのようにやっておられますがぼくは殺してません」(1/11・14)

「ぼくは何をこんきよに刑事がぼくをYさん殺しのはんにんにされたのかわかりません」(1/11・16)

「それがすまないとどんなことがあつてもぼくからはなれていかれません」(1/17・12)

「自分が気分がいい時にはいつもにこにこしておられます」(1/18・8)

「刑事はぼくがYさん殺しのはんにんとして長所を取られてますがぼくはすごくめいわくです」(1/22・12)

「刑事はぼくがYさんを殺したと長所を取られてますがぼくは本当にYさんを殺してません」(1/24・26)

「そこでも刑事はぼくに書かせたりないのか刑事が刑事なりに用紙に2, 3枚書れてました」(1/26・9)

A Psychological Examination on the Author's Identity in Criminal Case Documents

MORI, Naohisa

Abstract

Regarding a robbery and murder case that occurred in Hiroshima Prefecture, the author was requested by a lawyer to examine the possibility that a third person had added to the accused's written statements to authorities in which he admitted to committing the murder. Two kinds of documents - written statements given to police and a "diary" written by the accused while in police custody - were compared and examined both quantitatively and qualitatively to determine whether both had been written by the same author. In the quantitative examination, the two documents were compared in terms of the distribution of the numbers of paragraphs in each text. This examination showed that the difference of the mean numbers of paragraphs was about 4 paragraphs and that the overlapping of the two distributions was as little as 20%. The qualitative examination revealed five kinds of characteristic "styles of writing" in the accused's "diary". In two of the five stylistic features ("explanation style" and "false start sentences"), differences were found between the two kinds of documents. In the remaining three ("invisible turn of the agents", "expressional repetition" and "inappropriate use of honorific words") no differences were detected, although no proof supporting the author's identity was found. The results of these examinations suggest the possibility of third person involvement in the accused's written statements and it cannot be concluded that the author of the two documents is the same.

Key words: Criminal case, Psychological examination, Style of writing

(もり なおひさ 人文学部講師 社会認知心理学専攻)

鎌倉御家人——とくに「文士」について——(3)

北 爪 真 佐 夫

要 約

本稿は(1)(2)につづいて鎌倉初期の「文士」についての続編で鎌倉御家人——とくに「文士」を中心に検討したものである。この時期の「文士」の活動の特徴は確立した武家権門（幕府）が「朝家」と接触するなかで如何なる交渉を行い、如何なる政策を固めてのぞんだかが問題となる。また内部問題としては設置された侍所、公文所（政所）、問注所などの諸機関を中心として活動したのであり、それらの運転にかかわったのである。軍事部門と異なるこれらの分野は都の下級役人を歴任した「文士」たちにとってはうってつけの活躍の舞台でもあったのである。つまり、彼らの出身からくる公家社会の知識（王朝国家体制）が重要な役割を果たしたことはいうまでもない。これらは律令国家以来の役人＝官僚たちの蓄積によるものであって、こうしたことをぬきにしては彼らの存在を語るができないのである。それらは彼等を一定程度規定すると同時にある種の限界を生じさせてもいるのである。

キーワード：文士、武士

はじめに

- (I) 鎌倉前期の「文士」と「武士」
- (II) 鎌倉初期の「文士」たち
- (III) 初期幕府における諸政策と文士たち
 - (1) 守護地頭制（以上66号）
 - (2) 記録所の設置と法曹官僚（以下67号）
- (IV) 鎌倉期の雑色について
- (V) (1) 新鎌倉派の公卿たち（以下本号）
 - (2) 頼朝時代の「文士」たちの活動
 - (3) 頼家時代の「文士」たちの活動
 - (4) 実朝時代の「文士」たちの活動

(1) 新鎌倉派の公卿たち

本稿では「鎌倉御家人——とくに「文士」について(1)(2)につづいて、すこし角度をかえ、かつ具体的事例にそって検討を続行することにした。そこでまず幕府の諸機関の設立でみると、まず最初に設置されたのが侍所で⁽¹⁾、ほぼ四年後の1184（元暦元）年10月に公文所と問注所

実宛の御書は雑色濱四郎が御使となって上洛し届けたのであるがそれには能保の下部黒法師丸が相副えられたというのである。この黒法師丸は能保の「下部」であるとともに「京都案内者」であるといっているのが注目される⁽¹²⁾。なお、侍従公佐朝臣であるが、彼は頼朝の外舅北条時政の外孫にあたる人物なのである⁽¹³⁾。しかも、前述の院奏折紙状にみえる関東側からの人事の推挙にあたっては、公佐については「右馬権頭」をあてていて、翌日にはさっそく「右馬頭」に任じられているのである⁽¹⁴⁾。なおまた、彼等が関東方の頼朝らと打合せができたのは当時二人は鎌倉にいて、十月の南御堂勝長寿院で盛大な供養が行われたさい、頼朝が堂上に着座したあと左馬頭能保、前少将時家、侍従公佐、光盛、前上野介範信らと堂前に着座しているのである⁽¹⁵⁾。能保自身が鎌倉に参向したのはこの年の五月中旬で、頼朝はかの平宗盛の召進の賞により「従二位」に叙せられたのであるが、この叙任は能保の執進によるものだったのである⁽¹⁶⁾。しかもその叙書が鎌倉に到着した折りに能保より近日中には鎌倉に参向する旨の連絡があり、十七日には到着しているのである。してみればかなりの期間鎌倉に滞在していたことになるのである。能保が都にもどったのは翌年の正月の末で、そのさいには頼朝は種々の餞別を送ったほか、夜の「遊宴」も行ったし、能保の夫人には備後国信敷庄以下数ヶ所の地頭職を与えているのである⁽¹⁷⁾。その年の三月、京都守護の任にあたった北条時政が関東に帰還するにあたっては、すでに在京していた能保が「京都守護」を引継ぐことになり⁽¹⁸⁾、洛中の警衛の事は北条一族の平六兼伏時定が卅五人の武士を統率してあたることになったのである⁽¹⁹⁾。こうして能保は「禁裏奉公」の「朝臣」でありながら「京都守護」を兼帯する特異な位置に立つことになったのである。それは義経問題などで「朝家」の側はやや窮地に落ち入ったことがこうしたことも認めざるを得なかったのであろうか。彼の妻は後鳥羽天皇の乳母であり、娘は九条兼実の嫡男良経の妻となり、このあと自身は権中納言従二位に進み、頼朝の耳目となって彼を助け順調な発展をとげることになったのである。なお、前述の南御堂勝長寿院の供養の折りに左馬頭能保の隣りに着座した前少将時家について一言つけ加えておきたい。彼はかの平清盛の片腕であった正二位権大納言平時忠の子息で、以下のように説明されている。

伯耆守時家初参武衛，是時忠卿息也，依繼母之結構，被配上総国，司馬令賞翫之，爲聳君，而広常去年以来御気色聊不快之間，爲贖其事舉申之，武衛愛京洛之客之間，殊憐愍云々⁽²⁰⁾，注目すべき点は司馬（上総介広常）が時家を聳君としていたことである。彼は機会があれば正二位権大納言時忠の子息の擁立などを視野に入れていたのであろうか。いずれにしても頼朝が京洛に通じた時家をこのように迎え入れていることは注目すべき点である。

次に1186（文治二）年三月あたりでみると前摂政家領（基通領）を兼実に付けるべきであるという関東の要請に対し「仍今日，帥中納言被仰聞其子細於北条殿，早可申達関東之由，被申御返書云々（傍点筆者）⁽²¹⁾」とあるように経房は関東との良きパイプ役を果しているのである。能保の方でみてみるとこの年の四月、前大蔵卿泰経、前刑部卿頼経らの罪科を関東では免ずることになり帰京を許すことを奏聞して後白河法皇を喜ばしているのだが「仍左典厩被執進

の設置をみたのであるがこの時には公文所で吉書始めが行われ、初期の「文士」の主要なメンバーが顔をそろえている⁽²⁾。二ヶ月前の新造公文所の立柱上棟の奉行には大夫属入道善信と主計允行政があたっている⁽³⁾。この時期の関東は義仲軍を敗り、平氏を最終的に攻略する直前であって政治や「朝家」との交渉が重要な季節を迎えることになり「文士」のもつ特技が発揮される場面が展開されることになるのである。それ故に頼朝は以前から都の役人＝「文士」とのつながりを強めるとともに確保につとめたのであった。つまり武士＝勇士では果たし得ない職務をこなすことのできる「文士」をいろいろなルートを通じて確保につとめたのであった。勿論、戦時であっても政治や交渉は行われるが平和時ともなれば内部固めとともに既存の「国家」（「朝家」）との交渉ごとが重要となるのである。また関東にあっても、指示命令や連絡には「文書主義」をとっており、そうした面からいっても「文士」が必要なのであった。早い時期に安田義定が頼朝に推挙した伏見冠者広綱について「伏見冠者広綱初参武衛，是右筆也，馴京都者，依有御尋，安田三郎被舉申之⁽⁴⁾（傍点筆者）」とあって「右筆」＝「文士」が求められていたのである。そうした点でいうならば武士＝勇士の方は「われ右筆の身にあらず，武勇の家にもまれて⁽⁵⁾（傍点筆者）」といているように、その本領は「武勇家」に生れたが故に「いくさ」にあったのである。それ故に「勇士」は「右筆」の仕事などは弱いのが一般的であったようである。後になるがかの北条泰時は関東の武者の世界では律令格式を知る者はほとんどなく漢字を知らない者が多いことを京都の重時宛の消息で語っているのである⁽⁵⁾。

1185（文治元）年ともなれば関東の内外にわたって「文士」たちが活躍することになるが、主として「朝家」との交渉で「文士」におとらず親鎌倉派の公卿たちの役割も無視しえないものがあるので、まずこの問題を検討してみたい。その一人吉田経房についていえば、この年の10月、「新藤中納言経房卿者廉直貞臣也，仍二品常令通子細給，於今者吉凶互被示合，而黄門有望之由，内々被申之間，二品令吹举給云々（傍点筆者）⁽⁷⁾」とあり、頼朝は以前から子細を通じており、今では「吉凶」を互いに示合う間柄になっていて、内々に中納言を望んでいることを申し立てたので推挙したというのである。平氏打倒後の頼朝による文治守護地頭設置の奏請にあたっては彼は「朝幕」間の円滑なつなぎ役を果しているのである⁽⁸⁾。かくして同年十二月の十名の議奏公卿の一人に頼朝は推挙しているのである⁽⁹⁾。その後の頻繁な朝幕間の執奏・伝達の仕事には彼がほとんどかかわっていたのである。ところでかつて問題にした十人の議奏公卿や兼実の内覧提案は院奏折紙状の献上で行われたのであるが、この間のことは関東では中原広元、三善康信、藤原朝臣俊兼、藤判官代邦通などの文士が沙汰をしているのである⁽¹⁰⁾。そのことは広元以下の「文士」がその任務を遂行したといってもよいのである。もっとも、この問題などの実現にあたっては交渉相手である「朝家」の公卿たち、前述した吉田経房などが重要な役割を果たしたのは勿論であるが、「此間事等，京都巨細者，大略以被示合右典廐并侍従公佐等治定云々（傍点筆者）⁽¹¹⁾」とあるように、頼朝の義弟である一条能保や侍従公佐らと京都の巨細については示合せて決めていたというのである。ところで問題の院奏折紙状と兼

職事奉書、今日所到来也⁽²²⁾」とあって、左典厩＝能保はこのように「朝暮」間にかかわっているのである。

次にかの院奏折紙では関東方は右大臣兼実以下十人の議奏公卿を提案したことは前述したところであるがその議奏公卿の一人には藤（吉田）経房が含まれているし、侍従公佐朝臣を右馬頭に任ずるよう求めそれぞれ認められている。またその他では前日向守藤宗頼を大蔵卿に任ずるよう要請し翌日に認められているのである⁽²³⁾。九条兼実はこの宗頼について、後白河法皇との関係では疎遠であったため顕官に漏れ、四品に叙せられたものの一職を帯びず、すでに棄置人の如き存在であったのを惜んだ頼朝が万人の内から推挙したことにより大蔵卿に任命されたといっている。また兼実は彼は入道大納言光頼の鐘愛の子で成頼のもとで文書を伝える口伝をうけ、彼の家を継ぐ「才学優美」「心操穩便」の人と高い評価を行っているのである⁽¹⁴⁾。まもなく兼実は摂政家としての家政機関を組織するにあたり彼を五人の家司（二番目）の一人に、また年預にも任じているのである⁽²⁵⁾。なお、院奏折紙での国々の要求には盛りこまれていないが有力な文士である齊院次官親能がかつて「門人」であり「家人」として仕えていた前中納言雅頼卿には陸奥国の知行国が支給されている⁽²⁶⁾。ところでこの親能はしばしば上洛して「朝暮」間の連絡で重要な役割を果しているのである。1184（寿永三）年一月、関東方の陣の「行事」として上洛した折りに親能はかの雅頼卿に関東での兼実評を伝えている。これは雅頼に話せば親交のある兼実に伝わることを承知しての言動であったとみてよいであろう。その時に親能が語ったことは関東としては「天下」をただすのであれば、右大臣兼実が世を統治すべきであって、それには異儀はないと述べたという。そこで雅頼は今回はその点を奏上するかと尋ねたところ問われるならば申しあげる所存だということであった。そこで尋ねられない場合はと聞いたところ進んで申し上げるようにとは承けたまわってはいないとの返答であったと兼実に伝えたという⁽²⁷⁾。こうした兼実の評価については、同年十一月に上洛した三条宮近臣であった少納言宗綱は頼朝の言として京下之輩＝文士に兼実のことを聞いたところ「人別称其美、未聞其悪⁽²⁸⁾」という評価であったというのである。このように「文治以前」でも、関東での兼実の評価はたかまっていたこと、引き続き義経問題での兼実の態度が「内覧」について「摂政」に頼朝が推挙した大きな理由であったとみてよいであろう。

ところで問題の兼実については1185（文治元）年の年末に十人の議奏公卿の提起のさいには関東方では「内覧」に推挙し、種々問題があったものの兼実は引受けることになったのである。次にこの年の正月、関東では後白河法皇六十才の御宝算を賀して京都に上絹三百疋、国絹五百疋等々を進上している⁽²⁹⁾。他方で去年言上した事項の実施状況とか前大蔵卿高階泰経などの流刑等を早く実施するよう上洛中の中原広元に沙汰をしているのである⁽³⁰⁾。ところで、この時期最も重視していた交渉案件は右大臣兼実を「内覧」から「摂政」に推挙し実現することであった。この年の二月末日に頼朝の飛脚安達新三郎が上洛して「朝家」に条々の申し入れを行ったなかに兼実に「摂政詔」を下されるよう求めたことが含まれていたという⁽³¹⁾。頼朝は

この件に関しては兼実に対して内々に申し入れていたのであるが、兼実はそうした「時宣」ではなく猶予あるべきでものということであったという⁽³²⁾。こうして頼朝としては兼実の頭ごしで「撰政詔」を下されるよう要請し、とうとう三月初旬には宣下されることになったのである⁽³³⁾。

かくして1185（文治元）年の年度末あたりまでで関東方は九条兼実をはじめとして、吉田経房、親族でもある一条能保、侍従公佐朝臣、兼実と親密な関係にある藤雅頼、のちに兼実の家司となった藤宗頼らのいわゆる親鎌倉派の公卿たちの組織化に成功し、それぞれ「廟堂」におけるしかるべき地位を関東の推挙によって占めるにいたっているのである。こうした組織化にあたっては頼朝の義弟一条能保をはじめとして中原広元、三善康信、中原親能らに負うところが大きかったということはいままでもない。なお、親鎌倉派公卿としては内大臣実定（のち左大臣）をあげてもよいであろう。1191（建久二）年閏十二月、五三才で死去した左府禅閣（実定）に関し、「幕下殊歎息給、関東有由緒、日来所被重之也、梶原者、又朝景々時、共以浴彼恩澤云々、景時者依幕下御吹拳、先年爲美作国目代云々（傍点筆者）」⁽³⁴⁾とある如く、その関係が密接なものであることが解るのである。以上のような人脈を通じて頼朝は軍事的な成果を背景に関東の要求の実現を計ったのであり、彼等によってその後の「朝幕」間が比較的円滑に移ることが可能となったものといえてよいであろう。そのことは他面では御家人たちの要求がおさえられたという側面のあったことを見ておく必要がある。

註（1）吾妻鏡 治承四年十一月十七日条。

（2）吾妻鏡 元暦元年十月六日条。これによる安芸介中原広元別当、中原親能、主計充藤原行政、足立馬允藤内遠元、甲斐四郎、大中臣秋家、藤判官代邦通が寄人として参上している。

（3）吾妻鏡 元暦元年八月廿四日条。

（4）吾妻鏡 寿永元年五月十二日条。

このとき伏見冠者広綱は日頃遠江国懸河辺に住んでいたという。

（5）平家物語 卷一 殿上閣討の事。

（6）佐藤・池内編「中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法56～59頁

（7）吾妻鏡 文治元年九月十八日条。

（8）守護地頭補任と兵糧米段別五升を庄公に宛課すことを北条時政が謁し申したのは藤中納言経房卿であった。以上は吾妻鏡文治元年十一月廿八日条。

（9）吾妻鏡 文治元年十二月六日条。

（10）註（9）に同じ。

（11）吾妻鏡 文治元年十二月七日条。

（12）註(11)に同じ。なお、義経同心の聞こえある侍臣のなかに民部卿成範卿があったが頼朝縁者ということで折紙からは除いたという。

（13）註（11）に同じ。

（14）吾妻鏡 文治二年正月七日条。

（15）吾妻鏡 文治元年十月廿四日条。

（16）吾妻鏡 文治元年五月十一日条。

（17）吾妻鏡 文治二年正月廿八日条。

（18）吾妻鏡 文治二年三月廿三日条。

- (19) 吾妻鏡 文治二年三月廿七日条。
- (20) 吾妻鏡 養和二年正月廿三日条。
- (21) 吾妻鏡 文治二年三月廿四日条。
- (22) 吾妻鏡 文治二年五月九日条。
- (23) 吾妻鏡 文治二年正月七日条。
- (24) 玉葉 文治二年一月廿七日条。
- (25) 玉葉 文治二年三月十一日条。
- (26) 註 (23) に同じ。
- (27) 玉葉 寿永三年二月一日条。
- (28) 玉葉 元暦元年十一月廿一日条。

この件はかつて拙稿「中世初期政治史研究」P229で言及しているが廿七日とあるのは誤りであるのでここで訂正しておきたい。

- (29) 吾妻鏡 文治二年正月二十一日条。
- (30) 吾妻鏡 文治二年三月廿九日条。
- (31) 吾妻鏡 文治二年二月廿七日条。
- (32) 註 (31) に同じ。
- (33) 玉葉 文治二年三月十六日条。
- (34) 吾妻鏡 建久二年閏十二月廿五日条。

(2) 頼朝時代の「文士」たちの活動

「文士」の活動についてはすでに本稿1(2)で概観しているので、ここでは文治二年以降の「文士」を中心とした活動を前稿の補足をかねてさらに追求することにしたい。この年の六月には広元は使節として上洛し、七月には「京地没官目録」を作成して鎌倉の頼朝の許に送っている⁽¹⁾。後者は洛中での没官地などの戦後処理にあたったものであるが、同年閏七月に関東にもどった広元はさっそく頼朝より委細の下問に預り所存を申しあげたという。それは「諸国守護地頭條々事」であったというから前述の使節の目的はこの問題の交渉であったといつてよいであろう⁽²⁾。ところでこの六月になって、四月の頃に関東では「政道事」で是非実現すべきこととして公卿に付けて奏聞していた問題に対する解答があったのである。その内容は諸社諸寺修造、記録所事などで、その問題提起に関してはすでに述べたように「文士」が深くかかわっていたのであった。ところで前述の如く六月に因幡前司広元が使節として上洛しているのだが、それは義経問題の決着を待たずに解決すべきものとして「仍雖可被待義経左右，有人愁歎，諸国守護武士并地頭等早可停止，但於近国没官跡者，不可然之由，二品被申京都，以帥中納言，可奏聞之旨，被付御書於廷尉公朝便宜（傍点筆者）⁽³⁾」というもので、かかる内容を含む御書は廷尉公朝の便宜（帰洛）につけてかの経房より奏聞されることが求められたのである。また四月に京都に申し入れた件には播磨国備前国の武士の妨に関しては閏七月、両国の武士の妨の注文を上洛中の広元に与えて糺明するよう命じているのだが、そのさい広元に対して「爲二品御腹心専一者之由，去月十四日及 公家御沙汰，面目之所致也（傍点筆者）⁽⁴⁾」といった広元評価を知ることができるのである。だがこの武士の妨の問題はなかなか解決されず十月になって宣旨と

院宣が下されることになった。その主旨は「現在謀叛人跡之外者、可停止地頭綺⁽⁵⁾」という
 ことで決着し、これに対して頼朝は請文を書いているのである⁽⁶⁾。もっとも、この請文は職
 務上当然であるが問注所の大夫属入道(康信)と筑後権守俊兼らが所談を加えて作成したもの
 であった⁽⁷⁾。ところでこの問題との関連で院宮貴所以下の権門領における地頭新儀の停止を
 求めて公家より目録が下されたことに関して、関東ではその一々に成敗した下文二百五十三枚、
 書状二通并目録を同年十月初めに進上したというが、帥中納言経房宛の頼朝書状では「於今度
 者、任仰旨、大略成下文進上候、凡者如此事、自今以後、令仰含撰政家仰下干記録所、可有御
 成敗候也(傍点筆者)⁽⁸⁾」とあって、今度は関東で成敗したが今後は兼実より記録所に命じ
 て成敗すべきであると提言しているのである。

次に、翌年の三月、美濃権守親能は使節として上洛しているが貢馬十疋を相具しての上洛
 であった。これは四月の上旬に後白河法皇の熊野詣があるためであった⁽⁹⁾。ところで因幡前
 司広元の上洛は同年六月で皇居の修復とかの帥中納言経房を大納言に推挙することであった⁽¹⁰⁾。
 だが、この時期の「朝幕」間の懸案事項は洛中群盜蜂起と散在武士の狼藉を鎮圧することであっ
 た。この問題は最初の「京都守護」の任にあった北条時政が前年の三月に出京し、そのあとは
 平六僱伏時定に三五人の勇士を撰定してあずけ洛中の警衛の任にあたらせたのである。時政の
 後任の京都守護は前述の如く一条能保であった⁽¹¹⁾。だが同年四月末には洛中の狼藉は収まら
 ず上下七ヶ所に群盜乱入といった事件が発生しているのである。しかも、義経・行家などは洛
 中にあるとの風聞があり、洛中の治安はこのように以前から問題となっていたのである⁽¹²⁾。
 かくして九月には有力御家人千葉常胤、下河辺行平を上洛させることになるのだが⁽¹³⁾、すで
 に述べたように閑院修造の沙汰のために上洛していた因幡前司広元や美濃権守親能に対しては
 頼朝としては彼等は洛中あったといっても「非武器候⁽¹⁴⁾」といった存在であるから、この件
 については責任はないといっているのである。ところで九月末には上洛中の親能に対しては閑
 院遷幸料楽屋幄覆并御誦経幄覆以下を染めて仙洞に進上するよう命じている⁽¹⁵⁾。同じく洛中
 にあった広元からは十月末には閑院修造も完成したので定めし勸賞の仰せがあるのではないか
 と関東に連絡があったが、それに対して頼朝は辞退するよう指示している⁽¹⁶⁾。その上で「閑
 院殿作事」や「新斎宮用途」は成功を募って行くよう仰せ下されば相模国以下六ヶ国を「重任
 之功」にして欲しと要請している⁽¹⁷⁾。もっともこの「重任」が認められたのは相模・武蔵の
 二国にとどまっている⁽¹⁸⁾。

次ぎの年、1184(文治4)では式部大夫親能の洛中での活動が目立つ。その活動の遂一は使
 者によって鎌倉に報告されているのだが、同時期の因幡前司広元も在洛中で、十二月初旬に鎌
 倉に到来した使者の報告によると後白河法皇は熊野詣のための精進中に「蒙御感仰者、閑院并
 六條殿修造已下、於事勤節、殊神妙云々(傍点筆者)⁽¹⁹⁾」ということで、このところの閑院
 殿などの修造で感謝されているのである。もっとも、この年(文治四)四月初めに焼亡した六
 條殿の作事にあたっては親能が頼朝知行国役の奉行にあたり、大工国時によって造進され⁽²⁰⁾、

親能の報告によると六条殿造営にあたり所課屋々ごとに對し「丁寧」な勤めがなされたとして法皇より殊に感謝されたという⁽²¹⁾。こうして頼朝は「爲公私眉目歎之旨、二品太令喜悅給云々」ということであつたという⁽²²⁾。

ところで軍事上の問題でいうと、1187（文治3）年の十月、洛中狼藉は千葉常胤や下河辺行平の上洛により鎮圧されたが、この年の窮冬には天野藤内遠景の郎従は貴賀井嶋の追捕を試み、暫く猶子ののち島に渡り合戦を行つて征服をとげたとの遠景の使者の報告があつたという⁽²³⁾。この「合戦」で注目すべきは頼朝が追討を命じた理由は「今度同意豫州之輩、隱居歟之由、依有御疑胎、有此儀（傍点筆者）⁽²⁴⁾」ということで義経追討に關連づけて攻撃の理由としていることである。北方の方では翌年には奥州合戦となるのであるが、本稿の問題関心から若干の問題について言及することにとどめたい。

1180（治承四）年以來、何度かの合戦が行われたのだが、「文士」はその特性上合戦に参加することはほとんどなかつたのである。わずかに式部大夫親能の参加がみられる程度であつたが、奥州合戦での頼朝の御供輩として武蔵守義信以下154人の有力御家人の名を確認することができるのだが、今次の合戦では式部大夫親能のほかに主計允行政、民部丞盛時らが参加しているのが注目される⁽²⁵⁾。ところでこの合戦で式部大夫親能に少し変わった行動がみられるのである。というのは親能男（猶子）の大友左近将監能直も参加しているのだが、彼は頼朝の「無双龍仁」で内擧により前年の十月に「左近将監⁽²⁶⁾」に任じられていたのである。さて、左近将監能直の参戦にあつて、親能は以下の如き方策を能直にとっているのである。

亦親能猶子左近将監能直者、當時爲殊近仕、常候御座右、而親能兼日招宮六兼仗国平談云、今度能直赴戰場之初也、汝加扶持、可令戰者、仍国平固守其約、去夜、潜推參二品御寢所辺、喚出能直^{上臥也}、相具之、越阿津賀志山、攻戰之間、討取佐藤三・秀員父子^{国衛近親郎等}、畢、此宮六者、長井斎藤別当実盛外甥也、実盛属平家、滅亡之後、爲囚人、始被召預于上総権介廣常、々々誅戮之後、又被預親能、而依有勇敢之譽、親能申子細、令付能直云々（傍点筆者）⁽²⁷⁾

以上で注目すべき点としては能直の初戦にあつて親能は宮六兼仗国平に扶持するよう頼んでいるのである。もっとも、この宮六兼仗国平自身も154名の御供輩に名を連ねているのである。ところでこうした親能の行動をどうみたらよいであろうか。「文士」のなかで戦場に赴くことの多かつた親能が猶子能直に「勇敢之譽」のたかい宮六国平に初戦の指導を依頼したのは何故かということでもある。これは「文士」出身の親能では軍事上の指導は充分でなく、かつ後継者の一人を有力な勇士に育てあげ、今次の合戦で戦果をあげることを期待したからではなからうか。奥州合戦はその意味では願つてもないチャンスなのである。そうした意味では主計允行政や民部丞盛時が戦場に赴いているのは漸次、「勇士」化に接近を計っているようにもみられるのである。もっとも、行政や盛時は公文所の職務の遂行上で戦場に赴いたとみることもできよう。ところで、親能をこのような活動にかりたてたものはこうした場合、「文士」よりも「勇士」の方が優位にあることは必定であり、「文士」としても、こうした方面に躍進の活路を見

いさす必要があったのではなかろうか。ここで「勇士」(武士)についてのこの時代の考え方について若干つけ加えておきたい。

1189(文治5)年十一月、因幡前司広元は使節として上洛し、内々に帥中納言経房ならびに右武衛(能保)に謁したときには勲賞に関しては固く辞すよう頼朝よりいわれていたし、御家人の勲功に対しては功ある輩を注申するよう院宣が下されていたが、この場合辞退を申しあげているから子細には及ばないといわれていたのであった。こうして「勇士」とはといて以下のようにいっているのである。

但勇士者、臨戰場以武威爲先度、以其次、其名達上聽之条、可爲其身眉目之間、雖可注姓名、且乍辞申賞、令注進之者、絳与意似相違、且如注進折紙、若被繼加記録等者、永留代々、及後見之時、被漏名字輩子孫、不顧先祖無軍忠、定貽恨歟、旁無據之由、謁帥卿并右武衛之時、内々可申出之旨、被仰因州云々(傍点筆者)⁽²⁸⁾

以上は「勇士」の特質についてふれているものであるが、この場合は戦場において武威をあげ上聽に達したものの賞を辞した場合などの武士の眉目(面目)についての考えが示されている。二番目の事例は1217(建保6)年六月將軍実朝が右大臣に任命され鶴岡八幡宮に拝賀するにあたって供奉隨兵を募ることになり、欠員が生じ「文士」出身の山城左衛門尉基行らが務めることになった事例である。そのさいすでにふれていることではあるがこの種の隨兵となる資格としては「三徳」を兼備していることが求められていたのである。三徳とは①譜代勇士であること、②は弓馬達者であること、③は容儀神妙者というのである。この基準は供奉隨兵を務めることの資格ということであるから、武士=勇士をより厳密に規定したものといてよいであろう。そこで前記基行がどうかということが問題となるのだが、彼の場合、「容顔美麗」でかつ「弓馬達者」であるということから二徳は備えていることになる。ということは①の譜代の勇士であることの要件を缺くことになるのだが、彼の父行村はすでに「廷尉職」にすわっている存在であることなどから供奉隨兵となることが認められているのである⁽²⁹⁾。つけ加えるならば行村は泰時朝臣の侍所別当のもとで有力御家人三浦義村とともに「御家人事」を奉行する所司となっているのであり、今度の御拝賀供奉隨兵の沙汰を行っていたのである⁽³⁰⁾。さらにいうならば基行は当時実朝の近習であって内々に供奉隨兵となることを希望していたのである。また行村の父は行政であって「文士」の家系ながら行政・行村・基行と三代を経ているのである。こうみえてくと「文士」と「武士」は接近可能な道もあったのである。

同じく1189(文治5)年十一月、因幡前司広元は御使として上洛し、鎌倉にもどったのは翌年の三月で、上洛にあたって頼朝が広元に託したことは悉く勅答があり、具さにその趣を言上したという。こうした関係と条件の整備によってこの年の七月には頼朝の上洛が決まり、いまだに洛中での宿所地が決まっていないことから重ねて飛脚を出立させている。多くの御家人を引きつれての上洛であるから候補地の占定には苦慮したようである。こうして九月十九日には上洛にあたっての諸事奉行人が決まり行政、善信、盛時、康清の「文士」から沙汰があり、そ

の目録が雑色常清、成里らに下されたという。奉行人は以下の如きものであった。

御京上間奉行事

一、貢金以下進物事

民部丞行政 法橋昌寛

一、先陣隨兵事

和田太郎義盛

一、後陣隨兵事

梶原平三景時

一、御廩事

八田右衛門尉知家，千葉四郎胤信

一、御物具事

三浦十郎義連 九郎藤次

一、御宿事

葛西三郎清重

一、御中持事

堀藤次親家

一、雑色以下々部事

梶原左衛門尉景季，同平次景高

一、六波羅御亭事并諸方贈物事

掃部頭親能，因幡前司広元⁽³¹⁾

以上のメンバーが奉行を務めることに決定しているが、隨兵などに関しては侍所の和田氏や梶原氏、雑色以下々部事に関しても梶原景時の子息たち、御廩事は八田氏や千葉氏、御宿事は葛西氏、貢金以下進物事は民部丞行政と法橋昌寛、六波羅御亭事ならびに諸方贈物は親能と広元など適材適所に人材が配置されている。なにしろ御家人だけでも320人餘りでその他に家子・郎等、小舎人なども加えることになるから相当な人数の上洛ということになる。さらに京都御地（滞在中の宿所地）はかの故池大納言舊跡（平頼盛）に決まり作事が始まったという⁽³²⁾。その翌日には因幡前司広元は頼朝の上洛以前に京都で沙汰すべきことを行うために上洛している。さら頼朝一行が六波羅御亭（故池大納言旧跡）に到着したのは十一月七日で、そこにはあらかじめ下総守邦業，前掃部頭親能，因幡前司広元，宇都宮左衛門尉朝綱，小山七郎朝光らが候じていたのであった⁽³³⁾。ところでこの上洛によって頼朝自身は権大納言，右近衛大将に任じられたし，有力武将十人が左右兵衛尉，左右衛門尉等に任ぜられている。いずれにしても頼朝と後白河法皇との接触は二度程御所で行われたが一定の意味はあったもののかかなり形式的なかたちで終わったように見える。ところで鎌倉に帰着してまもなく正月十五日に政所吉書始めが行われ，すでに述べたように政所家司以下が任命されている。政所別当には広元，令は行政，

案主には藤井俊長、知家事は中原光家であった。問注所執事は三善康信、侍所別当には和田義盛、所司には平景時がなっている。公事奉行人には前掃部頭藤原朝臣親能、筑後権守同朝臣俊業、前隼人佐三善朝臣康清、文章生同朝臣宣衡、民部丞平朝臣盛時、右京進中原朝臣仲業、前豊前守清原真人実俊がなっている。この他では引き続き右兵衛督能保卿が京都守護に、鎮西奉行人には鎮西の鎮圧に功のあった天野藤内遠景が就任している⁽³⁴⁾。以上であきらかなことは侍所と鎮西奉行人を除く政所家司、問注所執事、公事奉行人のほとんどがいわゆる「文士」によって占められているのである。しかもかかる職務は年限が限定されることなく固定化、世襲化の方向が強化されているのである。

次ぎにこの年の三月末に能保と広元の使者が近江の佐々木氏が日吉社宮仕法師らを刃傷したという事件を鎌倉に伝えている⁽³⁵⁾。五月三日には佐々木氏の乱行の件で高三位殿（泰経卿）に関東より奏書を進上しているがこの奏状を草したのは問注所執事の三善康信で俊兼が清書を行っている。

（前略）以去月廿六日辰群參 禁闕，奉振神輿，発声濫訴奉驚 主上^{三條不足}言事也，存此義者，不可差下使，又遣使者可待返事歟，而待計下洛之条，心与事相違，更非本意，頼朝苟以忠貞奉公，継家業守朝家，衆徒有何意趣，強廻奇謀，令待計哉，鬱望之至，啓而有餘，配流定綱，禁獄下手之由，宣下已畢，誠是明時之彝範也，而衆徒欲背勅裁者，本自不可經 奏達，定罪科觸頼朝者，不顧先例可行斬罪，又可隨衆徒趣之處，背 綸言企亂入，凡不弁是非之性，宛不異木石歟（後略）（傍点筆者）⁽³⁶⁾

かかる文面は康信でなければ書けないものとみてよいが後段でも「即自吾山致騒動之條，若是僧徒小德行，將又回果之所致歟，凡可謂逆徒矣，是則惡徒者多，善侶者少歟，然者，惡徒其性雖似瓦礫，善侶其性爭不慙愧乎⁽³⁷⁾」と叡山の僧徒批判を行っている。私にとってこの一文で注目したいのは関東の自己規定、つまり、頼朝は「忠貞奉公」をもつて「家業」をつぎ「朝家」を守るといっていることである。いずれにしても、叡山の佐々木定綱の訴えに対する口宣と院宣は頼朝が推挙して大藏卿となったあの藏人頭大藏卿兼中宮亮藤原宗頼がうけたまわって下したものである⁽³⁸⁾。

次ぎに、同年四月廿日に賀茂祭が行われたが、四月一日に左衛門大尉に任じられていた広元は供奉を務め院御馬を賜わり眉目を施したという。そこでその間の記録を献上したがそれは以下のようなものであった。

建久二年四月廿日丁酉賀茂祭
 大夫尉 中原廣元賜院御馬，御厩舍人金武
 在共，赤色上下款冬衣 大江公朝
 源季国，橘定康
 六位尉 藤能宗，中原章広
 源清忠，中原章清
 志 中原経康，中原職景

安倍資兼
 府生 紀守康
 馬助 仲通
 中宮使 権亮忠季朝臣左中将
 近衛使 右少将保家朝臣
 山城介 源盛兼
 内蔵助
 典侍 平宣子大納言時忠卿女⁽³⁹⁾

この時に広元が賀茂祭の供奉を務めることができたのは大夫尉となっていたことが大きいと思われるし、また勅使として鎌倉にも派遣されたことのある公朝の名がみえる。さてこうした状況からみれば「朝幕」関係は順調のようにみえるが対立も存在しているのである。このときの広元のもう一つの報告では上皇御願として近江国高島郡に五大昆沙門天像が安置されていて供養之儀が行われるということであった。これに対して三善康信がいうには彼の像は養和の頃、仙洞において仏師院尊法印に命じて作らせたものだという。また頼朝がいうにはこのことはたびたび風聞のあることで清盛の在位の時に造立されたもので推量するに「源氏調伏」のためか、すこぶる甘心しないといい、その趣旨を広元の許に仰せられたという⁽⁴⁰⁾。こうしてみるとまだに「征夷大將軍」に任命されていないことに象徴されるように関東では後白河法皇には警戒心を解いていないとみることができよう。一方ではこの年の六月に摂政兼実の子息良経に一条能保の姫君が嫁すことになり、北条政子は姫君の装束を沙汰し、頼朝は女房五人、侍五人の装束ならびに長絹百疋を沙汰し送ることを決めていたという。もっとも、それらは有力御家人に課していて女房装束は親能、広元が京都で調進することが了承されていたという。侍装束の方は惟義、義澄、盛長、知家、遠元、遠平ら有力武将が調進することになったという。これを見ても、頼朝と能保との関係は義弟であるから当然ではあるが、このように兼実の子息に能保の娘が嫁すにいたったことは重要である⁽⁴¹⁾。

ところでしばしば上洛し、今度は賀茂祭の供奉を務めた広元朝臣に問題が生じたのである。というのは今年の十月になっても、法住寺殿修造のために親能と広元とは洛中にあつたのであるが、その広元に対して頼朝は明法博士を辞すよう申し送っているのである。その理由は「祇候関東之輩、以顯要之官職、恣兼帶不可然（傍点筆者）⁽⁴²⁾」というもので「大夫判官広元」が問題とされたのである。頼朝にとっては拔群の貢献者である広元に対してこうした態度に出たのは「朝家」との接近に一定の牽制が必要と考えたからであろう。この結果、4ヶ月後の翌年二月に広元は辞退しその案文は鎌倉に送られている。

正五位下行左衛門大尉中原朝臣広元誠惶誠恐謹言
 請殊蒙 天恩被罷所帶左衛門尉檢非違使職狀
 右広元去年四月一日任明法博士左衛門大尉、即蒙檢非違使 宣旨、三箇之恩、一所不耐、

是以同十一月五日，先遁李曹之儒職，愁居棘署之法官，竊以，累祖立身，雖趁北闕之月，一族傳跡，皆學南堂之風，而校尉者王之爪牙也，專爲輦轂之警衛，廷尉者民之銜勒也，宣致囹圄之手足，爰廣元性受暗愚，爭弁薰豐兩日之夢，心非明察，宛隔紫雉三代之塵，不如早謝榮於非分之任，竭忠於方寸之誠耳（後略）⁽⁴³⁾

ということで辞退しているのである。能力の問題とか洛中を離れていることなどが理由とされているが賀茂祭の直前の任命である上に法皇より院御馬を賜わり御厩舎人金武がともについたことなど、つまり法皇との接近が問題だったのではなからうか。というのはこれ以前にかの北条時定は時政が鎌倉にもどったあと洛中の警衛の任務についたのであるが、文治二年左兵衛尉に任ぜられ⁽⁴⁴⁾、同五年四月には賀茂臨時祭并御祈功により「左衛門尉」に任ぜられ翌年に辞退している例がある⁽⁴⁵⁾。問題となった事例としてはかの義経が頼朝の推挙なしに「左衛門少尉」に任命され、院内昇殿が許されたり、大嘗祭御禊行幸にあたっては供奉をつとめ院御厩司を務めるなどして頼朝との対立は決定的となった場合がある⁽⁴⁶⁾。義経秘蔵名馬は「号大夫黒，元院御厩馬也，行幸供奉時，自仙洞給之，每向戰場駕之（傍点筆者）⁽⁴⁷⁾」ということでこのように後白河法皇より賜わったものなのである。なお、広元が辞状を提出した十七日程前に上洛しているから鎌倉で両者が話しあって決めたものであろう。しかも、この度の広元の使節としての上洛は旧冬からの後白河法皇の「御不豫⁽⁴⁸⁾」によるものであったのである。こうしてこのところの広元の上洛に対しては「此廷尉去々年上洛，去年又爲法住寺殿修理行事在京，爲當職賀茂祭供奉，重事連綿，適去冬月迫歸參，重上洛雖不便事，依爲天下大事差進之旨，直被仰之⁽⁴⁹⁾」とあって、建久年間では毎年、かつ長期にわたって在洛することが多かったのである。ところでこれ以前の十二月に法住寺の修復が終わり、「御移徙之儀」が行われ、その模様が鎌倉に報告されている。それによると摂政兼実以下の公卿たちの出席の許に無事終了したというが⁽⁵⁰⁾その翌日には親能と広元は召しにより御所堂上で「御劍」を賜わったという。他方で鈍色装束，御塗籠帖絹五百疋，繕綿二千両，紺小袖千領，御倉八木千石，御厩御馬二十疋，此外女房二治局に献じたものは白綾百疋，帖絹百疋，綿二千両，紺絹百疋などであったという⁽⁵¹⁾。

次ぎに建長三年で「朝幕」間の重大問題といえはいうまでもなく後白河法皇の死去であろう。吾妻鏡は法皇の治世が四十年に及んだことを記したあとで関東との関係について以下のように記しているのが注目される。

幕下御悲歎之至，丹府碎肝膽，是則忝合靜之儀，依被重君臣之礼也云々⁽⁵²⁾

つまり、頼朝が心をくだいて苦心したのはこれはすなわち「合体之儀」をかたじけなくし、「君臣之礼」を重んじられたからであるという。かくして法王崩御後の七月初めの「朝政初度」で特別の沙汰があり頼朝は征夷大將軍に任命されたのである⁽⁵³⁾が、この段階までは関東で重じた「君臣之礼」の関係は形成されていたにしろ「合体之儀」はいまだ実現したとは思っていなかったとみていたのではなからうか。頼朝が將軍に任命された最初の政所始めは八月の初めに行われ頼朝も出席しているが政所家司は別当前因幡守広元，前下野守源朝臣邦業，令には民部

少丞藤原朝臣行政、案主藤井俊長、知家事中原光家であって、一年半程以前との相違は別当に広元のほかに源邦業がみえることと、藤原行政が主計允から民部丞に変わっているだけである⁽⁵⁴⁾。もっとも、形態的にはいわゆる「家政機関」としては公文所段階よりも一段と整備されたものになったとあってよいであろう。邦業が別当となったのは広元がしばしば上洛して留守がちとなるための配慮からであろうか。ところでこの政所始めに政所のスタッフ以外で出席した主な御家人は大夫属入道善信、筑後権守俊業、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豊前介実俊、前右京進仲業らがその座に候じた⁽⁵⁵⁾というから問注所のスタッフと他は奉行人達で、前年の正月のときと若干の変化、例えば前掃部頭親能の名がみえないのは洛中にあったからであろう。

翌1193（建久4）年で見ると、参河守範頼が叛逆の企てがあるとして尋ねられ起請文を提出しているが、機関中心での運営であるから当然ではあるが政所別当因幡守広元につけて頼朝に進上されるという順序をとっている⁽⁵⁶⁾。つまり、頼朝の弟ということは配慮されていないのである。勿論、これが始めてではなくかの義経の腰越状の場合も広元（公文所）の許に提出され、彼が頼朝にとりついだことになっている⁽⁵⁷⁾。このように頼朝の兄弟ばかりでなく源家の一族も遠ざけられていくのであるが、この場合は「源」の字を記したとして「若存一族之儀歟、頗過分也」として頼朝はこれを起請文の「失」であると咎めたと広元より使者の大夫属重能に告げている⁽⁵⁸⁾。この他、この翌年で指摘すべき点としては掃部允行光が（行政の子息、建保六年には政所執事）政所寄人となっていることと⁽⁵⁹⁾五月四日には鶴岡臨時祭に將軍家の御参はなかったがかの右京進季時が奉幣御使として参宮している⁽⁶⁰⁾。五月では前掃部頭親能の猶子大友左近将監能直は侍所和田義盛、梶原景時が故障の時は侍所の着到等のことを沙汰するよう命じられていることであろう⁽⁶¹⁾。これは異例の抜擢というべきであろう。親能のあと押しがあったからではなかろうか。さてこの年の十二月に御願寺社の奉行人を定めているが、そのメンバーは以下の人達であった。

鶴岡八幡宮上下 大庭平太景能 藤九郎盛長 右京進季時 図書允清定
 勝長寿院 因幡前司広元 梶原平三景時 前右京進仲業 豊前介実景
 永福寺 三浦介義澄 畠山次郎重忠 義勝房成尋
 同阿弥陀堂 前掃部頭親能 民部丞行政 武藤大蔵丞頼仲
 同薬師堂今新造 豊後守季光 隼人佑康清 平民部丞盛時⁽⁶²⁾

といったメンバーで、有力武将とともに半数近くが「文士」で占められている。また親能の子息季時と家人右京進仲業の名がみえていること、善信の弟隼人佑康清も奉行人となっていることが注目される。

次に1195（建久六）年では頼朝は東大寺供養などの出席のため上洛するのだが、三月初めには早速東大寺に赴いているがその時の將軍の供奉人（通常は「文士」の参加はほとんどない）の最末には前掃部頭親能を筆頭に伊賀前司、縫殿助に遠江権守が相並び、そのあとに源民部大

夫、伏見民部大夫、中右京進、善隼人佑、善兵衛尉、平民部丞、越後守などほとんど「文士」たちで占められているのが注目される⁽⁶³⁾。こうした諸社詣の一方で四月の始めには頼朝は禁裏で兼実に対面してるが、退出は深更に及んだという⁽⁶⁴⁾。翌々日には六波羅御亭にかの民部卿経房が参上し頼朝と「盃酒之儀」があり、因幡前司広元が候じ、この間の「云旧院御代事、云当時御世務事等」談話は数刻に及んだという⁽⁶⁵⁾。経房の退出後は前掃部頭親能を御使として砂金龍蹄などを送りとどけている⁽⁶⁶⁾。さらに五月末に天王寺より帰洛したあと頼朝は参内し、その次いでに兼実に対面し「都副理世事、御談話非一⁽⁶⁷⁾」というから大いに話がはずんだということであろう。第一回の1191（建久元）年十一月、頼朝と兼実との話合の内容などそれ以降のことについてはかつて拙稿「中世初期政治史研究」で言及しているところである。翌々日には將軍家の御使として前掃部頭親能が高野山に向っているがこれはかの東大寺重源上人が去る十三日に遂電し高野山におるとのことなので帰るよう説得するためであった⁽⁶⁸⁾。いずれにしても、頼朝は石清水をはじめとして諸社詣を行う一方で、兼実や経房の他にも丹後二品局などとも対面しているのである。こうしてこの度の上洛は「朝幕」間にとって上々の首尾のようにみえたが、丹後二品局が頼朝の招きで六波羅亭に参上し、政子と姫君とも対面していることは重要である⁽⁶⁹⁾。この折りに二品局には贈物として銀作蒔篋（砂金三百両）白綾三十端などが送られている⁽⁷⁰⁾。というのはここに將軍頼朝の大姫入内の意図を読みとることができるからである。もっともこの試みは結果的には実現しなかったものの、頼朝もまた平清盛などと同様に「朝家」と外戚関係を結ぶことに意欲をもっていたことは確かなようで、平安期以降の藤原氏をはじめとする諸権門が「朝家」との間に取り結ぼうとした関係＝外戚関係については頼朝とても例外ではなく、かかる枠組みは容易に立ち切ることができなかつたように思われる。こうした関東の志向は「忠臣之礼」にもとづく「合体」の一形式ということができようか。この時期ではかかる娘の入内では兼実の娘任子の入内は1191（建久元）年には実現しているし、彼の政敵土御門通親は幼女在子を入内させ、前者が建久六年に女子を後者が男子を生んだことから翌年任子は宮中を退出し、兼実も関白を辞し弟兼房も太政大臣を辞するなど、いわゆる「建久七年の政変」が進行することになるのである。

- 註（1）吾妻鏡 文治二年七月廿六日条。
 （2）吾妻鏡 文治二年閏七月十九日条。
 （3）吾妻鏡 文治二年六月廿一日条。
 （4）註（2）に同じ。
 （5）（6）（7）吾妻鏡 文治二年十一月廿四日条。
 （8）吾妻鏡 文治二年十月一日条。
 （9）吾妻鏡 文治三年二月十六日条。
 （10）吾妻鏡 文治三年六月廿一日条。
 （11）吾妻鏡 文治二年三月廿三日条。
 （12）吾妻鏡 文治二年五月十三日条。
 （13）吾妻鏡 文治三年八月十九日条。

- (14) 註 (13) に同じ。
- (15) 吾妻鏡 文治三年八月廿八日条。
- (16) (17) 吾妻鏡 文治三年十月廿五日条。
- (18) 吾妻鏡 文治三年十一月廿八日条。
- (19) 吾妻鏡 文治四年十二月十二日条。
- (20) 吾妻鏡 文治四年七月十一日条。
- (21) (22) 吾妻鏡 文治四年十二月三十日条。
- (23) 吾妻鏡 文治四年五月十七日条。
- (24) 吾妻鏡 文治三年九月廿二日条。
- (25) 吾妻鏡 文治五年七月十九日条。
- (26) 吾妻鏡 文治四年十二月十七日条。
- 病気のため相模国大友郷に住んでいて、この日(十二月十七日)より出仕したという。
- (27) 吾妻鏡 文治五年八月九日条。
- (28) 吾妻鏡 文治五年十一月七日条。
- (29) 吾妻鏡 建保六年十二月廿六日条。
- (30) 註 (29) に同じ。
- (31) 吾妻鏡 建久元年九月十五日条。
- (32) 吾妻鏡 建久元年九月二十日条。
- (33) 吾妻鏡 建久元年十一月七日条。
- (34) 吾妻鏡 建久二年正月十五日条。
- この上洛の意味については拙稿「中世初期政治史研究」第九章二節で詳述している。
- (35) 吾妻鏡 建久二年四月三日条。
- (36) 吾妻鏡 建久二年五月三日条。
- (37) 註 (35) に同じ。
- (38) 吾妻鏡 建久二年五月八日条。
- (39) 吾妻鏡 建久二年五月十二日条。
- (40) 註 (39) に同じ。
- (41) 吾妻鏡 建久二年六月九日条。
- (42) 吾妻鏡 建久二年十月廿日条。
- (43) 吾妻鏡 建久三年三月二日条。
- (44) 吾妻鏡 文治二年七月一日条。
- (45) 吾妻鏡 建久四年二月廿五日条。
- (46) 吾妻鏡 文治五年閏四月三十日条。
- (47) 吾妻鏡 文治元年二月十九日条。
- (48) (49) 吾妻鏡 建久三年二月四日条。
- (50) 吾妻鏡 建久二年十二月廿四日条。
- (51) 註 (50) に同じ。
- (52) 吾妻鏡 建久三年三月十六日条。
- (53) 吾妻鏡 建久三年七月廿六日条。
- (54) 吾妻鏡 建久三年八月五日条。
- (55) 註 (54) に同じ。
- (56) 吾妻鏡 建久四年八月二日条。
- (57) 吾妻鏡 文治元年五月廿五日条。
- (58) 註 (56) に同じ。
- (59) 吾妻鏡 建久五年三月九日条。
- (60) 吾妻鏡 建久五年四月三日条。
- (61) 吾妻鏡 建久五年五月廿四日条。
- (62) 吾妻鏡 建久五年十二月二日条。

- (63) 吾妻鏡 建久六年三月十日条。
 (64) 吾妻鏡 建久六年四月十日条。
 (65) (66) 吾妻鏡 建久六年四月十二日条。
 (67) 吾妻鏡 建久六年五月廿二日条。
 (68) 吾妻鏡 建久六年五月廿四日条。
 (69) (70) 吾妻鏡 建久六年三月廿九日条。

(3) 頼家時代の「文士」たちの活動

ここでは将軍頼家時代以降を中心に引き続き「文士」に注目して検討していきたい。治承寿永の争乱期から1199(正治元)年という19年ほど経過したことになるが、本稿の検討課題、「朝幕」関係からする時代の節目としては1196(建久七)年のかの「建久七年の政変」におくことが妥当だと考える。この政変は周知のように関白兼実の娘宣秋門院(任子)が皇子を生むことができず内裏から退出する破目となり、それを機に兼実は関白の上表を待たず罷免され弟兼房も太政大臣を罷めさせられ、同じく弟の慈円も天台座主、法務、権僧正、護持僧など悉く罷めており、これらの地位は基通の関白を始めとしてその政敵たる通親側の手中とするところとなったのである。この企ては通親をはじめとする後白河法皇の寵臣丹後局や皇弟承仁親王らが加わって隠密裏に行われたため、頼朝などもその策謀を見抜くことができなかったようである。政変にさきだつ建久五年閏八月には能保は病を得て出家し、翌々年の建久七年の政変によって兼実ら親幕派の公卿たちが政界から一掃され茫然として挙措を失い翌八年十月に死去し、その子高能も翌年に早世し、幕府は「朝家」における重要な手足を失うことになったのである。この能保は早期に北条時政に代って洛中守護を務め、「朝臣」に列しながら幕府の立場も代弁する位置にあって朝野の畏憚する存在だったことは前述した。その妻は頼朝の推挙によって後鳥羽上皇の乳母となり、大納言三位を称した。摂政兼実との関係では前述のように娘を兼実の嫡男良経に嫁がせているのである⁽¹⁾。また自からは従二位権中納言に昇進しているのである。さらにいえばかの吉田経房は1184(元暦元)年頼朝の推挙により権中納言、議奏にも推挙され「朝幕」間のとりもちに意を用いた。1191(建久元)年には民部卿、'96年中納言、'98年には大納言となったが、1200年(正治二)年には出家し没している。彼もまた「朝幕」間にあって執奏・伝達の重要な仕事を行っていたのである。吉田経房の死の前年には当の頼朝も没しているのである。こうしたことからみて「朝幕」関係は人脈的には大きく変化し、以前のような活発な交渉もなくなって、交渉上では消極的・内向志向となり、むしろ幕府の内部固めの方に力点がおかれるようになったのである。しかしながらかかる消極的で内向志向が助長されたのは単に親鎌倉派の公卿たちを失ったことからくるものばかりでなく、別の事情があったこともみておく必要がある。というのは前述の如く頼朝が後白河法皇との関係で心をくだいたのは「是則忝合静之儀、依被重君臣之礼也⁽²⁾」ということであった。このことは治承寿永の内乱の過程を経て、平氏・義仲軍を征服し、それにつづく南方の貴賀井島の征服、北では奥州合戦で勝

利し、こうした軍事上の勝利を背景にし政治経済問題の交渉に入り、建久年間では将軍問題も実現し、大姫の入内問題を除けば懸案問題はほとんど達成しているのである。したがってこの後の関東ではこの成果をいかに守り育てていかにあったのである。具体的には将軍の継承問題とか有力武将の抗争を如何に鎮静するかが課題となるわけである。なお、前述の「忠臣之礼」にみる関東の主張についてつけ加えれば、かかる主張は頼朝などは当初からもっていたもので、宣旨や院宣の忠実な履行者であると自負していたのである。それを「天下政道」として表明したのが前述のように1186(文治二)年四月で、「天下政道」はそれ以前に実現した議奏公卿によって行われるべきであることを言上していたのである。勿論、君主の存在を前提しているわけであるから議奏公卿たちにしても私なく諛わずに賢慮をめぐらして申し沙汰すべきであるとしているし、関東の鎌倉殿とのかかわり方としては「武器之家」を継承している身であるから原則として朝家の「公務」にはかかわらないといっているのである⁽³⁾。それ故に「朝家」としていったん実施することに決したからにはたとえそれが頼朝の申状であっても理不尽な裁許を行うべきではないともいっているのである。ただし、下された「勅宣院宣」が朝のため世のため違乱の発端となるようなことに対しては再三にわたって覆奏するというものであり、宣旨や院宣の無条件履行ということではないのである。何故なら思って申しあげないのは「忠臣之礼」にはずれるというわけである⁽⁴⁾。つまり、こうした立場での「君臣之儀」とか「君臣之礼」を貫くとの態度表明なのである。さらにこうした方向を貫く「朝幕」間の連結のあり方を「合体之儀」ということもできるし、建久二年三月の公家新制では「上(朝家)和下(武家)睦之世⁽⁵⁾」と表現しているのである。この場合の前右近衛大将源朝臣(頼朝)の役割は宣旨などをうけて京畿諸国所部官司等とともに海賊盗賊等を追捕するという役割などを法制上でも規定することになったのである。

1199(正治元)年二月に頼家は頼朝の遺跡を引き継ぐことになり、一月廿日には左中將に任じられている。こうして頼朝の死後いまだ二十日も経ていないものの綸旨等が到着したこともあって吉書始めが内々の儀をもって行われている。出席者は北条時政をはじめとして兵庫頭廣元朝臣、三浦介義澄、前大和守光行朝臣、中宮大夫属入道善信、八田右衛門尉知家、和田左衛門尉義盛、比企右衛門尉能員、梶原平三景時、藤民部丞行光(行政の子息)、右京進仲業、文章生宣衡らが政所に列着し、善信が吉書を草し、仲業が清書を行い広元が持参し頼家が寝殿で披覧したという。ここで注目すべきことは侍所の関係者や、有力武将の出席の比重が高いことであろう⁽⁷⁾。こうして二ヶ月程後の三月十二日に重要な取り決めがなされている。

諸訴論事、羽林直令決断給之条、可令停止之、於向後大小事、北条殿、同四郎主并兵庫頭広元朝臣、大夫属入道善信、掃部頭親能在京、三浦介義澄、八田右衛門尉能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原平三景時、民部大夫行政等加談合、可令計成敗⁽⁸⁾というものである。ここで注目すべきは頼朝なきあとの「訴論」については頼家が直ちに決断することを停止して十三人の談合で成敗することになったというものである。これは第一に将

軍の権限に制限が加えられたこと。第二は十三人の談合衆の構成で注目されるのは北条氏が二人（時政・義時）、いわゆる「文士」出身の御家人が4人であとの7人はいずれも幕初以来の有力武将たちであり、彼等の比重がたかまったことであろう。さらにいえば以前からの傾向であるが源家一門の足利、新田、武田、佐竹、平賀といった人達が失脚したり遠ざけられてこのメンバーには一人も入っていないことである。また「文士」と「勇士」の溝が接近するなかで武士の有力御家人たちが幕府政治の中枢部に進出してきたことなどであろう。ところで十三人衆の一人掃部頭親能は在京中とあったが、彼は姫君（三幡）の病気により六月になって京都よりかけつけているが洛中での「重事沙汰」と「纏頭」のため遅参したというが、建久政変以来の洛中での「朝家」との交渉や域内の取締りで多忙だったのでであろう⁽⁹⁾。その姫君は六月末日に十四才で死去したため、この掃部頭親能は乳母夫であることから出家をとげ、姫は親能の亀谷堂の傍に葬られたという⁽¹⁰⁾。親能と源家とのつながりの一端が知られるのである。

この年の七月、安達景盛の妾を將軍頼家が奪うという事件が起き、景盛がこれを恨んでいるとの梶原景時が讒訴したことから小笠原弥太郎臣下の將軍近仕の武士が軍士を召集して景盛を誅すべきとの沙汰が行われたため御台所の政子が動いて合戦となるのを未然に防いでことなきをえている⁽¹¹⁾。このとき政子は「幕下薨御之後、不歴幾程、姫君又早世、悲歎非一之處、今被好闘戰、是乱世之源也、就中、有景盛其寄⁽¹²⁾」と述べ、景盛に野心などない旨の起請文を書かせて頼家に献じさせたという。そのついでに以下のような忠告を行ったという。

昨日擬被誅景盛、楚忽之至、不義甚也、凡奉見當時形勢、敢難用海內之守、倦政道而不知民愁、娯倡棲而不顧人謗之故也、又所召仕、更非賢哲之輩、多爲邪佞之屬、何況源氏等者、幕下一族、北条者我親戚也、仍先人類被施芳情、常令招座右給、而今於彼輩等無優賞、剩皆令喚実名給之間、各以胎恨之由有其聞、所詮於事令用意給者、末代不可有濫吹之儀之旨、被盡諷諫之御詞云々（傍点筆者）⁽¹³⁾

政子は頼家に対し安達氏に関しては以上のように配慮するよう説いているが政子が頼朝は幕下一族＝源家一族に対して頻りに芳情を施したというのは少し違っているように思う。というのは頼朝が將軍として彼等に接していることをみていたことが頼家をして「剩皆令喚実名給⁽¹⁴⁾」といった行為をとるようになり恨みを買うことになったとみた方が事実に近いというべきであろう。ということは政子のいうように頼朝が北条氏に対してはともかく「幕下一族」に芳情を寄せたというのは事実と違うように思うからである。

ところで問題の讒言を行った景時がこの年の十月にまた問題を起こしているのだが、その前にこの景時について若干のスケッチを行うならば、彼はかの石橋山合戦で逃亡した頼朝の在所を知りながら故意に見逃して窮地を救い、まもなく頼朝のもとに参向して以降大いに信任されたのである。侍所設置にあたっては所司となり、1192（建久三）年には臨時に別当職を預かったにすぎなかったにもかかわらず九年間も掌中にしつづけた人物である⁽¹⁵⁾。1192年（正治元年）に頼朝が薨じたあとは北条時政、義時らを中心とした有力御家人＝宿老十三名による談合衆

＝合議体の一員となっているし、幕府内でも侍所別当として隠然たる勢力を誇っていたが、十月になって頼朝時代では「無双近仕⁽¹⁶⁾」といわれた結城七郎朝光を頼家に叛旗をいづくものと讒言したことが発端で、朝光は「断金朋友⁽¹⁷⁾」である三浦義村に相談したところ景時の讒訴によって命を落とした者は多いとして結束して対抗することになり、千葉・三浦・和田氏など御家人六十六名からなる景時排斥の弾劾文を頼家に提出することになり、その訴状の執筆には景時に宿意をいだし、かつ「文筆譽⁽¹⁸⁾」のたかい親能の家人前右京進仲業が書くことになったという。こうして六十六人の署判を得て和田義盛と三浦義村が広元朝臣に提出しているのである。だが十一月になっても訴状が披露されなかったことに怒った和田義盛は「貴客者爲関東之爪牙耳目、已歴多年也、怖景時一身之權威、閣諸人鬱陶、寧叶憲法哉云々（傍点筆者）⁽¹⁹⁾」と詰り詰めよったという。頼朝なきあとの侍所別当で勿論有力御家人の梶原氏にはさすがの広元も恐れをなしたようである。こうして広元は件の連署状を將軍頼家に提出することになったが、景時はこれに対して何の申し聞きもできず子息親類を率いて相模国一宮に逃れている⁽²⁰⁾。その後景時は「謀叛」を企て「武田兵衛尉有義請景時之約諾、密欲上洛之由、依聞其告（下略）（傍点筆者）⁽²¹⁾」とあり、甲斐源氏武田有義を將軍に擁立し京都に赴いて幕府に対抗しようとしたようである。しかしながら景時は翌年の正月二十日に駿河国清見関付近の狐崎で討伐されることになったのである⁽²²⁾。なお、前述の六十六名の署名者にはこの度の事件の前の安達氏の件にかかわった安達盛長・景盛も名を連ねていたことは勿論であったし、いわばこの種事件では恒例となる將軍擁立問題で武田有義の名があがっていることは注目される。また二月になって掃部頭広元朝臣や問注所執事の善信らが景時らが関東を逐電したことを京都に披露したところ、仙洞では五壇修法が行われていて「不知其故云々⁽²⁸⁾」ということであったという。これに対して関東方では尤も怪しむべきことだといっている。何故なら「景時逐電之由、誰人所申哉、兼經奏聞、欲上洛之條無異儀歟云々（傍点筆者）⁽²⁴⁾」ということであったので、この京都側の態度に疑問を呈している。つまり、頼朝時代とやや異なった「朝幕」関係をここに垣間みることができるのである。

さて、1200（正治二）年でこの他に指摘しておくべき点としては二月末日に頼家は鶴岡八幡宮に参詣しているのだが、將軍の御後衆廿人は以下の如きメンバーであった。

相模守惟義	武蔵守朝政
掃部頭広元	前右馬助以広
源右近大夫将監親広	江左近将監能広
中右京進季時	小山左衛門尉朝政
後藤左衛門尉基清	八田右衛門尉知康
嶋津左衛門尉忠久	所右衛門尉朝光
和田左衛門尉義盛	笠原十郎左衛門尉親景
山内刑部丞経家	大友左近将監能直

若狭兵衛尉忠季 千葉平次兵衛尉常秀
 天野右馬允則景 中条右馬允家長⁽²⁵⁾

この場合、先陣の隨兵十人の先頭はかの結城七郎朝光と三浦平六兵衛尉義村で、後尾の二人は江間太郎頼時（泰時）と北条五郎時直であった。また御後衆二十人の次の後続の隨兵にはあの安達九郎景盛などがみえ、次の廷尉には新判官能員などがみえる。御後衆の先頭は源氏一門の二人がたち、そのあとに広元らがつづき、三列目に源親広（広元子息・土御門通親の猶子）が大江能広とならんでつづいている。広元の子息親広が土御門通親の猶子となって「源」を称していることは「文士」の家系が関係しているであろうし（父広元との関係）兼実の政敵通親の関東への接近策をこうした面でもみることができる⁽²⁶⁾。そのあとには掃部頭親能の子息中右京進季時が有力武将朝政とならんでつづいている。こうした広元や親能の二世の進出ということであればこの年の十月、安達源三郎親長と山城三郎行村が日頃から官途を所望していて靱負尉に推挙され⁽²⁷⁾、十月末に京都使者が持参した除書によると頼家が左衛門督従三位に叙せられ安達親長と山城行村（行政の子息）が「少尉」に任じられている⁽²⁸⁾。さきの廿人衆の中には行政・行村父子の名はみえないものの、ここにも「文士」の二世の進出をみることができる。この山城三郎行村の父は幕府草創期から頼朝の側近として活躍し、公文所の設置とともに寄人、政所設置にあたっては「令」となり、前述の十三人の談合衆にも名を連ねている民部大夫行政であった。なお、この年の任官でいえば、四月に北条時政は遠江守従五位下に叙せられている⁽²⁹⁾。このところの十三人の談合衆のトップに立つことに対応する位置＝官位ということができようか。なお、前述の季時の父親能のことでいえば猶子の大友左近将監能直も名を連ねている。いずれにしてもこの御後衆二十人のなかに「文士」の系列に属するものが五人もみえ、二世が序々に活躍しつつあることが注目される。

次ぎはこの年の年末に頼家は政所に命じて諸国の田文等を召し出させ、治承養和以後新恩地で人ごとに五百町を過ぎたものはその餘剰を無足の近仕に給うとして、日頃内々に沙汰に及び昨日より施行するよう別当広元に命じたという。このため広元朝臣以下の宿老はことに周章し、この日問注所執事善信が頻りにそれとなく戒したため急ぎ実施に移すことはとりやめ明春ということになったという⁽³⁰⁾。この通り実施するとなれば大変な事態となるわけで、「文士」系の広元や善信を含む宿老の反対で実施が延期となったわけであるが、これは頼家の近習たちに配慮することによって宿老政治を少しでもかえようといった意図があったものと思われる。つまり、談合衆などの宿老政治が將軍頼家の政治に掣肘を加えてきたことに対する反発とみてよいであろう。

さて、翌年の正月中旬に、入道従五位下行大炊助源朝臣義重（法名上西）が死去している⁽³¹⁾。この義重の死去にかかわって北条政子は掃部入道（親能）亀谷宅で御鞆があり、兼てから決まっていたこともあって出席しようとしていた頼家を以下のように叱責している。政子は義重は「源氏遺老、武家要須也、而去十四日卒去、未及廿日、御興遊、定貽人之謗歟、不可然云々（傍

点筆者)⁽³²⁾」といているが、生存中は例えば治承の頼朝蜂起にあたり参加が遅いたことなどもあって一族の里見氏などと違って冷遇されてきたのが実情で「源氏遺老」義重を引きあいに出して興遊をさとしたにすぎなかったとみるべきであろう。

その翌年、即ち1203（正治三）年正月に將軍の若君一万君が鶴岡宮に奉幣し神馬二疋を献納し、そのあと御神楽が行われた。そのさい大芹の託宣があり「若君不可継家督、岸上樹、其根已枯、人知之、而恃稍縁（傍点筆者）⁽³³⁾」ということであった。この種の託宣をどう扱うかは問題であるが、將軍頼家の前途に問題が生ずる「前兆」を予想させるのだが、この年の八月十五日の鶴岡放生会は例の如く行われたものの將軍家の「御不例」に依り出御はなかったのである⁽³⁴⁾。もっとも、その一週間ほど前は「太辛苦」ということであり⁽³⁵⁾、月末には將軍家御不例が緯危急であるとみて讓補の沙汰があって関西廿八ヶ国地頭職を舎弟千幡君に、関東廿八ヶ国地頭并惣守護職を長子一幡君に充てられたというのである。このことに関して將軍家の外祖比企能員の態度として「潜憤怨讓補于舎弟事、募外戚之權威、挿獨歩志之間、企叛逆、擬奉謀一幡君并彼外家已下云々（傍点筆者）⁽³⁶⁾」とあり、娘の若狭局は將軍頼家に嫁し一幡を生み外戚の地位を確保していたことにより今度叛逆を企てるにいたったというのである。この比企能員は比企尼が頼朝の乳母であった関係で早くから頼朝に仕え、平氏追討に従軍したあとの奥州藤原泰衡追討では北陸道大將軍、翌年の大河兼任の乱では東山道大將軍として従軍し、信濃・上野の守護を務め頼朝の側近として仕え、二代將軍のもとでは娘の若狭局が頼家に嫁して一幡を生み外戚の地位を確保し、頼朝死後の十三人の談合衆にも加わり、次第に北条氏と対立するようになったのである。前述の如く頼家の病氣中に、時政は一幡と弟の千幡に譲ることにしたため、能員はこれに憤り頼家と謀り時政追討を相談したことが政子にもれ、仏事にこと寄せて呼び出され謀殺され、一族郎党は一幡を擁して小御所に拠ったものの敗れ⁽³⁷⁾、頼家も九月のはじめには將軍を廢されたのであった⁽³⁸⁾。この間、時政が能員を討つにあたっては政所別当広元に相談し決行することになるのだが、時政の問いに広元は自からを「幕下將軍御時以降、有扶政道之号、於兵法者、不弁是非、誅戮否、宜有賢慮云々（傍点筆者）⁽³⁹⁾」と述べ、自からの立場は兵法を弁まえない「文士」であるといっているのが注目される。その立場から誅戮すべきか否かの判断を留保しているのである。かくして頼家將軍下でのかの十三人の談合衆のうち梶原景時、比企能員が誅戮され、一族の家人なども運命をともにしたのである。なお、談合衆の一人安達盛長の場合は子息景盛が前述の如く窮地に立ったものの政子の計らいで起請文の提出で難を免れたのである。いずれにしても、頼家をはじめとして有力武將などを追却して北条時政は幕府内でも優位な地位を確保するにいたるのだが、そうした中で広元に代表される「文士」は職務に忠実な吏僚としてしたたかに生き抜いているのである。もっともこの比企能員と北条氏との対立にあたっては広元は「世上之爲躰、尤怖畏歟⁽⁴⁰⁾」とみていて時政より二度目の呼び出しに対しては今朝重要なことは細部にわたって評議したのに「又恩喚之條、太難得其意、若有不慮事者、汝先可害予言者（傍点筆者）⁽⁴¹⁾」といて従者の飯富源太宗長を

ともなって出向いている。このように広元も命がけで時政の許に出向いたのである。もっとも、この呼び出しに対して広元は「家人等多以進從之處，稱有存念悉留之（傍点筆者）⁽⁴²⁾」ということで飯富源太宗長のみを相具して家人の悉くを留めたというからこれで見ると「文士」とはいえ関東にあってかなりの年月の経過するなかで多くの「所領」と「家人」を擁するようになり、「文士」として職務に徹する一方で実態としては武士=勇士と遜色のない存在に転化している側面のあることはみておく必要がある。

この年の後半では「文士」の一人である掃部頭入道寂忍（親能）の京都守護の活動が注目される。一つはかの叡山の堂衆と学生との確執が合戦にまで及んでいることが鎌倉に報告されている⁽⁴³⁾。他の一つは十一月中旬に佐々木定綱と中条家長が使節として上洛しているのだが、それは以下のことを指示するためであった。

是將軍御代始也，京畿御家人等，殊挿忠貞，不可存貳之由相觸之，且可召進起請文之趣，所被仰遣武藏守朝雅并掃部頭入道寂忍等之許也（傍点筆者）⁽⁴⁴⁾

これによれば將軍の代始めにあたって、京都守護である朝雅と親能に在京御家人らに殊に忠貞をいただき二心なきよう相触れ、かつ起請文の提出を求めているのである。「文士」出身の親能も朝雅とともにこうした任務を遂行しているのである。丁度、この頃、八王子山を城郭としていた堂衆に対して官軍を遣わしこれを攻め退散させたが、味方もかなりの犠牲を出したとの報告がみられた⁽⁴⁵⁾。また翌年三月には親能に対して「鎮西乃貢⁽⁴⁶⁾」の勘定を行うよう指示している。こうした仕事には「文士」的、吏僚的な側面がみられるが、京都守護は以上のような職務も遂行しているのであった。他方朝雅の方は伊賀伊勢両国の平氏の謀叛の追討を行っている。こちらの方はこの地域の「守護」である山内首藤氏の活動が大きな役割を果たしたのであった⁽⁴⁷⁾。

次に、この年の十月に実朝の「元服の儀」が時政の名越亭で行われたが、前大膳大夫広元朝臣、小山左衛門尉朝政、安達九郎左門尉景盛、和田左衛門尉義盛、中条右衛門尉家長已下御家人百餘人が侍座に着し、江間四郎主（義時）、左近大夫将監親広が雑具を持参し、理髪は時政、加冠は前武藏守義信が行い、次いで御休所に渡った後、御前物を進上しその時、義時、親広が陪膳、つまり給仕を行っているのである。いずれにしても、このような席に時政の子息義時、広元の子息親広が出席してしかるべき役割を果たしているのが注目される⁽⁴⁸⁾。さてこの同じ年の十一月に御願寺社の奉行人が定められている。これを10年前の建久四年と比較してみるとめぼしいところでは鶴岡八幡宮には江間四郎（義時）、薬師堂では親能にかわってかの広元の子息親広が務めることになっている。親能から親広に変わったのは親能が京都守護で洛中にあることが多かったからであろう。義時とともに広元の子息親広がこうした分野にも進出してきたことは世代交代が一段と進んでいるのが認められるのである。

註（1）吾妻鏡 建久二年六月九日条。

- (2) 吾妻鏡 建久三年三月十六日条。
- (3) (4) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条。
- (5) 建久二年三月令(公家新制)
- (6) (7) 吾妻鏡 建久十年二月六日条。
- (8) 吾妻鏡 正治元年四月十二日条。
しかもつづけてその他の輩は「無左右不可執申訴訟事之旨此定之」とあるのである。
- (9) 吾妻鏡 正治元年六月廿五日条。
- (10) 吾妻鏡 正治元年六月三十日条。
- (11) 吾妻鏡 正治元年七月廿六日条。
同八月十八日条。同十九日条。
- (12) 註(11)に同じ。
- (13) 吾妻鏡 正治元年八月二十日条。
- (14) 註(13)に同じ。
- (15) 吾妻鏡 正治二年二月五日条。
- (16) 吾妻鏡 正治元年十月廿五日条。
- (17) 吾妻鏡 正治元年十月廿七日条。
- (18) 註(17)に同じ。
- (19) 吾妻鏡 正治元年十一月十日条。
- (20) 吾妻鏡 正治元年十一月十三日条。
- (21) 吾妻鏡 正治二年正月廿八日条。
伊沢信光の武田有義と景時の与同の件についての言上によれば景時の一封の書状から「凡景時誇二代將軍寵愛、振傍若無人之威、多年積惡、逐畝其身之間、爲諸人向背也、仍挿逆叛之思、且爲經奏聞、且爲語鎮西之士、擬上洛之刻、恃日來芳契、重源家旧好兮、以彼武衛、爲立大將軍、所送之書札、自然落置旧宅云々(傍点筆者)」というように武田擁立の事情について記している。
- (22) 吾妻鏡 正治二年正月廿日条。
- (23) (24) 吾妻鏡 正治二年二月廿二日条。
- (25) (26) 吾妻鏡 正治二年二月廿之日条。
- (27) 吾妻鏡 正治二年九月廿五日条。
- (28) 吾妻鏡 正治二年十一月七日条。
- (29) 吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- (30) 吾妻鏡 正治二年十二月二十八日条。
- (31) 吾妻鏡 建仁二年正月十四日条。
そういえば前年の建仁元年三月に、千葉介常胤(年八十四才)父は從五位下行下総介常重一男が死去しているし、正治二年正月廿三日には相模介平朝臣義澄(年七十四才、三浦大介義明男)が死去している。
- (32) 吾妻鏡 建仁二年正月廿九日条。
- (33) 吾妻鏡 建仁三年正月一日条。
- (34) 吾妻鏡 建仁三年八月十五日条。
奉幣御使は大膳大夫広元朝臣であった。
- (35) 吾妻鏡 建仁三年八月七日条。
- (36) 吾妻鏡 建仁三年八月廿七日条。
- (37) 吾妻鏡 建仁三年九月二日条。
- (38) 吾妻鏡 建仁三年九月七日条。
- (39) 吾妻鏡註(37)に同じ。
- (40) 註(37)に同じ。
- (41) 註(37)に同じ。
- (42) 註(37)に同じ。
- (43) 吾妻鏡 建仁三年九月十七日条。

- (44) 吾妻鏡 建仁三年十月十九日条。
- (45) 吾妻鏡 建仁三年十月廿六日条。
- (46) 吾妻鏡 元久元年三月廿二日条。
- (47) 吾妻鏡 元久元年三月九日条。
- (48) 吾妻鏡 建仁三年十月八日条。
- (49) 吾妻鏡 建久三年十一月十五日条。

(4) 実朝時代の「文士」たちの活動

1205(元久二)年六月、畠山重忠の子息重保は北条時政の後妻牧方の女婿平賀朝雅と争って時政に殺され、ついには重忠も義時の大軍と武蔵二俣川の戦いで敗死している⁽¹⁾。次いで牧方が朝雅を将軍にたてて実朝を謀る企てのあることが発覚し、義時は実朝を擁護するとともに時政を出家に追いやり⁽²⁾、牧方は伊豆北条に隠退させられたのである。この問題は北条時政の落飾にとどまらず同日義時は執権の座についているし、広元と藤九郎景盛は義時亭に参会して評議の上で使者を京都に派遣し、平賀朝雅を誅すべき由を在京の御家人に指示している⁽³⁾。その一週間ほど後に朝雅は仙洞に候じ碁会に興じたあと六角東洞院の宿廬を退出したところを襲われ命を落としている⁽⁴⁾。ところで宇都宮頼綱は北条時政の女婿で源頼朝の猶子である平賀朝雅を将軍に擁立しようとした時政の陰謀に加わった疑いをうけ、翌月の七日には謀叛が発覚したため、すでに「一族郎党」を引率して鎌倉に参るとの風評がたったという⁽⁵⁾。こうして義時、広元、能員らは評議し下野守護小山朝政に追討するよう命じている。だが朝政は好のある宇都宮頼綱を討つことはできないとして他の人に命じて欲しいと断る一方で、頼綱の説得にあたり、頼綱としては義時の許に謀計の企てはしていない旨の書状を提出して許され合戦にはいたらなかったのである⁽⁶⁾。これらの一連の動きのなかで義時、広元、景盛らが評議して方針を決めて実行に移していることと他方で畠山重忠問題にかかわって牧方が源家一門である平賀朝雅を将軍に擁立することがみられたことである⁽⁷⁾。こうしてこの年の十月、親能の子息駿河前司季時が京都守護となって上洛しているが、これは平賀朝雅の敗死したことによるものであろう⁽⁸⁾。こうして親能と親子で京都守護の任務についたことになったのである。

1208(承元二)年でいうと、三善康信の「文庫」の焼失についてふれておきたい。この件はすでに本論文(1)でふれているのだが、彼の名越家の山際に立てられていた「文庫」には「将軍家御文籍、雑務文書并散位倫兼日記已下累代文書」が納められていて、今度の火災でその悉くが灰燼にきしたのであった。さすがの善信もこれを聞き「愁歎之餘、落涙数行、心神爲烟然⁽⁹⁾」といことであったという。勿論この文庫は問注所にかかわる幕府の公的なものが大部分であろうが執事としての康信が多量の「情報」を掌握していたことは当然で、彼の文士として果たした役割はこれ一つとっても大きなものであることはあきらかである。この年の十二月、幕初以来、「文士」として合戦に参加するなどする一方で、親能は広元ともども上洛し、交渉にあたりとか六条殿造営作事にあたり將軍頼家の時代からは京都守護としてほとんど在京することが多

かったのである。死去の前年の九月には伊勢平氏富田三郎基度の掣、盤五家次などを具して鎌倉に参着し罪科が明白となったことから禁遏を加えたあと翌月末に帰途についている⁽¹⁰⁾。その一年と二ヶ月程後に死去している。吾妻鏡は「正五位下行掃部頭藤原朝臣親能法師卒法名、年六十六、子時在京」と記している。「正五位下」であることも注目される⁽¹¹⁾。もっとも、すでに前述したように子息季時は京都守護として上洛しているし、彼が死去して二年程で政所の寄人であった中原民部大夫仲業（親能家人）が問注所の寄人を兼ねるよう命じられているのである⁽¹²⁾。さらにいうならば、猶子大友能直がこれ以前に侍所で和田、梶原両氏の故障の場合には着到状の沙汰を行うよう命じられたことは前述したところである。こうしてみると親能の後継者たちは順調な発展をとげているとみてよいであろう。

翌1209（承元三）年で注目すべき問題としては和田義盛が將軍実朝に「上総国司」の推挙を内々に望み申したことであろう。早速実朝は政子に相談しているのだがその返事は以下の如きものであった。

- ① 故 將軍御時、於侍受領者可停止之由、其沙汰訖、仍如此類不被聽
- ② 被始例之状、不足女性口入之旨、有御返事之間、不能左右云々⁽¹³⁾

このように以上の事情から進展がみられないとして和田義盛は内々の打信から正式のものとしてべく欵状を政所の広元の許に提出するにいたったのである⁽¹⁴⁾。この欵状の始めでは治承以降度々の勲功をあげたことについてふれ、後の方では今後の望みについてはただ「一事」つまり上総国司になることであると述懐していたという。こうした強い要望におされてか広元は内々に計ることがあるので暫く待つようにいって義盛を喜ばしている⁽¹⁵⁾。だが二年近くたっても返事がなく義盛は子息を通じてとうとう欵状を返すよう申し入れ勝手に取り消したとして広元らを怒らせている⁽¹⁶⁾。ところでこの問題は頼朝の時より「侍受領」は停止となっているということであるが諸大夫は五位、侍は六位ということであるが義盛は諸大夫に達していないということだったのであろうか⁽¹⁷⁾。一方、早い時期、例えば建久三年十一月の永福寺供養での將軍出御の御後の供奉人で見ると武藏守義信、相模守惟義、信濃守遠光、越後守義資、豊後守季光、伊豆守義範、加賀守俊隆など、そのほとんどが源氏に出自をもつものたちである⁽¹⁸⁾。もっとも、広元が因幡守となったのは1184（元暦元）年であったし⁽¹⁹⁾、かの掃部頭親能は前述の如く「正五位下」であり、その子息季時は駿河守となっている。また建久四年三月には筑後守俊兼という存在もある⁽²⁰⁾し、北条氏についていえば北条時政が遠江守従五位下に叙せられたのは1200（正治二）年四月一日であり⁽²¹⁾、義時が相模守に任じられたのは1204（元久元）年三月六日で従五位下に叙せられている⁽²²⁾。またこの和田義盛と絶えず競合していた梶原景時は左大臣実定との特別な関係にあったこともあって頼朝の推挙によって美作国の目代に任じられていたのであった⁽²³⁾。この場合は「受領」ではないがこうした事例も義盛の視野に入っていたであろうからこの時期ともなれば期待できると思ったのではなかろうか。1213（建保元）年二月、謀叛のかどで捕えられた安念法師白状によれば、上条三郎時綱に預けられた藺田七郎成

朝は遁れて祈祷師僧敬音と談じた折りに「年来有受領所望之志、不達前途者、不可及除髪云々（傍点筆者）⁽²⁴⁾」といているのである。こうした状況に加えてようやく梶原景時のあとをうけて侍所別当に返りざいた和田義盛としては受領所望は切実だったものと思われるし、それが達成されなかったことは不満が残ったことであろう。

1209（承元三）年でとりあげるべき問題としてはこの年の十一月に弓勝負のあと負方衆が所課物を献じ営中で御酒宴乱舞となり公私にわたって逸興したことに對して義時や広元が意見をしているのだがそれは「武藝爲事、令警衛朝廷給者、可爲関東長久基之由（後略）（傍点筆者）⁽²⁵⁾」というものであった。時政のあとの義時と政所別当広元らが関東は武芸をこととして朝廷を警衛する、これが「関東長久基」といっている点が注目されるのである。

この翌々年の正月一日には義時が將軍に塩飯を進め武州（時房）が劍を持参し調度役人にはかの遠江大夫將監親広（広元子息）が務めているのである。この親広は相模守、民部権少輔、武蔵守、式部少輔、正五位下などの官位を得ることになるのである。二日は大膳大夫広元朝臣が塩飯を沙汰し御劍役は子息親広であった⁽²⁶⁾。さらに二月の鶴岡の御神樂の臨時祭の奉幣御使は右近大夫將監親広が務めているのである。ことほど左様に親広の活動がめだつのである。この年の三月では山門騒動のことで仰せ下される旨に任せて京畿御家人を催して園城寺を警固するよう京都守護の駿河守季時、左衛門尉広綱等に命じている⁽²⁷⁾。このように「文士」の二世である親広や季時もいとも簡単に「受領」となっているのである。ところで前述した信濃国の謀叛は故左衛門督殿（頼家）の若君尾張中務丞養君を大將軍に擁立して北条義時を討ったことにあったというが、千葉介成胤が生虜とした阿静房安念は義時の許に召進されその扱いを広元と評議して山城判官行村の許に渡してその実否を糺問させることにしている⁽²⁸⁾。この安念法師の白状によって和田一族の和田四郎左衛門尉義直、和田六郎兵衛尉義重、和田平太胤長らが捕えられ伊東祐長、伊東祐広、金窪行親らに預けられている⁽²⁹⁾。一ヶ月後には上総国にあった和田義盛は一族九十八人を引率して南庭に列座し囚人胤長の厚免を広元朝臣を申次として申請したものの彼は今度の張本で計画をたてた人物であるとして許されず、行親の手から山城判官行村方に引渡たされ罰するよう指示されているのである⁽³⁰⁾。この時、胤長は面縛されたままで和田一族の座前で行村に引き渡されたことは義盛を怒らせるに充分だったのである⁽³¹⁾。その他では胤長の荏柄前の屋地（御所東隣）を取りあげ金窪行親、安東忠家ら義時の家人に分給したことに對しても子細を申すこともできなかつたという⁽³²⁾。こうしたさなかに閑院造宮賞により実朝は正二位に、義時は正五位下で相模国の重任が認められているのである⁽³³⁾。いずれにしても一族の面前での胤長に対する義時の扱いは「称失列参之眉目⁽³⁴⁾」してその日より和田一族は悉く出仕を止めているのである。こうして五月の初めには和田氏は將軍を襲い合戦となるのだがその直前に義時に召された広元は相談に預かっている。合戦ともなれば「文士」であり政所別当でもある広元としては「爲警固御文籍、自法花堂還于政所、路次被副遣御家人等（傍点筆者）⁽³⁵⁾とあるように御文籍の警固のために政所に帰っているし、路次には御家人が

そえ遣わされているのである。侍所別当和田氏を相手とする義時側としては一時的には混乱したようで「雖依有多勢之侍，更難敗凶徒之武，重被廻賢慮歎，將軍家太令驚之給，防戰事，猶以擬被評議，于時広元朝臣令候政所之間，有其召，而凶徒滿路次，非無怖畏，賜警固武士，可參上之由，依申之，（傍点筆者）⁽³⁵⁾」という具合で，広元はここでも警固の武士の応援をうけているのである。もっとも，五月二日三日の両日の合戦は決着し五日には「謀叛の輩」の所領を没収して勲功賞にあてることを決めているのである⁽³⁷⁾。次いで義盛の闕による侍所別当には義時が就任し⁽³⁸⁾，翌日にはかの左衛門尉行親を所司に定め，行村，行家，忠家らに今度の戦死者生虜等交名を注進するよう命じ，早速に進上させている⁽³⁹⁾。もっとも，二日前にも味方の負傷者百八十九人を集めて実檢を加えていてその奉行には山城判官行村があたり，行家，忠家を相副えたという。いずれにしても，「文士」である行村，義時の家人行親の活動が注目される。侍所については四年後には式部大夫泰時が別当に，山城大夫判官行村，三浦左衛門尉義村（御家人のことを奉行），伊賀次郎兵衛尉光村（御出已下御所中雜事），伊賀次郎兵衛尉光村（御家人供奉所役以下催促）があたり，この分野にも「文士」である前記行村が担当している点が注目される⁽⁴⁰⁾。

ところでこの「和田合戦」では和田義盛は他の有力御家人たちが行なったような將軍擁立とか計画はなかったようであるが，いわばこの濫觴にあたり，かつ子息胤長らがかかわった信濃国住人小笠原小次郎親平らは以前から謀逆を企てていて故將軍頼家の若君である尾張中務丞養君を大將軍として擁立し義時と対決する企てをもっていたのである⁽⁴¹⁾。こうした有力御家人（＝武士）による將軍擁立の動きは武田有義，平賀朝雅などの事例にまた一つ加えることになっている。このような動向は根が深く，ある意味では北条時政が頼朝を簞君したことや義経が簞君ではないが奥州の秀衡の支援を受けたこと，さらにはかの上総介広常が権大納言平時忠の子息時家を簞君としたように⁽⁴²⁾，機会があれば外祖父として「將軍」などに押し立てようという試みが潜在化していたとみてよいであろう。このようにみえてくるとこの期に頻発した新たな將軍擁立による叛乱は所詮は軍事権門＝幕府内部の「権力闘争」にすぎず叛乱の側として新しい展望をきり開く諸策をもっていたようには思われないのである。再言することになるがかかる「権力闘争」からは既存の体制の変革の方向を見出すことはできないのである。

1216（建保4）年で注目すべきことはかの広元が中原姓を大江氏に改めるべく勅裁を申請する考えを内々に「都鄙」との間で話合って，ついに女房を通じて許否を伺がったということである。その後は二階堂行光より正式に申入れて綸旨が下されたのであるが，これで見ると内諾を得て申請書を出したものであろう。この問題はささいな問題のようにみられるが幕府側の有力者であるということも含めて「朝幕」間の関係を知る上で，またかつての「朝臣」の態度の問題としても注目すべきものではなからうか。申請書は以下の如きものであった。

正四位下行陸奥守中原朝臣広元誠惶誠恐謹言上
請殊蒙 天恩因准先例，改中原姓爲大江氏状

右、廣元謹檢案内、依有子細、令改氏姓者、漢家之彝範、本朝之恒規也、理氏改李、是則伯陽之先、姬姓遷蔣、又爲叔旦之後、田口齋名改紀姓、弓削以言爲大江、和唐之例、不可勝計、散位從四位上大江朝臣維光、依有父子之儀、已叶繼嗣之理、從四位下行掃部頭中原朝臣広秀、雖蒙養育之恩、欲改姓氏之籍、就中、頃年以來、中原成林、梓材之学校惟多、大江樂水、詞浪之知淵清少、早復本姓、可繼絶氏、望請天恩因准先例、令改中原姓、可爲大江氏之旨、被下 宣旨者、弥仰皇澤之廣被、將知儒流之再興、広元誠惶誠恐謹言

建保四年六月十一日 正四位下行陸奥守中原朝臣広元⁽⁴³⁾ (下略)

改姓にあたっての切実感がいまひとつなくその意図もどの辺にあるのかもはっきりしない一文である。この時期では広元は北条義時をしのぐ正四位下陸奥守であって、改姓によって絶氏をつぐことが儒流の再興だといっても、関東に拠点をおくかぎりではピンとこないのである。この根底には「文士」として「朝臣」としてのこだわりがあり、絶氏をうけつぐとか儒流の再興が広元にとっては最重要だと考えたのであろうか。なお、改姓が認められるまで二十日程であったことからみても何か政治的意図が感じられるのである。いずれにしても、こうした広元について考えてみると幕初以来の重大な政策や「朝家」との交渉にあたって、前記のような希望なり考えが根底にあったということは考慮しておく必要がある。ということはそうしたスタンスからは「朝家」に対して対決するというよりは既存の体制の修復・継承の方に重点があり、そうしたことからくる限界のあることも認めざるを得ないのである。上総介広常などを単純に変革志向があった武士とすることはできないが「武士」的立場を貫徹しようとした点では広元などとは異なっていたし、その立場からみれば頼朝などとともに「朝家」に対し基本的には協調的であったことは否めない。

つぎに「官職」の問題でいうと1191(建久元)年四月、広元が廷尉等に任命されたことに対して頼朝より辞任を命じられたことがあったがその場合は関東祇候の者の「顕要官職」の兼帯が問題にされたのであった。もっとも、当の広元は二十五年も経過した実朝の官職問題などでは、御家人が京都に候せずして面々が「顕要官班」につくことを問題にしているのだが、こうしたことは「過分」、つまり「分」に過ぎたものといっているのが注目される⁽⁴⁴⁾。しかしながら現実には「禁裏奉公」の御家人は一定程度存在したのであって、実朝が大將に任じられて鶴岡に拝賀するにあたって前駆を務めるべく鎌倉に帰参した新蔵人時広(広元子息)が任務を終えて帰洛するにあたって將軍の御機嫌を損じたことがあったのである。つまり、時広は侍所の行村を通じて禁裏奉公のため上洛することを申請したところ「先日已交其号於仙籍、下向之上者、強不可好還參歟、所存之企、似編関東也(傍点筆者)⁽⁴⁵⁾」といって帰洛が問題視されたのである。これに対して時広は望みは「廷尉」にあるとしても、「勞」はすんでおらずいまだに除籍になっていないことなどを理由に上洛を懇願し、関係深い義時の取りなしでようやく許されたのである⁽⁴⁶⁾。かかる禁裏奉公は朝幕間における直接的な相互依存関係の存在を示すものであろう。この時広は広元の子息であり、このところ急速に頭角を現してきた広元の嫡子親

広の弟なのである。この兄の方でいえば、かの前関白兼実の政敵で建久七年の政変の立役者であった土御門通親に通じて猶子となって源氏を称したことがあったことは前述した。こうみえてくと広元とその子息たちは単なる鎌倉御家人ではなく「朝臣」的性格を合わせもった存在であり、この一族のもつ「朝家」に対するスタンスがどの辺にあったかが想定できるのである。「朝家」の側でいえば権力を全一的に掌握することが不可能となったこの時期では軍事などは武家権門に依存せねばならず、御家人の禁裏奉公にみられるような「朝幕」両属の存在を一定程度許容しなければ体制の維持は難しいのである。

ところで京都に候せず「顕要官班」に補任される御家人の存在の問題とそれ以上に関東にとって重大な問題は將軍実朝の任官問題であった。少し前ではかの和田義盛が上総国司の所望で広元などは苦慮していたのであるが、実朝の問題では義時の要請で広元が意見することになったのだが、結局は成功しなかったのである。つまり、この問題に対して実朝のいうところは「諫諍之趣、尤雖甘心、源氏正統縮此時畢、子孫敢不可相繼之、然飽帶官職、欲挙家名云々（傍点筆者）⁽⁴⁷⁾」というものであって、自らは官職の昇進を計って家名をあげることだとの主張であって、頼朝と異なって源氏正統とか子孫の繁栄には期待していないのである。かくして実朝は翌年の早々に権大納言、三月には左近大将となり、翌年の十月には内大臣に任じられている⁽⁴⁸⁾。他方、その前年の十一月に陸奥守広元朝臣が所勞により出家し⁽⁴⁹⁾、陸奥守は義時が兼任することになった⁽⁵⁰⁾。またその翌年の7月には式部大夫泰時が侍所別当に就任しているのである⁽⁵¹⁾。こうして北条氏は幕府内での要職についても漸次占めることになったのである。実朝が右大臣に任じられたのは建保六年十二月で、同二十日の政所始は右京兆并當所執事信濃守行光、家司文章博士仲章朝臣、右馬権頭頼茂朝臣、武藏守親広、相州、伊豆左衛門尉頼定、図書允清定らが布衣を着して列座し、清書は図書允清定らが執筆したという⁽⁵²⁾。注目されるのは政所執事に信濃守行光（行政の子息）がなり、広元の子息親広が武藏守で家司となっていることである。もっとも、政所執事は親広ではなく二階堂行政（政所令）の子息行光なのは早くから政所寄人の任にあったからであろうか。政所別当の方は將軍実朝の擁立とともに北条時政が掌握するにいたったのである。かくして実朝が將軍となった最初の政所始めは「遠州別当、広元朝臣已下家司各布衣等着政所⁽⁵³⁾」とあるが、1205（元久二）年閏七月、時政失脚後は「今日相州（義時）令奉執權給云々⁽⁵⁴⁾」とある。1218（建保六）年十二月の実朝右大臣就任にあたっての政所始めには前述の如く政所執事に行光がなり⁽⁵⁵⁾、執事は二階堂系が占めるようになるのである。ところでこの時期侍所所司となっていた大夫判官行村が鶴岡宮大臣拜賀の供奉隨兵以下の沙汰を行ったこと⁽⁵⁶⁾、子息の基行が荻野景員とともに服暇の小山兄弟の代わりに「文士」（基行）であったが隨兵を務めることが許されたことに関しては前述したところである。つけ加えておけばこの場合、供奉隨兵を基行が務めることに関して「子孫永相統武名之条、本懷至極也（傍点筆者）⁽⁵⁷⁾」といている点が注目されるのである。こうして二階堂基行は翌年正月拜賀にあたり、

次御車檳榔 車副四人平礼白張, 牛童一人
 次隨兵二行 小笠原次郎長清^{甲小} 武田五郎信光^{甲黒}
 伊豆左衛門尉頼定^{甲萌} 隱岐左衛門尉基行^{甲紅}

(以下略) (58)

とあって、勇士にまじって基行が供奉隨兵の役を務めているのである。だが隨兵一千騎を従えたこの拝賀の儀も夜陰に及んで神拝事も終りようやく退出することになったところで公曉に襲われ將軍実朝は命を落としたのである。

実朝の死は翌日には洛中での「軍兵競起⁽⁶⁰⁾」となり、仙洞より禁制の指示が出て静謐となったというし、かの信濃守行光は六條宮、冷泉宮の両所に宮將軍下向申請のため政子の命により使節として上洛している⁽⁶¹⁾。この件は宿老御家人も望んでいるとして連署奏状を捧げたという⁽⁶²⁾。その翌日には早くも伊賀光季は京都警固のため上洛している⁽⁶³⁾。実朝の死は「朝家」と「関東」ではこのように対処しなければならなかったのである。なおこの月末には莊巖房律師行勇が戒師となって実朝夫人などが落飾し、さらに武藏守親広、左衛門大夫時広、前駿河守季時、秋田成介景盛、隱岐守行村、大夫尉景盛以下の御家人百人餘も出家を遂げたという⁽⁶⁴⁾。これによれば広元の子息二人、親能の子息季時、二階堂行政の子息行村など、「文士」に出自をもつ有力御家人が世代交替して実朝に近仕していたことが解るのである。いずれにしても、「朝家」と「関東」とはこの実朝の死によって緊調関係がたかまったことは確かである。これをあげれば一つには二月末に武藏守親広入道が京都守護として上洛していることである⁽⁶⁵⁾。また一条中将信能が二品亭に参つていうには実朝との旧好を忘れずにいまも関東に祇候していたところ叡慮すこぶる不快の様子で、あまつさえ去る二月十九日には信能を解官するとの沙汰に及んだとのことで帰洛しなくてはならないということであったという⁽⁶⁶⁾。ここには一条能保時代の「朝幕」関係とは異なった事態になっていることが解る。こうして実朝後の宮將軍問題はすぐには実現せず左大臣道家の子息頼経(二才)の関東下向となったのであった⁽⁶⁷⁾。こうして「治天の君」として院政を行う後鳥羽としては三代將軍実朝を通じて幕府を名実ともに統御しようと計ったものの肝心の実朝が横死して「朝家」の意図を忠実に履行させることができなくなったのである。かくして幕府の側では北条政子・義時を軸に御家人の再結集に務めたのであった。「朝家」の側では御家人のきりくずしなどによる組織化に失敗し、承久の乱で敗北するにいたったのである。この間の事態を「文士」に焦点をあてて若干の問題を考えてみるとかの信濃前司行光(行政子息)が病のため伊賀光宗に交代して政所執事を務めている⁽⁶⁸⁾。一方、院中では官軍の召集ということもあって、かの前民部少輔親広入道が勅喚に応じ⁽⁶⁹⁾、伊賀光季は応じなかったため「官軍」の攻撃をうけ自殺している⁽⁷⁰⁾。前者の親広についてはその都度ふれてきたつもりであるが、若干の補足をしておけば義時の女を妻とするなど北条氏とも密接な関係をもっていたが、実朝の死とともに出家し、その翌月の末には京都守護に任じられ上洛し、かの伊賀光季とともに洛中警固の任についている。今度の合戦では官軍の召集に

応じ、近江国供御瀬に出陣し敗れて帰京したあと関寺の辺りで姿を消し⁽⁷¹⁾、所領の出羽国寒河荘に潜伏し、1241（仁治二）年に没している。この場合、彼の出自が命を落とすことを免れたのであろう。勿論、彼が京都守護として上洛していたことが勅喚に応じた大きな理由だったと考えられるが前述のように同じ京都守護でも伊賀光季は官軍に襲われ子息光綱とともに自害し宿廬に放火したのとは対照的である。両者の分岐点はどこかといえば再言することになるが彼が「文士」の出自をもつ人物で、関東に身をおきながら早い時期、土御門通親の猶子となって「朝家」の公卿と接近し源氏を称したことがあったことなどその理由と考えられよう。

次に「関東被官人」で梟首された「西面衆四人」についてふれてみたい。西面衆四人とは

- ① 後藤檢非違使従五位上行左衛門少尉藤原朝臣基清
- ② 五條筑後守従五位下行平朝臣有範
- ③ 佐々木山城守従五位下源朝臣広綱
- ④ 江檢非違使従五位下行左衛少尉大江朝臣能範

であって、彼等は「関東被官士」である一方で西面衆でもあったのである。それであるが故、「蒙右大将家恩、賜預数箇之庄園、依右府將軍舉、達昇五品之位階、縦雖重勅定、盍恥精靈之所照哉、忽變彼芳躅、欲拂遺塵、頗非弓馬道歟之由、人嫌之云々（傍点筆者）⁽⁷³⁾」という評価が下されている。庄園は頼朝により、五品は実朝の推挙によりそれぞれ実現したものであり、それ故にたとえ勅定を重ねたとはいえたちまちに変じたことは問題だし、何よりもそうした態度は「弓馬道」にあらずといているのである。ここにみられるのは「関東被官士」と「禁裏奉公」の矛盾が露呈したものと見てよいであろう。

次に前後することになるが承久の乱を前にして関東の軍評定で足柄・箱根を固め京都側の攻撃を迎え撃つ守勢論に対し、積極的に攻め上ることを主張した広元⁽⁷⁴⁾の意見が採用され勝利することができたのであるが、これは彼我の力関係の分析などに秀いでいたからであろうが「兵法」をわきまえずといていた時期とは雲泥の差である。ところでこの戦いにあたって宿老たちは上洛せずに鎌倉に留まって祈祷とか軍勢催促にあたったのであるがそのメンバーは以下の者たちであった。つまり、北条義時をはじめとして前大膳大夫入道覚阿（広元）、駿河入道行阿、大夫属入道善信、隠岐入道行西、壱岐入道、筑後入道、民部大夫行盛、加藤大夫判官入道覚蓮、小山左衛門尉朝政、宇都宮入道蓮生、隠岐左衛門入道行阿、善隼人入道善清、大井入道、中条左衛門尉家長らであった⁽⁷⁵⁾。三番目の駿河入道行阿（季時）が宿老として鎌倉に留ったのはどうしてであろうか。このところ京都守護を務めていたはずであって、このように鎌倉に留まることがなかったら前述の伊賀光季のようになるかそれとも親広の道かということになる。いずれにしても、鎌倉にとどまった宿老たちは「文士」を含めて有力御家人であったといえよう。なお、二番目の広元についていえば、嫡男の親広は勅喚に応ずるといった行動に走ったが、彼自身は病も癒えて鎌倉にあって活躍したことはすでにみてきた通りである。この広元は承久の乱の翌年の正月一日には義時、二日は足利義氏につづき三日には將軍に塩飯を

献じているのである⁽⁷⁶⁾。

1224(元仁元)年六月、義時の死去にあたり、後継者問題で泰時、時房が「軍営御後見」として「武家事」を執行するようにとの北条政子の指示に対して広元は意見を求められている。彼は「延及今日、猶可謂遲引、世之安危、人之可疑時也、可治定事者、早可有其沙汰云々⁽⁷⁷⁾」といった意見を述べている。さらに陸奥四郎政村、式部丞光宗らが一条実雅を将軍に擁立する動きがあり、こうした世上の重大問題を政子の御前で沙汰が行われその席には時房や老病ながら広元も召されて出席し、奥州後室ならびに伊賀光宗等の流罪等を決定している⁽⁷⁸⁾。このように「文士」の代表ともいべき広元は第一線を退いたあとも宿老としての働きをしており、執権泰時のもとでその政治が軌道にのった翌年の六月に七十八才で没している。もっとも、彼の幕府に対する貢献は以後も続くのである。1232(貞永元)年十二月、広元存生の時、「幕府の巨細」を執行するにあたって、寿永元暦以来京都到来重書并聞書、人々欵状、洛中及南都北嶺以下自武家沙汰来事記録、文治以後領家地頭所務條々式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等文書が公要にしたがって右筆方に賦渡されたことにより、所々に散在していることを聞いた泰時は季氏、浄圓、圓全らに命じてこれらを尋聚し目録を整えるよう指示している⁽⁸⁰⁾。これらの重書・文書・記録は関東の事跡=歩みを示すものであり、例えば重書とか聞書の一端は吾妻鏡などで確認することができるのである。勿論、これらの文書等は広元個人に帰せられるものではなくその大部分は、公文所・政所の機関が所管するのもであったが、この一つとってみても、広元の果たした役割は大きなものであったといえよう。

以上、「文士」を軸にしてやや強引に論じたきらいがあるが、こうした視角から考えてみることに一定の有効性があり、こうした視角によって見えてくるものもあると思うのである。

幕府は、この間、少なくとも「武家権門」としてまとめあげてきたことは確かであるが、これは既存の「王朝国家」体制と如何なる関係を取り結ぶことになったのか。あるいはそれをどのように変えたのか否か。また何か継承されたのかが問題となる。幕府はひとまず「武家権門」として確立したといったが、内部は侍所、ついで公文所、問注所を設置し、建久段階では公文所は政所と改称(拡充しているようにみえるが)している。これらは「王朝国家」体制下の権門勢家には許容された(少くとも形態的には)「家政機関」であり、こうした機関については広元をはじめとする「文士」たちは当然熟知していたはずである。文治二年になると関東では「朝家」に対して記録所の復活を提起しているが、このように「王朝体制」下の政策の継承といった側面からの検討が関東の性格を考える上でも必要であると思うのである。というのはこうした問題の提起の多くは「文士」から発したものが多いうように思われるし、彼等の果たした役割とともにその限界にも注目する必要があるからである。従来の研究では「政権」基盤の進歩性や変革性が強調されがちで(例えば「武士の習」)、「文士」たちが政策として提起していた「王朝国家体制」下の「先例」などの継承面の評価が欠落しているように思われるのである。

- 註 (1) 吾妻鏡 元久二年六月二日条。
- (2) 吾妻鏡 元久二年閏七月十九日条。
- (3) 吾妻鏡 元久二年閏七月二十日条。
- (4) 吾妻鏡 元久二年閏七月二十五日条。
- (5) 吾妻鏡 元久二年八月七日条, 十六日条, 十七日条, 十九日条。
- (6) 吾妻鏡 元久二年八月七日条及び同月十一日条。
- (7) 註 (2) に同じ。
- (8) 吾妻鏡 元久二年十月十日条。なお、一面では京都守護はこのように仙洞との接触も多くなり、かつ源家一門であることが、今度の平賀朝雅の行動を一定程度規定していたものと思われる。
- (9) 吾妻鏡 承元二年一月十六日条。
- (10) 吾妻鏡 承元二年十月二日条。
- (11) 吾妻鏡 承元二年十二月十八日条。
親子そろっての京都守護といったが実際は二人が重なった期間は非常に短かったというべきであろう。
- (12) 吾妻鏡 承元四年十二月廿一日条。
- (13) 吾妻鏡 承元三年五月十二日条。
- (14) 吾妻鏡 承元三年五月廿三日条。
- (15) 吾妻鏡 承元三年十一月廿七日条。
- (16) 吾妻鏡 建暦元年十二月二十日条。
この取りさげは「偏是奉輕上計之所致也」といっている。
- (17) 「侍」と関連して「郎從」が「侍」となることは不可能であったようである。例えば義時は年来郎從で「有功之者」を「侍」に准ずる取扱いを行うよう実朝に要望したが内々に沙汰があつて許されていない。
その理由は「於被聽其事者, 如然之輩, 及子孫之時, 定忘以往由緒, 誤企幕府參昇歟, 可招後難之回縁也, 永不可有御免之趣, 嚴密被仰出云々」とある。もっとも、これは「侍」に準ずるか否かの取扱い方の問題である。なお、「諸大夫」「侍」については拙稿「中世政治経済史の研究」第五章221頁などで言及している。
- (18) 吾妻鏡 建久三年十一月廿五日条。
- (19) 吾妻鏡 元暦元年十月廿四日条。
- (20) 吾妻鏡 建久四年三月十三日条。
- (21) 吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- (22) 北条九代記上。
- (23) 吾妻鏡 建久二年閏十二月廿五日条。
- (24) 吾妻鏡 建保元年二月十八日条。
- (25) 吾妻鏡 承元三年十一月七日条。
- (26) 吾妻鏡 承元五年一月一日, 二日条。
- (27) 吾妻鏡 承元五年三月二十三日条。
- (28) 吾妻鏡 建保元年二月十五日条。
- (29) 吾妻鏡 建保元年二月十六日条。
- (30) 吾妻鏡 建保元年三月九日条。
- (31) 註 (30) に同じ。つまり、「此間、而縛胤長身、渡一族座前、行村令請取之、義盛之逆心職而由之（傍点筆者）」とある。
- (32) 吾妻鏡 建保元年三月廿五日条。この屋地は御所東隣にあつたため、いわば闕所地処分となつたこの地の希望者＝「昵近之士」は頻りに給与されることをのぞんだという。結局はさきの給人は追い出され北条義時の家人行親、忠家に分給されたのである。(四月一日条)。
- (33) 吾妻鏡 建保元年三月六日条。
- (34) 吾妻鏡 建保元年四月二日条。
- (35) 吾妻鏡 建保五年五月二日条。
- (36) 吾妻鏡 建保元年五月三日条。

- (37) 吾妻鏡 建保元年五月五日条。
- (38) (39) 吾妻鏡 建保元年五月六日条。
- (40) 吾妻鏡 建保六年七月二十二日条。
- (41) 吾妻鏡 建保元年二月十六日条。
- (42) 吾妻鏡 養和二年正月廿三日条。
- (43) 吾妻鏡 建保四年閏六月十四日条。
- (44) 吾妻鏡 建保四年九月十八日条。
- (45) 吾妻鏡 建保六年八月二十日条。
- (46) 吾妻鏡 建保六年八月廿一日条。
- (47) 吾妻鏡 建保四年九月十日条。
- (48) 吾妻鏡 建保六年十月十九日条。
- (49) 吾妻鏡 建保五年十一月十日条。
- (50) 吾妻鏡 建保五年十一月十七日条。
- (51) 吾妻鏡 建保六年七月十二日条。
- (52) 吾妻鏡 建保六年十二月二十日条。
- (53) 吾妻鏡 建仁三年十月九日条。
- (54) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿日条。
- (55) 註 (52) に同じ。
- (56) 吾妻鏡 建保六年十二月廿六日条。
- (57) 註 (56) に同じ。
- (58) 吾妻鏡 承久元年正月廿七日条。
- (59) 註 (58) に同じ。
- (60) 吾妻鏡 承久元年二月九日条。
- (61) (62) 吾妻鏡 承久元年二月十三日条。
- (63) 吾妻鏡 承久元年二月十四日条。
- (64) 吾妻鏡 承久元年正月廿八日条。
- (65) 吾妻鏡 承久元年二月廿九日条。
- (66) 吾妻鏡 承久元年閏二月廿九日条。
- (67) 吾妻鏡 承久元年七月十九日条。
- (68) 吾妻鏡 承久元年九月六日条。
- (69) 吾妻鏡 承久三年五月十九日条。
- (70) 吾妻鏡 承久三年五月廿一日条。
- (71) 吾妻鏡 承久三年六月十四日条。
- (72) フォーラム「中世の山形と大江氏」(山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所)で、入間田宣夫氏が「文献資料からみた大江氏」を報告されていて、親広などについて詳述されている。
- (73) 吾妻鏡 承久三年七月二日条。
- (74) 吾妻鏡 承久三年五月廿一日条。
- (75) 吾妻鏡 承久三年五月廿三日条。
- (76) 吾妻鏡 承久四年正月三日条。
- (77) 吾妻鏡 元仁元年六月廿七日条。
- (78) 吾妻鏡 元仁元年閏七月三日条。
- この事件にかかわった伊賀式部丞光宗は政所執事職を改められ五十ニケ所の所領を没収されている(吾妻鏡元仁元年閏七月二十九日条)。また將軍に擁立されようとした一条実雅は(宰相中將)九日になって越前国に流罪となっている。
- (79) 吾妻鏡 嘉禄元年六月十日条。そこには「前陸奥守正四位下大江朝臣広元法師法名 寛阿卒、年七十八」とある。
- (80) 吾妻鏡 貞永元年十二月五日条。

Status of *Bunshi* and *Gokenin* in the kamakura period (3)

KITAZUME, Masao

Abstract

This paper, a sequel following part 1, 2 and “Bunshi” (literary men) in the early Kamakura Era (the late 12th to the early 13th centuries), discusses the immediate vassals of the Kamakura Shoguns, and in particular, Bunshi. Their activities during this period may be determined by learning the nature of the negotiations - what issues were discussed - and the policies that were implemented, during negotiations between the established military government (Bakufu: Shogunate) and the “Asaie”. In the meantime, the following boards were instituted in order to cope with government internal affairs: the Samurai-dokoro, or Board of Retainers; the Kumon-jo, or General Administrative Office, which was later changed into the Man-dokoro, or Administrative Board; the Monchu-jo, or Court of Law, etc. Bunshi played active roles in administration, as it was mainly they who operated these boards. In these agencies, unlike the military sector, low-ranking Bunshi, officials were given the opportunity to utilize their knowledge and abilities. This clearly indicates that because of their knowledge, based on their background serving the court aristocracy, (stemming from the national system ruled by imperial families) Bunshi played an active and influential role in politics. In fact, this administration was successively run by Bunshi, officials, namely bureaucrats, since the Ritsuryo system, originating in ancient China, was instituted. Their existence and role cannot be described without explaining this fact. This seems to have led to their limited activities, as their roles were prescribed.

Keywords: Bunshi, Bushi.

(きたづめ まさお 人文学部教授 日本史学専攻)

社会的再生産論よりみた地域社会論(5)
——新しい「都市」と「農村」の関係を求めて——

内 田 司

要 約

現在の地域社会研究においては、もはや、都市・農村の対立の止揚を課題とするのは、時代錯誤的になったと言われてきた。日本においても、とくに高度経済成長期以降の地域社会の激変ともいえる変動が、実体としての都市・農村を解体してしまったとみられている。連載からなる本稿は、そうした地域社会研究の課題をめぐる主張の批判的検討を行うことを課題としている。そして、グローバル化している現代資本主義の発展にもとづく地域的不平等発展の深化によってもたらされているさまざまな問題——世界的な南北問題と紛争問題、過密過疎問題、都市問題、環境・エネルギー問題など——を解明するためには、都市・農村の対立を止揚するという視角は、現代地域社会研究にとって重要な視角であることを立証したい。その一環として、本論文では、都市・農村の「対立(distinction)」はもはや消滅したと説く、地域社会(リージョン)研究を批判的に吟味している。
キーワード：グローバル化、近代化、地域的不平等発展、都市・農村の対立

目 次

序 問題の所在

第一章 地域社会研究における都市・農村研究からリージョン研究への移行

第1節 福武直氏の農村社会研究(65号)

第2節 羽仁五郎氏の都市研究(66・67号)

第3節 都市・農村研究からリージョン研究へ(68号・本号)

第二章 社会的再生産論よりみた都市・農村関係論

第三章 アジット・シンとハミッド・タバタバイの「発展途上国」の農業と経済の発展論

結 語 新しい都市と農村の関係を求めて

第一章 都市・農村研究からリージョン研究へ

第3節 都市・農村研究からリージョン研究へ

都市化による地域社会問題とリージョン研究の課題

ここまで、ディキンソン氏の都市化という地域社会変動に関する議論を見てきた。そして、都市化とは、都市の成長と都市的生活様式の普遍化による都市・農村融合の、その中にサービス機能を基軸とした中心地機能によるヒエラルキー秩序を有しているリージョン(中心都市の影響圏にある広域地域)の形成を意味するものであることを確認してきた。では、かかる意味

での都市化という地域社会変動は、住民生活にとってどのような意味をもつものとして把握されうるものなのであろうか。また、そのこととの関連でのリージョン研究の課題とは何なのであろうか。これまで日本の地域社会研究の中では、「リージョン」概念は、キーワードでいうと「同質性」、「都市・農村の対立の消滅（解決ではなく）」という形でとらえられてきた。すなわち、こうした方向での研究によれば、地域社会研究の課題は、もはや都市と農村の対立の様相とその解決の方途や諸条件を探求するのではなく、何らかの意味で同質化、一様化した地域社会構造を探求することであり、「リージョン」とはそうした研究の対象である地域的範囲を示すものであるというのである。例えば、日本地域社会学会編集の『キーワード地域社会学』によれば、「リージョン」概念は次のように説明されていた。すなわち、リージョンとは、「そもそも特定の機能によって構成される空間的広がりを目指すため、その機能ごとに異なる範囲をもつ実体として把握できる。人々の通勤範囲が通勤圏というリージョンとなり、都市機能の極度に集中した空間が大都市圏として独自のリージョンを構成する。生活圏、購買圏、医療圏等々も同様に、リージョンとして把握できる。これらの圏域構造は、多くの場合、それぞれの機能の結節的な中心地をもつため結節地域と呼ばれることもある。また、定住圏や広域生活圏のように国家が設定した計画地域もリージョンとして把握される場合がある。これに対し、同一の経済的社会的文化的機能を持つ地域的広がりもリージョンと見なすことができ、それを同質地域と呼ぶことがある。同一の産業基盤や社会基盤・文化基盤をもつ地帯構造や文化圏がそれにあたる。これらはその地域的範囲を異にしており、その意味でリージョンの空間的な広がり範囲は多様である」⁽¹⁾と。

こうした「リージョン」概念にたいする理解は、一見すると、本論でここまで検討してきたディキンソン氏の都市化論だけとりあげるならばディキンソン氏の都市化論と重なる理解であるかのように見えるかもしれない。このことはこれまで日本では、ディキンソン氏の都市化論はここまで検討してきた都市論として読まれて来たことを意味しているのである。しかし、ディキンソン氏の都市化論における「リージョン」概念は、こうした理解と全くことなる議論が内包されているのである。ディキンソン氏の都市化論における「リージョン」概念は、上記のような理解とは異なって、キーワードでいうならば、「不均等・不平等発展」、「都市・農村の対立の発生」ということを主張するものなのであった。それゆえ、次に、これらのことに関するディキンソン氏の議論を検討してみよう。

上記の問題は、ディキンソン氏によれば、ここまで検討してきた都市のサービスセンターとしての役割だけを見ているだけでは解明できないのであって、都市の地域的關係、とくに都市・農村關係のあらゆる局面を考察することが必要とされる問題であるという。すなわち、「都市の地域的關係は、複雑で多数あるもの」⁽²⁾なのである。しかし、同じくディキンソン氏によれば、以下の4種の関係に分類できる。氏いわく、「第1は、商圈 trade area という見出しのもとに包括される交易関係である——これもまた合成概念で、実際には個々の交易活動の種類

があるだけ多くの地域をもっている。第2には社会的関係で、このなかには文化的と教育的関連性、劇場、演奏会、博物館、一般的な社会的つながりについて共通の態度や考えをもつ人々が属しており、そのリーダーシップと表現は市の名声を通して見出される。このような関係は部分的には数量的に表現されるが、しかし歴史的発展と中心地の機能という光のなかでのみ十分に理解されうる。これは社会的地域と呼ぶ。第3は、中心都市へと、そこからの人口移動をもつ地域である。これは主として日々の通勤、ショッピングや娯楽の場所があげられるが、しかしまた季節的住居のより広い分布や、都会人による農場所有その他にも現われている。これは集落的地域と呼べるであろう。最後に、周囲の地域での土地利用——都市的、農村的の両方——への中心都市の与えるインパクトがある⁽³⁾と。こうして、都市・農村関係の住民生活にとっての意味を十分に把握するためには、「『中心地理論』という意味からのリージョナル・サービスセンターとしての都市の役割は重要であるが、都市とその周辺との間の関係のただ一面にしかすぎず、地理的構造としての都市の評価には、その相互連結のすべての面が均等に考慮されなければならないことを強調する必要がある⁽⁴⁾」のである。

そして、ディキンソン氏によれば、「この関連の中心地としての都市の機能の説明は二重のアプローチを含んでいる。第1には、周辺地域の性格評価——その資源と生産それに都市の活動の性格へ及ぼす影響、そして第2には、活動と組織の場としての、周辺地域の性格に及ぼす都市の影響である。地域中心としての都市の境界線を引く問題については、ある注意が払われてきた。今やわれわれは都市と、どんなにぼんやりと定義されているにしても、その周辺の両者を、その相互関係という点とその歴史的発達という光のなかで評価するようにしなければならない⁽⁵⁾」という。そこで、都市化にともなう生じる地域問題の点に限って、ディキンソン氏があげている都市・農村の相互関係を見てみると、それは、次の四つに集約できる。第1は、都市化にともなうサービス機能の中心都市への集中・集積による地域社会問題である。すなわち、農村地域や小都市における産業解体と人口流出による過疎化と地域社会の没落、ないしは解体化である。一方、その過程は、サービス機能と人口を集中・集積させている都市には、過密化による地域問題や地域荒廃の問題を引き起こす。第2は、第1の問題と関連するが、経済的富の分配と生活水準の不平等の進行である。第3は、都市化における都市拡散によって、縁辺地域に引き起こされる地域諸問題である。土地利用をめぐる利害対立や自然環境の破壊などがそれにあたる。そして、第4は、都市化における都市的生活様式の浸透と普遍化によって生じる諸問題で、家族および地域社会における共同性の衰退化・解体化などがその例としてあげられていた。

以下、順に、それらの地域問題についてのディキンソン氏の議論を見てみよう。まずはじめに、都市化にともなう農村地域における産業解体と人口流出による地域社会解体化の問題に目を向けてみよう。氏によれば、「都市と農村の関係は、歴史的発達状況に従って個々の場合によって異なる⁽⁶⁾」し、現代社会における都市化の下でも都市化が農村地域の経済生活を豊かにし、

新たな都市と農村の共生の形を形成する場合もあるという。しかし、時と場合によっては、「その反対に、周りに位置している農村とは分離していて、実のところ、性の合わない都市もある。伝統的共生は、19世紀の間に鉄道の出現と都市発展によって崩壊してしまった。人々は土地を離れ、資本は町で投資され、農村は顧みられなくなった。食料供給は周域よりももっと遠くの供給源へと移動された。これらの傾向は新しい産業が発展し、その周囲に都市中心地が発達した所では強められていた。これは19世紀の終りに、たとえば北ローレンで起こり、鉄鉱石の採掘と、鉄と鋼の生産がされていた。男たちとその家族は村から仕事の中心地に移ったり、毎日仕事場に通ったりして、多くの人々は農業を全くやめてしまった。彼らの小さな所有地は残されてはいたが、休耕のままおかれ、ドイツの社会的休閒 Sozialbrache と同様であった。土地はもっと多くの人をから取ったが、しかし彼らは次第に土壌から離れていった。外国人の工業労働者がしばしば町内に群がり、このことが町と農村の断絶を鋭くしていた」⁽⁷⁾。

また、別の農村の例では、「過去100年間のこの地域での観光事業発展が、この崩壊と孤立化を強め、そして村周囲の狭い一帯での花卉栽培の隆盛のその向こうは、荒涼としている。土地の人々は転出し、新しい住民が入りこみ、農業は資本不足のために衰退し、水は灌漑のために開発されたにもかかわらず、町や別荘への供給に使われてしまっている。土地は休耕の状態で、村の人口は減り、散在する農家は遺棄されているが、新しい季節的住宅がおびただしくあり、それでここは郊外保全地 une reserve suburbaine になっている。海岸沿いの町は観光事業の中心地となり、農村から日々の職への需要はほとんどなく、『大郊外』 grand banlieue になりつつある。その提供する市場は造園業と花卉栽培、それに田舎での季節住宅である。この過程は『周都市変成作用』 peri-urban metamorphism と呼ばれている」⁽⁸⁾。

さらに、ディキンソン氏は、都市－農村間の都市縁辺帯の地域に都市化にともなって起る、農村地域における都市化にともなう自然環境破壊の問題を含めた諸問題として次のような諸問題を指摘していた。すなわち、都市化は縁辺地域における、①農村地域の土地から農業生産性を取り去ってしまうという問題、②土地造成の指導なき乱開発による広大な無駄地の増加による不規則な集落パターンと税金滞納地域の所有地を増大させるという問題、③開発地域における人口増大と資本投下による土地資産価値の増大による、農民や一般の事業所労働者の納税能力を超えるほどの高税金化という問題、④規制されない宅地造成によるいわゆるスプロール化の問題、⑤縁辺住民が急速に進む開発に対応しえる情報を得ることの困難という問題、そして、⑥開発による地価の高騰は農業経営をひきあわないものにするという問題などなどを生み出すのである。こうした地域の例として、ディキンソン氏は、アメリカミシガン州フリント市の周囲の地域をあげているが、その地域は、氏によれば、「『小さなパートタイムの農地』、宅地造成された郊外、荒廃した『掘立て小屋の町』、優雅な農村の家屋、トレイラーキャンプやその他典型的な縁辺地域の現われに特徴づけられている」⁽⁹⁾ 地域であったのである。

これまでは都市化にともなって生じる農村における地域問題に着目してきたが、他方都市に

はどのような問題が生みだされるのであろうか。ディキンソン氏によれば、その最も際立った事象は、人口の中心都市への流入による過密化→地価の騰貴と生活環境の悪化→裕福な人たちの(よい生活環境をもとめての)郊外への移動→貧しい人々やマイノリティの人々が改善されない古い住宅にとり残されるという一連の流れによって生じる中心都市における「社会的解体と荒廃の地域」⁽¹⁰⁾の発生である。氏いわく、「社会的解体は、高い地価を示し古い建物の多い荒れはてた地域と特に関連があるように見える。ここは社会学者たちによって社会解体地域と名づけられた。多数の研究が犯罪(成人と少年両方とも)、悪、自殺、精神病、アルコール中毒、離婚、遺棄、貧困、死亡と病气、といった常軌逸脱の犠牲者たちの正確な分布を住居の位置毎に調べあげ、そしてまたこのような特質は民族のタイプ、人口密度と収入程度によって決定される地域社会構造と相関させられて」⁽¹¹⁾きたのであった。

さらに、ディキンソン氏のことばで敷衍しておくならば、「ヨーロッパ都市でも同様の傾向が見出されているが、より等質性のある民族構成であるためあまり目立ってはいない。もちろんまず第1に、古く健康的でない内部住宅地域から新しい外部住宅地域への人々の一般的な遠心的流出がある。これが現代都市人口統計学における最も基本的で広く行き渡った姿であり、これはまた多分イギリス都市の最大特徴でもある。これは内部地域の都市的荒廃をつくり出す原因でもあり影響でもある。30年代初期のナーシーサイドの研究では、スラム街のあるリバプールの内部地区において、高い出生率、過密、貧困、肉体的と精神的欠陥、アルコール中毒、慢性的困窮、不道徳性と犯罪性の一致がみられ、それに反して外部地区ではずっと低い率であったことを示している。前者のような現象は明らかにブラック・パッチ地域と一致し、この研究のなかで『5家族中少なくとも1家族は慢性的失業状態にある人間がいるか、困窮している街』であると呼ばれた。『このような家族はしばしば1部屋住いのアパートかスラム街の住民である。彼らは社会福祉を受けていることが多く、失業保険や転職給金を受けてはいない。』この研究の結論として、『確固たる環境論者は多分過密がトラブルの原因だと主張するであろう。遺伝の擁護者ならその反対に、過密は原因ではなくその結果というべきだと主張するだろう。両者ともある点では真実をついていることは疑いが無いがどの程度までという問題は解決されないままである。』『遺伝、病气それに〈文化的衝撃〉すべてはこの問題の主要な要素である。しかしそれにもかかわらず、これら病毒の細菌が最もたやすく成長する環境として貧困は現われている。』⁽¹²⁾のである。日本の都市では、もはやこうした貧困問題は解決ずみの問題だという議論はかつてはあったが、1990年代に入ってから長引く不況と規制緩和と政策の下でのリストラの進行によって、日本においても再び重要な問題になりつつある気配が進行しているといつてよい。

このように、「現代都市で最も特徴的であり、また深刻な姿の一つは社会解体の地帯であって、すでに注意はうながされているが、通例ここは都市中心を囲み、また工業スラム街地域とも関連している。この地帯のさまざまな特徴は、都市的荒廃を示していることで、これは中心業務

地区の端からはじまって、しのびよる麻痺のように外に広がって、全都市地域の非常に大きな部分——主に1900年以前の家がある部分——を覆ってしまうのである。この現象の最高の指標は多分、高い人口密度（過剰）と人口現象（移動）の両方の事実であろう。荒廃した地域とは：『…社会的、経済的および他の状況の結果、所有者によって不動産につけられる価値と、現在の状況の下で公共の福祉となるのに適当な、その物の利用価値との間には目立った断絶がある。古い建物はかえりみられず、新しいものはつくられず、それで全体が古びて価値がなくなってしまう。つまり、荒廃というのは、改良をしたり維持していくのは利益にならない状態』⁽¹³⁾のことなのである。

これらの社会解体と荒廃地域の発生以外にも、都市には、人口の過密化に由来する、通勤・交通の過密化問題や住宅問題などなどが山積しているのである。また、農村側における急速な人口流出と都市の側での異常な人口流入は、農村・都市ともに自治体財政の破綻の問題を引き起こす。すなわち、それは、「アブノーマルな人口の増減によって生ずる地域社会での歳出不均衡である。産業従事者の増加は、ほとんど必ずといっていいほど、（公共）サービスに従事する人々のずっと低い率での増加しか伴わない。急激な人口増加は、地域社会の税金源以上の高い率での資本支出を意味する。純粋に農業地域における農村単位は、しばしば人口減少を経験しており、ここもまた1人当りの費用が増加するので、地域社会の要求を満たすためには不十分な税金源しかもたない。都市は余りにも急速に発展しているので、ここもまた同じ状態で、個人資本や投資ができる範囲外である。再開発用の土地収用と獲得のための費用は、自由市場の普通の価格習性に晒されているので、都市の財政源にとって超えがたい圧力を加える。このことは、特に、スラム街の取り壊しと、移された人々に再度住宅を与えることに大きな金額がかかるが、それに対応する利益をもたらさない計画である。このように、新しい地理的基礎による、都市と農村の間の歳出を分配する急迫した必要が起きてくる」⁽¹⁴⁾のであった。

都市化にともなう地域間における経済的不平等の問題は、ここまで検討してきたサービス機能の都市への集中、農村における産業解体によって引き起こされるだけでなく、都市から農村へ立地していく工業企業の賃金格差によってもまた、引き起こされるという。すなわち、工業企業の立地に関していえば、「都市の焦点に関連して二つの基礎的過程が、企業の空間的配置に影響しているようである。第1は、会社間の連絡が強いほど、都市組織体内に場所を強く求める。それに反してこのような定期的接触——製造物の交換や過程を分け合っている、または経営や販売上など——がほとんど必要ない会社では、都市組織体の周辺部やまたそのちょうど外側であってもよい。第2には消費財生産に関して、クリスタラーの市場原理が働いている。高所得水準の人々が時々購入するより高価な商品は、主要都市でその最適条件の場を見出だす傾向があるのである」⁽¹⁵⁾。

このように、都市市場の吸引力に関係する工業の空間的分布によって、立地する地域ごとに次のような特徴をもつという。すなわち、「都市地域の核心部では、最も中心の場所できれ

ばならない事務所とか小売店との競争のために、工業はこれ以上の空間をもたない⁽¹⁶⁾。また、「都市地域の周辺部での支配的要因は、労働力のある住宅地域への接近と、輸送通路への接近である。ここでは住宅と産業のはっきりとした指向を異にした形が発達する。…この都市地域全体に賃金率は一様に高いが、しかし土地価格と税金は、中心都市自体よりもかなり低い⁽¹⁷⁾。そして、「周辺から距離が遠くなるにつれて、そしてより少ないずっと分散した土着の人口になっていくにつれて、賃金のレベルが下がる。工場のタイプと規模は潜在的労働力とその技術により定められ、産業は普通、高い資本投下に依存しているのではなく、労働力(賃金)志向である。…単純作業用の安い労働力が得られることは、ある産業にとっては、都市中心のコストや過密より決定的な魅力がある。その例としてはヴェルテンベルクの村や町(機械器具、電気器具等)とオランダ南部(例、アインドホーフエンとその隣接町での機械器具)で発達した多かれ少なかれ気ままに振舞える軽製造産業である⁽¹⁸⁾。ただこの傾向性の例外として、「都市核心部からさらに離れた所で、圧倒的に農村でしばしば不熟練人口密度が減少している所では特に、この原則は逆になる。というのは、労働力不足が、賃金率の上昇(しばしば他から入れる労働力に対し)という結果になるからである。このことは、これらの不利な点を打消すために高い資本投資を要求する。このように最高のレベルの技術的完成が得られるのは、都市地域の心臓部と、そこから最も離れた場所⁽¹⁹⁾」なのであるが。

都市化にともなう地域間の経済的不平等は、ディキンソン氏によれば、また、農業生産形態と農業から得られる収入の差によっても生じるといえる。すなわち、都市からの距離の増大による農業経営の形態の変化は、農業生産額の格差となってあらわれるのである。一般に、都市市場に近いところでは、野菜などの集約的作物が生産され、都市から離れるにしたがって、酪農などより粗放的な形態になっていくのである。ディキンソン氏があげている事例によれば、「総所得は、都市から16マイルの地点より9マイルの所では1エーカー当たり5倍も多く、このことは払われた地代と土地価格に反映している⁽²⁰⁾」ということを明らかにしていた。

都市化の深化によって生じるもうひとつの地域問題は、都市化による景観も含めた意味での自然環境の破壊および都市・農村両地域における地域住民の共同性と地域アイデンティティの解体化である。かかる傾向は人々の精神生活に大きな影響を与える、すなわち、人々の精神生活を根無し草化し、孤独で、さびしいものにし、いわゆる砂漠化していくというのである。そのことに関して、ディキンソン氏は、まず、農村の側の例として、イギリスにおける開発をあげ次のように言及していた。すなわち、「イギリスのこの開発はいろいろな形をとっている——公営の住宅団地とか、私的な団地が新しい土地や現在ある村や小さな町の周囲にかたまっている場合、たいていは素晴らしい眺めをもち、道路沿いに不規則分散した上流の別荘も所々にあり、あるいは幹線道路に沿って伸びている半ば離れ家風の家やバンガローの例もある。これには普通、新しい工場が付随してでき、公益事業、ガス、下水処理、水道と電気、それに運輸手段へ近いという配置からすべて特典を受けている。このような建造物は農村をゆがめ、地域社

会の生活や地域社会意識を妨げる。工場、何列もの家、道路脇のコーヒー店、宿屋、ガレージ、ガソリンスタンドや掲示板その他が、都市から来ている幹線道路に沿って何マイルも並び、海岸線のきれいな奥まった地や、沢山の安普請の掘立小屋やバンガローを隠す。道路の間には農地が広く伸びているが、良い土地の多くは家や工場に売られ、多くの農地は遺棄されたままである。というのは、多くの農民や地主は建築屋に売ろうとして土地を保持しており、売却かどうか未解決のままなので無駄におかれているのである。このような状態では小作農民はいつ追い出されるかわからないという恐怖のもとにおかれているから土地は十分に耕されない。これは都市の境界に、工場用地、あるいは望ましい住宅用地と書かれている道路に面した建札がある荒廃地をしばしば見かけることの説明になる——この建札は都市の連檐地域に到達する前に何キロにも亘って人目をひくものである。『建築屋の恐怖がそこに陰をさし、不毛にしてしまった。』これはアメリカ都市の周囲にある『制度上の砂漠』のイギリス版であり、同じ原因から起こっている⁽²¹⁾と。

同じ問題を都市の方に目を向けてディキンソン氏の議論を紹介しておこう。氏いわく、「大西洋の両側で長い間哲学者たちの注目は、歴史的都市の伝統的な共同生活の崩壊が——全体としてそしてまたその部分においても——、人口の大きな増加、仕事場と家庭の分離、そして経済構造と社会サービスの規模が次第に複雑になっていくことにより起きていることに対し、払われていた。大都市の生活は、個人の家族が、人間の成り立ちの固有の部分として必要としている、新しい地方的連関を見出さなければならない。地方的利益や地方性という伝統的絆は、全国的連関によりその座を奪われてしまった。全国的連関は、家族以外の小さな集団——つまりすぐ近所の人々とか、住んでいる地区の人々との地域的絆のことである。たとえば、教会がよいとか買物、クラブ会員とかすべての種類の関連が地域的連関への個人の依存を減少させてはいるものの、今でも残る基本的絆は、特に家庭内の子供に基づいていて、それで学校と学校区が、地方的地域社会関係の鍵として残っているのも理解しうる、という事実は重要である。そしてヨーロッパ人がはっきり理解する必要があるのは、戦後非常に高い出生率を示している合衆国では、その都市生活は新しい近隣関係の基礎として、非常に強く家族の生活とその必要に基づく方向になっていることである。基本的地理集団は、対面関係が減少しているので弱まっている。しかしデューイ John Dewey がいうように——『地方地域生活が取り戻されない限り、公衆はその最も逼迫した問題、つまり自分自身を見出し認識すること、を解決できない』のである。『民主主義はその家庭から始まらなければならない、家庭というのは隣接の地域社会である』と彼はいつている。これらが探求されるべき新しい価値である。具体的にいえば、これらは子供のために学校を提供し、そして交通幹線道路による学校区の物理的区分にあるように思われる。交通島とこれまで呼ばれてきているものは、このような地域社会集団のための枠組としての役割を果たすだろう⁽²²⁾と。

ここまで、都市化にともなって生じる地域問題に関するディキンソン氏の議論を見てきた。

要約すれば、都市化とは、サービス機能を基軸とする地域間ヒエラルキー関係の形成と序列化のことであり、そうした地域間関係形成によって生じる、特に都市・農村関係における、さまざまな意味での地域間不平等化のことであった。それゆえ、ディキンソン氏がたびたび主張する都市化によってもはや都市・農村の伝統的な区別は意味を失ったという言説は、ここでは、都市・農村関係における共存・共栄という伝統的な関係は意味を失い、都市・農村関係に不平等と対立的な関係が生じているということを主張している言説として理解しなければならないのである。これまで、少なくない地域社会研究者は、都市化によってもはや都市・農村という地域社会は実態を失い、都市でもなく、農村でもない多様な地域社会が現われてきているとし、地域社会研究は、そうした新しい状況に対応して農村または都市研究としての地域社会研究に代わって登場してきたリージョン研究としての地域社会研究へ移行していかなければならないと考えてきたのである。しかも、そうした考えは、地域社会研究の重要な課題であった都市・農村の対立の止揚の道を明らかにするという地域社会研究の課題そのものも、もはや時代錯誤的なものになってしまったと主張してきたのである。しかし、ディキンソン氏の都市化に関する議論のこれまでの検討によっても明らかのように、氏によれば、都市・農村の対立は都市化によって生じてきたのであり、そうした地域社会研究者の理解とは反対に、都市・農村関係における不平等発展と対立化の様相を明らかにし、その止揚の道をさぐるこそが最も最新の地域社会研究、すなわち、リージョンとしての地域社会研究の課題であると考えていたのである。そこで主張していたことは、都市、または、農村に起っているさまざまな地域問題は現代社会における都市化によって生じてきた都市・農村関係の変化に関係しているがゆえに、そうした都市・農村間の不平等発展と対立化の止揚の道をさぐるには、もはや、都市・農村をその関係の在り方を問うことなく、バラバラに研究していたのでは明らかにしえないということであった。しかも、ディキンソン氏によれば、そうした都市・農村間における不平等発展と対立化は、市場経済の下でのサービス諸機能の中心化（中心都市化）という自然発生的・自然成長的に起るサービス諸機能の効率的・生産的な空間配置（地域間配置）の不均等発展によって生じてきたものであるがゆえに、都市・農村の不平等と対立の関係を止揚していくためには、そうした地域空間形成の自然的過程に人為的に介入し、地域的空間形成の社会的計画化および政策化を通していくことが求められているというのである。リージョンとは、かかる視点でみると、そうした社会的計画化のための地域社会単位のことでもあったのである。しかも、都市化によって引き起こされる地域諸問題の範囲が既存の行政単位を越えて対処しなければならない事態に対応する社会計画のための地域社会単位こそが、リージョンなのであった。

そこで、次に、そうしたリージョンとしての地域社会研究の課題に関するディキンソン氏の議論を検討してみよう。まず、リージョンという地域社会単位と地域の社会計画との関係についての議論を参照してみよう。氏いわく、「リージョン region（地域）およびリージョンリズム reginalism（地域計画ないし地域制）」という用語は、多くの問題に関連して近年広く用いら

れてきた言葉である。そのすべての場合、それぞれの形で現存の行政単位を新しい地理的単位に置き換えようと求めている。というのは、現存の行政単位は過去からの遺産であって、現代社会の種々の要求に応えるには、はなはだ不相当であるからである。リージョナル・プランニング regional planning（地域計画）というのは、都市と農村の物理的計画を主に扱うものであり、この単語はタウン・プランニング town planning（都市計画）の延長上にあるものとして通常用いられている。たとえばフランスでは、『都市地域計画』とよく呼称されるのである。このなかには合衆国におけるテネシー河流域開発公社（TVA）の組織や業務のような資源一般の計画も含んでいるだろう。この傾向は他の国々の計画においても著しくなりはじめている。リージョナリズムはまた、地方制度の再組織化の方向や動きや、行政および立法権の退化の方向をめざす動きとも同一視されている。このような目的が実際に実行に移された華々しい例として、ソビエト連邦における経済社会構造の再構成があげられる⁽²³⁾（下線は引用者による）と。

同じくディキンソン氏によれば、リージョンの「構成に基礎的なことは、社会の生活および組織において強力な地域化の原理として連続している各レベルの人間交流の統合という概念である。もちろん、このなかには経済的な流通も含まれているが、またその歴史的発達をみる場合には、社会的、文化的、そして政治的関連性が含まれる。この基本概念に立ってリージョンというものを考えてみると、それは相互関連ある諸活動、種々な関心、そして共通の組織がもつ地区であり、それは多くの制度やサービスや組織体が、そのなかで隔離されている集落中心に結びつけるルートを介して存在するものである⁽²⁴⁾。

リージョンに関して、さらに敷衍していえば、「ある学者は、社会的な、また経済上に実存する行政単位として用いられるのに適当な『自然的行政単位』 natural administrative units というものを構想している。この意味においてリージョンというものは、実存している単位であり、社会の構造そのものから自然に生まれたという点で、『自然的』な地域単位と考えられ、これは過去において押しつけられ、現代の必要にまずはめ込まれた『人為的行政単位』 artificial administrative units と対照をなしている。論点となるのは、このような自然的単位が、いかなる目的——たとえば、都市と農村を計画するもの、資源の開発、地方行政の再組織、統計や国勢調査資料の収集、あるいは保健、水道、住宅のような公共サービス機関の広域化——であっても、現代社会の組織化のための合理的な基礎となるということである。これらすべての点において、新たな地域単位が要求されている。その性格と範囲は、目的によって違っているが、時代遅れの行政単位より、ずっと目的に叶うものである。さらに、異なった地域が用いられるとすると、実用に適する限りの各地域間の緊密な結びつきが根本であることはいまでもない⁽²⁵⁾」ことなのである。

こうして、「現代社会のもつ最も重要な問題の多くが、リージョンという基本概念そのものに根差しているということである——つまり、どのような地域がリージョンであるか、どのよ

うな目的に叶うものであるか、どのように役立つべきものであるかというようなことである。フランス語の用法における意味の社会運動ではないにしても、確かにリージョナリズム（地域主義）は、われわれの国民生活を構成する基本的特色である。その不可欠性がビジネスの畑ではずっと認められている。西ヨーロッパと北アメリカの各国では、（そして日本をはじめ各国でも）、地方行政地域の新たなヒエラルキーの必要性和、国全体のフレームワークのなかでの開発計画のための新たな地域への必要性に直面している。近年一般の注意が引きつけられているのは、リージョナリズムのこの二つの局面」⁽²⁶⁾であろう。繰り返しになるかもしれないが、このように、ディキンソン氏によれば、リージョンとは、都市・農村間の地域的不均等発展のゆがみによって生じるさまざまな地域社会問題を解決するために地域社会の住民の人たちの社会運動の「場」として、そして、そうした社会運動をうけて行政側でもそれらの地域社会問題の解決のための政策を立案するという地域社会計画のための地域的単位として存在するものなのであった。

では、すでに検討してきた都市化にともなって生じる地域諸問題にたいし、ディキンソン氏はどのような政策をたてたらよいと考えていたのであろうか。氏によれば、その第一は、産業が解体または崩壊し、雇用の場が消えていっている農村地域における産業興しによる雇用の場の確立である。そのことは、あまりにも過密化し、巨大化してしまった中心都市における生活を改善するためにも、その中心都市に集中している諸サービス機能を分散化させる政策の、とくに工業的産業を地方に分散させる政策の必要と関連している。すなわち、「都市は過去百年間に、その周囲の町や村の活動の焦点としてますます出色なものとなっている。実際、都市の発展が余りに進んでしまったので、本当に大きな都市は、人間生活にとって最高の環境を与えるためには大きすぎるのである。遠心的諸勢力、中心地から外への工場の移転、施設、住宅と人々の移動、働きを通して、すでに崩壊が起りはじめている——とはいっても、これまでは、何の『生活設計』の試みもみられない、でたらめなやり方ではあるが。将来は過密な中心地からの都市機能と建物の再配分が引き続いて、それにより都市集落地域と、その先の都市商圏が、民主的活動と土地計画および地域開発の原則的な単位として採用されるような、実際の社会的、経済的生活のための効果的なグループとして今より以上に現われてくることを望むもの」⁽²⁷⁾となるのである。

そして、かかる「都市地域の成長拡大に関する議論が、国内的事柄のなかで最近特に重要な部門になってきている地域経済発展に関するすべての問題点に突き当たることは避けられない。これは地域毎に農村と都市人口がより効率のよい均衡をつくり出すという問題が含まれる。このことが実際に意味しているのは、余った農民を非農業的職業に転換させることにより農民の生活水準を改善するということである。このなかには大都市からの工業と商業の非中心化が入ってくる。それはまた、一般的生活水準を上げるために、農村の人々に必要な職を提供できる小中心地に産業を立地させることを含んでいる。最後の点は、数多くの失業および半失業状

態の労働力がある大部分の農村では特に急を要するものである。…問題は、より好ましい状況にある、より人口密度の高い地域での仕事や生活をどうやって組織化するか、そしてそのより後進的地域が自力で持ち上がるためにはどうしたらよいかというものである。後者を確かにする主なやり方の一つは、経済開発のレベルがあがるにつれて、着実に増加する、新しい産業とサービスの増大成長を与えられること⁽²⁸⁾（下線は引用者による）なのである。

さらに、ディキンソン氏は、必ずおとずれる景気変動に左右されない堅実な地域経済の基礎には、伝統と生活文化に根ざした工業の要素が守られ、維持されていることの重要性を、1930年という世界大恐慌の時期にドイツで実施された都市構造の研究の成果を例にあげながら、指摘していた。すなわち、「1930年に行なわれたこの研究は、地域社会構造の基礎を、経済恐慌にどの程度抵抗できるか、そして永久的な就職口をどの程度まで提供でき、新しい住宅需要を満たせるか——つまり基本的には工業立地についての『政治経済レポート（ロンドン）』と同様の目的⁽²⁹⁾」をもっていった。この目的にかなった都市の「タイプは郡市と基本的姿勢は似ているが、工業がずっと大きな重要性を占め——これは昔からの工業が発展や新しい工業を入れたことによるのだが——によって違っている。しかしながら、経済的基礎はそれでも地域社会にとって十分広いもので、経済恐慌の時でも深刻な打撃はうけない。というのは、一時的であっても失業者に対して他の種の職が与えられるからである。このタイプは小さいし中位のサービスの町として起り、後者の場合には官吏と守備隊の集団が存在する場合のみに起る。通常1万から4万人の住民が住む。後背地の行政やそれとの交易という機能は、この大きな人口の理由としては不適當であり、工業がずっと重要である。ドイツでは2万から5万人の人口をもつすべての都市で、工業および工芸に平均52%が従事している。このような町はその地方のサービス業を通して、一人前の都市地域社会としての資格を持つことができる⁽³⁰⁾」と。

では、農村地域に工業的、または商業的産業を確立することによって、都市・農村間の経済的・人口的均衡化を図っていくとして、そのことによって起きかねない農村の無秩序的な開発やそれともなう農業解体、さらに自然（環境）破壊（すでに、都市化ともなう一つの地域問題として指摘されていた）などはどのようにして防いでいけばよいのであろうか。ディキンソン氏の回答は、とくに土地利用の社会的計画の下での開発というものであり、その例としては、たとえば、第一には、都市化が進んでいる地域に緑地帯を設ける、第二に、農村地域の農業は守り、残し、発展させるような政策がとられなければならないというものであった。前者に関してディキンソン氏は、地域の既存の産業、自然、景観などを荒廃させるような住宅開発を例にとり、次のような議論を行っていた。すなわち、「1947年のイギリスの計画法は（そうした開発による）発展にブレーキをかけ、新しい住宅発展をもっと望ましい方向に向けようとしたものである。このことは、たとえばいわゆる『緑地帯』概念に明らかにされている。これは、最終的には計画当局（国と郡の自治市）の各々によって定義され、政府から同意を受けた時には、『緑地帯』が主要都市のそれぞれを囲み、そのなかでは建築が制限されるのである⁽³¹⁾」

[(そうした開発による)は引用者による]。

また、後者に関しては、氏はそれを都市と農村の「新しい共生」と呼び次のように説明していた。すなわち、農村地域の開発のなかには、「町が農村都市化の焦点としての役割をする地域もある。これは都市が全く農村中に氾濫してしまい、事実上農業生活が消え失せる原因となり、ベルギー、オランダとスイスでみられるように、広大な大郊外形成を通じて、『農-工業社会』を結果としてもたらすという発達の姿としてみられるものである。この段階に到達する以前の多くの地域が、先に述べた農村退廃の過程を必ずしも通るとはかぎらない。農業が近くの市場の需要に順応することと、非農業的仕事への機会が加わったことにもより、農業が維持されてきている多くの村(ゲマインデ)が西ヨーロッパにはある。一例として、三圃式農業は、たとえば牧場と乳牛、果樹園と造園業、といった商業的農業をもつ一つの連合した土地に換えられる。地方の町は農村に伸展するかもしれず、このような地域では機能上都市化される。『彼らが無理矢理に外側の形だけに都市的生活様式を採り入れたのではなく、都市が刺激の中心となっている一般的生活様式に彼らが機能的にも心理的にも統合されているのである。』こういう状態はオランダ、デンマーク、スイス、それにドイツの広大な地域、フランスとイギリスでみられる——とはいってもこのような地域の正確な範囲は、もっと正確な定義によっているのだが。伝統的な百姓の階層は消え失せてしまったが、しかしその変化は農業の死滅に到ったのでもなければ、特徴のない郊外に全く沈滞してしまったことでもない。多くの村人たちは都市で働くが、土地は生産を続けるか、あるいは開発され維持されている。都市は単なる吸引の焦点ではない。都市住民とその利害が農村に、集落、観光事業、それにレクリエーションという形ではね返ることがある。これは新しい、そして広大な地域に亘る、また避けえない新しい共生である。地方行政単位の区分にかくも明白な町と農村との分離を(地域計画によって)取り除き、健全な指導をするのは、将来の計画の義務である。工業の分散、小さな中心地への産業分散、農村の保持、等々はこのシステムの必要とするところであり、そこでは農村も都市も意味を失う。このような変化を生じるための方法としては、すべての場所が現代文明の贈り物の届く範囲内にあるように、都市中心地階層の十分な発展を通してである⁽³²⁾と。

伝統的な都市・農村関係とは、純粹に農業だけを行なっている農村と純粹に商業と工業を行なっている都市との関係であるというディキンソン氏の理解は、必ずしも正しくないということを描きおかなければならない(伝統的な農村には主業的か副業的かを問わず工業的要素があってはじめてそこでのある意味で自給自足的な生活が完結していたのであり、近代化の歴史過程の中で農村の工業的要素が解体され農業的なものに純化されてきたのであり、農村＝農業だけで生計をたてている地域という在り方はむしろ近代のある時期に特有のものなのである)が、新たな段階における都市・農村の共生の形を探ろうとしている試みに、ここで、あらためて注意を払っておきたい。すなわち、ディキンソン氏によれば、さまざまな地域問題が噴出している現代の都市化の中では、地域計画によって「農村と都市の新しい種類の共生が求

められなければならない、特に都市的生活様式が、農村の活動や生活様式に大きな衝撃を与えている地域においてそうであることを意味している。減少する農民は有効に都市に統合されねばならず、土地はレクリエーションと隠退のために都市の住民に空けておかれねばならないが、しかもその快適さは維持されなければならない。住宅地化を回避するよう指向されねばならず、水供給は確保され、旅行の便宜は適切でなければならない等々がある⁽³³⁾のである。

さらに、ディキンソン氏は、都市化による地域社会の共同性の解体化傾向にたいしては次のように主張する。すなわち、「近隣と緑地帯という考え方は、今日さまざまな国で、なかでも大ブリテンでは、都市計画実現にとっての基礎である。両方の考え方は共に、数々の批判的になってきていて、特に合衆国においてそうであるので、これらが現代都市性の大きさと匿名性から逃れようとする試みであるということをはっきりさせなければならない。もし誤りがあれば、それは計画実行のなかに存在するもので、新しい方法が試みられなければならない。密度の低い住宅、庭園、狭い道路、広い区域、そして歩道のあるイギリスの町は、空白と単調な拡散を起こし社会的凝集や個人的便利さには適切でない。これらのやり方は、もっときちんとまとまった単位を目標とし、多様なタイプの住宅であって、より効果的で接近しやすい社会的核のある別のものによってとって代われねばならない。これらすべては巨帯都市化傾向に反して働いているさまざまなやり方であり、その点で正しい方向に向かう歩みである⁽³⁴⁾と。そして、「これらの考え方の多くは、現代都市性出現以前の自然的発展様式に固有の実際の社会の空間的パターンを反映していることが明白になるだろう。これらはどちらにしる新奇なものではない。マンフォードは、歴史を通してどのようにして近隣集団が過去の町に、人間的規模という感覚を与えてきているかを彼の研究のなかで強調している。これはヨーロッパの歴史的町の研究のなかで、われわれが強調した主な主題の一つである。その上、幾つかの、家族のような集まりをなして依存している周囲の町と村をもつ理想的大都市の配置は、ヨーロッパ中世に生まれたものであり、過度の都市発展が起きていない西ヨーロッパの広い範囲では今でもみられる。ディジョンやその他多くのフランスの小さな都市——約10万の人口がある——や、南ドイツのヴュルツブルクやバンベルクは、完全な意味での地域首都で、何世紀にも亘る地域的連関を通して身につけていて、その経済的機能と全く同様に重要な——とはいっても測定はそれほど容易ではないが——文化的属性を楽しんでいる⁽³⁵⁾のである。

最後になるが、以上検討してきたようなリージョンを単位とする地域計画を有効に進めるためには、そうした地域計画を策定し、実施していく参加当局の中央政府および既存の行政当局の両者との主権被委譲的關係を獲得する必要性のあることを、ディキンソン氏が強調していることに注目しておこう。すなわち、新たな都市・農村の共生をきざぐにはリージョンを単位とする分権化が必須なのであり、そうした分権を求める運動がリージョナリズム（地域主義運動）にほかならないのである。ディキンソン氏によれば、「最も大まかにいって、全国的規模による強制的都市計画は今世紀の初めまでは現われなかった。共通の問題調査のための連続した隣

接当局の協力は1914～18年の戦争以降の都市に始まった⁽³⁶⁾。すなわち、「地域運動はフランスで始まり、イギリス、ドイツ、それに合衆国ではもっと最近になって目立ってきた。フランスではリージョナリズムは、パリへの過剰な事件の集中化をくつがえし、地域的な文化と代表的自治政府の発達により大きな規模を与える手段として、早い、エネルギーなスタートをきった。フランスの区分をリージョンにするための数知れぬ方法が過去50年間とられてきており、リージョナリズム理論と、それが実際にとるべき形について多くの約定が書かれている。新しい広域をつくって政治的単位として県に置き換えようとするための多くの提案がなされ、これらは何の結果もうまなかったにしろ、多くの特別の区分は長い間使われてきている。しかしながら、50年代の後半(1955)になってはじめて、全国的組織での地域計画への最初の一步が踏み出された。イギリスはその問題に関する興味は1918年直後に活発になった。第2次世界大戦中および大戦後の全国的計画の必要性が、この問題全体に対する大衆や政府の興味を刺激した。50年代には大きな変化が起ったが、しかし地方行政区の再組織化という緊急課題はまだ議論の最中である。合衆国ではこの問題は地理学者、社会学者、そして経済学者によって取り組まれた。市場地域、新聞講読地域、大都市の影響ゾーンが慎重な調査者たちの主題であって、計画のリージョナルな処理と、合衆国の資源開発は、1935年に設立された全国資源委員会の主催の下に調査された⁽³⁷⁾ 経験をもっている。

しかし、リージョナリズムはこうした歴史的経験を蓄積してきてはいるが、他方、リージョンの範囲内にある「町同士、あるいは普通呼ばれているように『リージョナル』な集団は、普通何の法的地位ももたない⁽³⁸⁾。「この種の団体が過去においては単なる諮問の機能を有してただけであり、何の法律上の優先的権力ももっていなかったという事実は、ことに強調する必要がある。厳密な意味での地域計画は、人口分布と土地利用、それにサービスとレクリエーションの組織化のための長期的設計ができるような十分に大きな広さをもつ活動地域の組織化を今や意味することになった。このような地域を管理する当局は、計画を準備するためにだけでなく、それらを実現させるための法的力をもたなければならない。これは、連続している地方政府単位の凝集と、このような新しい権威に対して、全部ではないとしても、その権利と責任の幾つかを譲り渡すことを意味するだろう。ある意味では、地域計画という用語は、このような集合体が存在していないという簡単な理由で、過去においては、便利なラベルとして事実用いられていた。これらを設立するための最大の障害は、どこの国においても、どのような原則に基づくべきであるか、どのような原則でその境界線が定められるべきであるか、そして地方当局の抵抗に打ちかつかということ⁽³⁹⁾なのである。

そして、ディキンソン氏によれば、これらの問いに確かに答えるためにも、「われわれは都市地域社会の規模と空間的構造について、さらに知る必要がある。それにまた近隣集団の性格、位置、サイズについて、また中心業務地区の機能と傾向について、また都市の空間的分布と、相互の関係について、そして実際に、とび抜けた広域あるいは母都市を焦点として、町集団を

形成する方法についても知る必要がある。われわれはこの問題の哲学的面についてはこの本のなかでは余り関心を払っていない。われわれは実際の性格と都市社会の空間的構造の決定因子を検討した。実際の状態から、われわれは都市社会の現在の要求についてよりよい理解が得られる。しかしこのことは、確固とした社会的価値、計画実行上の融通性と実験なしにはなされない⁽⁴⁰⁾のである。この引用文にある諸課題は、今なお私たちの諸課題たりつづけていよう。

ここまで、ディキンソン氏の都市化やリージョンに関する議論を、氏のことばを多く引用する形で検討を進めてきた。というのも、これも文中で何度か指摘してきたことではあるが、少なくない地域社会研究者たちによって、日本の高度経済成長期以降の激変ともいえる地域社会の変動により、もはや都市・農村関係を問うことは陳腐化してしまったと主張されてきたからであり、その主張を正当化する議論のキーワードこそ、「都市化」や「リージョン」であったからである。しかし、これまでの検討によってもわかるように、ディキンソン氏は「都市化」や「リージョン」を論じる中で、むしろ新しい都市・農村の共生のあり方をこそ探究していたのである。

確かに、ディキンソン氏の議論には、都市とは農村にサービスを提供するために生まれたと定義しておきながら、その都市が発展していくと、なぜ、都市・農村の双方に重大な地域問題を生じさせてしまうのかを明らかにする視点と、姿勢に弱さがあるし、そのことは、地域的不均等発展によって生じる地域間ヒエラルキーの性格をサービス諸機能のヒエラルキーとしてのみ把握するという不十分さに現われている。しかも、こうした都市・農村関係理解から、近代以前の都市・農村関係を共存共栄の関係としてのみとらえていたという都市・農村関係の歴史認識の不十分さにつながっていた。そして、そのことこそ、さらに今後、都市・農村関係、とくにその対立の止揚を課題としてきた地域社会理論を検討していかなければならない理由である。しかし、他方では、ディキンソン氏は、都市化とはイコール単なる都市の広域化、都市的生活様式の普遍化というのではなく、地域間の経済的不平等発展、とくに農村における地域産業の解体化、地域生活の共同的生活の消滅、生活環境の悪化、そして、都市・農村双方の景観をも含めた自然環境の悪化をともなう地域的不均等発展に他ならないことを明らかにしている。また、そうした都市化＝地域的不均等発展を是正していくには、新たな都市・農村の共生のあり方を探究し、生活に根差した産業の重要性や分権の必要性（その議論は、また別に批判的に吟味されなければならない点があるにしても）を示唆している。しかも、それらの方向性を、「地域再生」というように名づけておこならば、「地域再生」には、経済的価値ではなく、人間的・社会的価値を基礎とした（ディキンソン氏は、地域的不均等発展に結果してしまう都市化は、文化的・「社会的価値にはほとんど関心のない私企業により」⁽⁴¹⁾、計画性もなく、無秩序に、当面の利益だけを考えて都市化が発展させられていることによるものとみていた）地域計画の必要性と、その地域計画が前提にしている地域的範囲、すなわち、地域計画の単位の経験的な探究を強調している。これらのディキンソン氏の研究の諸成果から学ぶことも多い

といわなければならない。そこで、ディキンソン氏の研究成果を生かすためにも、より、都市・農村の対立とその止揚を課題としてきた社会理論の検討に移りたいと思う。

- 註 (1) 地域社会学会編『キーワード地域社会学』ハーベスト社、2000年、148頁。
(2) R. E. ディキンソン『都市と広域』木内信蔵・矢崎武夫共訳、鹿島研究出版会、1974年、256頁。
(3) 同上、256～257頁。
(4) 同上、257頁。
(5) 同上。
(6) 同上、258頁。
(7) 同上、259～260頁。
(8) 同上、260～261頁。
(9) 同上、192頁。
(10) 同上、202頁。
(11) 同上、202～203頁。
(12) 同上、203頁。
(13) 同上、206頁。
(14) 同上、380頁。
(15) 同上、280～281頁。
(16) 同上、281頁。
(17) 同上。
(18) 同上、281～282頁。
(19) 同上、282頁。
(20) 同上、285頁。
(21) 同上、194頁。
(22) 同上、384～385頁。
(23) 同上、3頁。
(24) 同上、8頁。
(25) 同上、4頁。
(26) 同上、4～5頁。
(27) 同上、369頁。
(28) 同上、371頁。
(29) 同上、90頁。
(30) 同上、92頁。
(31) 同上、195頁。
(32) 同上、261～262頁。
(33) 同上、377頁。
(34) 同上、386～387頁。
(35) 同上、387頁。
(36) 同上、328頁。
(37) 同上、327頁。
(38) 同上、328頁。
(39) 同上、328～329頁。
(40) 同上、387頁。
(41) 同上、384頁。

A Theory on the Relationship between Urban and Rural Societies from the Point of View of Marx's Theory of Social Reproduction of Capital

UCHIDA, Tsukasa

Abstract

It is now generally believed by a good many rural and urban sociologists that it is anachronistic to study rural or urban societies in trying to come to terms with the antagonistic urban-rural relationship. Moreover, it is held that not only the distinction between rural and urban, but also the antagonistic urban-rural relationship have disappeared in a real sense as a result of the radical changes in rural and urban societies, especially in the midst of rapid economic growth, as seen in Japan as well.

This series of articles constitutes an argument against this position. I intend to make clear that the viewpoint of overcoming the antagonistic urban-rural relationship is still important in studying a variety of modern social problems. They include the antagonism between advanced and developing countries, international and domestic disputes, overpopulation in urban areas and depopulation in rural areas, urban social problems, environmental and energy problems, and so on, which have arisen as a result of unequal and unbalanced regional development on an international and national scale under the globalization of modern capitalism. This article is one of the series. In it, I intend to examine Dickinson's theory of region. Dickinson insisted that the old distinction between rural and urban was now virtually meaningless.

Keywords: globalization, modernization, unequal and unbalanced regional development, the antagonistic urban-rural relationship

(うちだ つかさ 本学人文学部助教授 生活構造論専攻)

ルサーン国際戦争と平和博物館(2)

Peter van den Dungen

坪 井 主 税 (訳)

はじめに

1. ジャン デ ブロッホとその著作『将来の戦争』
(*Jean de Bloch and the War of the Future*)
2. 反戦運動の救世主・ブロッホ (*A Vision of Peace*)
3. ルサーン国際戦争と平和博物館 (*The Lucerne Museum*)
(以上、前号)
4. 「平和展示」論争 (*Controversy over the Museum's Character*)
(以下、本号)
5. グロウスキー事件 (*The Affair Gurovski*)
6. 財政難——そして、閉館 (*Difficulties and Liquidation*)

4 「平和展示」論争

ブロッホが博物館建設計画を発表した時、平和主義者側から一つの危惧が表明されていた。ブロッホが、その著作で展開した自説——すなわち、戦争の不可能性——を強く宣伝する道具として博物館を作るのではないか、という危惧であった。そしてこの危惧を共有した者たちは、博物館建設を進めるに当たってブロッホが、パリ万国博覧会時の戦争展示以来親しくしていた中立国スイスの軍人高官たちの忠告を全面的に取り入れていることを知って、安堵の胸を撫で下ろしていた。しかし、できあがった博物館を見て彼らは、ブロッホの自説を宣伝するようなものは外見上一切ないとはいうものの、博物館は平和博物館というよりは戦争博物館であるという評価を下した。⁽²⁰⁾ だがこの評価は、ブロッホの自説およびそれを分からせるために著作や今回の博物館の展示を通してブロッホがとったアプローチに対する誤解にもとづいた評価であった。戦争の不可能性というブロッホの主張は、平和主義者たちが自分たちの平和運動が無効にされる可能性があるからという理由でいたずらに軽視したり、脅威を感じたりするようなものではなかった。ブロッホがこの主張に込めた本当の意味は、全くというほどではないに

でも殆ど同義の、いわゆる「クラウゼヴィッツの戦争」の終焉——すなわち、大国間の戦争はもはや不可能——ということであったことを彼らは正しく理解すべきだったのである。

ブロッホの戦争の不可能性という自説は、彼の戦争の本質と進化の研究、とりわけ実際の戦闘行為に導入された最新の技術と戦争に不可欠な経済とその帰結に関する深い研究の末にたどりついたものである。ブロッホは、戦争それ自体が戦争を不可能にしていることを発見したのだ。前述したように、ブロッホの研究の目的は当初から、平和主義を啓蒙するためではなく、戦争をできるだけ科学的に、かつ、客観的に分析することにあつた。だから博物館も、ブロッホにとっては、自らの分析をより刻明に伝えられる場所という以外の何物でもなかった。ブロッホが博物館に置いたさまざまな視覚的展示物とその説明は、実はブロッホの分析の一つ一つをなしていたのである。確かに、ブロッホの結論は平和の必要性ということである、と捉えて間違いはない。しかしブロッホは、その結論を自らは語らず、著作の読者や博物館の来館者に委ねる方法をとったのである。その結果、ごく普通の平和主義者からの「戦争と軍隊に妥協している」とか「目的がはっきりしていない」とか「平和のメッセージが不十分である」とかの批判が出てきたのである。そして博物館開館後間もなく、かねてからブロッホの博物館は平和よりも、平和運動の阻害要因である戦争の不可能性を強く打ち出すのではないかという危惧を抱いていた平和主義者たちが博物館を批判する側にまわったのである。

一部の平和主義者は、開館式の際の「奇妙な光景」、すなわち、大勢のスイス軍人が軍服姿で式に参列していたことを問題視した。⁽²¹⁾ これに対して博物館側は、「あのスイス軍人たちはみなそれぞれの地方の平和協会に属している者である」と説明した。もっともらしいが、平和主義者にとってはなお疑問の残る説明であった。なぜなら、そこには、博物館の設立から運営に至るまでそれらのスイス軍人たちが大きく関与していたこと——例えば、1903年5月に民間人のJ・ツィママンが引き継ぐまで、博物館館長はスイス陸軍のピツカー中佐であったこと——や博物館の性格や内容の説明が一切なかったからである。平和主義者のさらなる不満は、博物館に対する軍人集団の一般印象がすこぶる良いということにもあつた。これは多分、軍人集団が良しとすることは何でも批判の対象にするという平和主義者の独断的な偏見と言ってよいだろう。しかし、軍人の側も同じことをしていたのである。例えば、ルサーン博物館開館記念号を組んだ軍事専門雑誌に載ったかなり長い論文の序に、そのことが明瞭に示されている。⁽²²⁾ 論文の筆者は言う——「もし、博物館が平和の大義の促進——これがブロッホの目的と考えるが——と称して戦争の恐怖の展示をしていたならば、それは、来館者に押しつけ的な感動を与えただろうが、その場合は、軍人は何人も本博物館に足を踏み入れることはなかったであろう。」この筆者のこの評価は間違っている。たとえヴェリシュチャーゲン風の戦争の恐怖や惨状の絵画が1、2枚なかったとしても、この博物館の目的が損なわれることはなかったのだ。同筆者はまた、博物館の戦争、兵器そして戦闘行為の歴史的な展示に対して、「かくも科学的、客観的な展示」と喜びを混じえて驚嘆している。これはこの筆者の言う通りだ。この博物館のベル

リンの武勲館 (Hall of Fame) やウィーンの軍事博物館 (Army Museum) と似て非なる所は、愛国的感情の昂揚や軍事力の誇示を目的とせず、戦争を純歴史的に展示したというところにあったのだから。この筆者はさらに、博物館のいくつかの展示コーナーを詳述しながら、「展示品の数においては、他の博物館の方がここより多いかもしれないが、その説明の内容においては、ここを越えることはできない」と述べている。実際は、展示品の数からいっても、説明の内容からいっても、このルサーン博物館は他を凌駕していたのだ。「ルサーンを訪れる者は本博物館に立ち寄るべし。なかんずく、軍事訓練学校の教官は」と博物館推奨の弁を奮いながら、この筆者は冒頭の言葉にたち戻る——「もし博物館が、すでに誰もが当然のことと納得している戦争の惨状を展示して平和の大義を促進しようと建てられたのならば、それは、不要なものであったであろう。」この筆者は、1871年以来ヨーロッパの平和を維持してきたのは、戦争と平和の問題を全国民に意識づけた徴兵制の実施である、と言うのである。「平和は銃と共にあり」——これがこの筆者の平和観だったのである。

「博物館には明確な平和志向がない」というある平和運動家の批評は、軍人集団はもとより、それ以上に仲間の平和運動家たちをびっくりさせた。⁽²³⁾ 軍人集団はこれを賞賛すべき欠落と言い、平和運動関係者は成すべきことを成さなかった大失敗と見た。この博物館の平和志向の問題は、すでに、博物館開設からおよそ1年後の1903年9月にフランスのルーアン市とル・アーヴル市で開催された世界平和会議 (Universal Peace Congress) の年次総会で重要議題として取り上げられていた。そこで、米国平和協会の代表であり、有名な平和主義者であったルシア エイムズ ミードは、彼女の最近の博物館訪問の感想として、平和部門の展示がいかに不十分であるかを実感し、がっかりしたと語り、改善策を提案した。彼女の改善策は、世界各地の平和協会がそれぞれの活動をわかり易く説明した記録や表を博物館に送り、展示させ、それによって博物館の性格や目的を明確にしようというものであった。ミードの提案は同会議会長エミールアーノードにも支持された。⁽²⁴⁾ それから半年後、アルフレッド H. フリード——彼は、第一次大戦前の平和運動の牽引者ベルタ フォン ズトゥナーと共に『平和ウオッチ (Friedens-Warte)』を刊行、編集者となった人物なのだが——は、その年の博物館の年次報告書で、博物館が依然として平和部門の展示を受け入れがたいほど“継子扱い”し、ミードの正当な訴えに何の対処もしてこなかったことを知った。そこで今度は、フリードが声を上げた——「平和部門を大幅に拡大することは絶対に必要である。そのことによって、博物館の目的がより理解されることになるだろう。今のままでは、プロッホの創造物も一般の軍事博物館と何ら変わらない。戦争部門の展示同様、専門家を雇い、できるだけ客観的に平和部門の展示を作らなければならない。」⁽²⁵⁾

フリードの批判を受けて館長 J. ツィママンは、1904年4月28日、次のような内容の返事を書き送った。第1に、「平和」は「戦争」と違って、これが平和だという展示物になりにくい。第2に、平和と戦争は不離一体、したがって、平和は対極の戦争を通してのみよく感じさせる

ことができる。ツイママンはまた、手紙に博物館の最新の目録を同封し、既設の「経済」・「国際法」・「平和」の各コーナーにかなりの数の展示物をすでに追加してあることを案内した。実は博物館は、博物館運営委員会副委員長ツイママン博士の発議で、今年度は戦争展示拡大予算を凍結し、可能な限りの予算を平和部門の拡大に回すことを決定していたのである。館長ツイママンは、この決定に基づいて、3つの拡大案を示した。第1は、国際仲裁裁判所の成功例を大きな板に図解すること。第2は、「ピースウォール（平和の壁）」——すなわち、指導的な平和主義者の肖像画とその下に彼らの有名な言葉を付けたものを吊る壁——を新設すること。これに応じて、パリのラベという男性はカントとグロチウスのすばらしい肖像画を寄贈してくれた。またブロッホの遺族は、ブロッホの肖像画をオランダの画家ヤン・テン・ケイト——有名な『戦争に次ぐ戦争』他彼のいくつかの絵はすでに博物館に展示されている——に頼む費用を寄付してくれた。そして第3は、既設の有料・無料の平和関係印刷物・図書コーナーを拡充することであった。⁽²⁶⁾ 同年5月2日、フリードは再びツイママンに4頁にわたる手紙を送り、次のようなことを語った——「私は、かつて博物館の創設者ブロッホと共に仕事をし博物館建設計画をよく議論した間柄なので、彼がどういう目的で博物館を作ろうとしていたかを熟知している。すでに博物館開館式の時点で、平和展示の不十分さに気が付いていた。このことについては、博物館ガイドや来館者のコメントが裏打ちするところである。戦争の惨状を描いた絵画も指導的な平和主義者の肖像画も平和展示の核心にはなり難い。平和展示の中心となるべきは、平和運動の歴史や発展、そしてその強さと数々の成功について来館者に知悉させる展示であろう。平和の館への来訪者にとって最も重要なことは、戦争と破壊の道具の前では驚愕し沈黙しながらも、同時に偉大で真摯な平和運動が存在していることを知って安心と慰撫の気持ちを持てることなのだ。」これに対し、ツイママンもまた、長い返事をしたため、その中で、「ご指摘に感謝申し上げます。今後ともご忠告に沿った改善に努めていくことをお約束致します」と述べた。

同年末第13回世界平和会議が開催され、そこで、スイスのル・ロクル市代表ピエール・クラージュ教授が、博物館は前回の会議で出されたミード提案を実行したとの報告をした。⁽²⁷⁾ これに対してミードも他の代表も教授の外交辞令的な報告では納得せず、相変わらず博物館方針の根本的変更を迫る意見を出した。この間、否、開館当初からずっと、博物館は平和展示に関してはベルン国際平和ビューロー事務局長のエリー・デュコミュンの好意的な協力に依存していた。デュコミュンは館長から、何度も何度も情報提供、推薦状書き、展示物入手の口ききなどの助力を要請されていた。デュコミュンのお陰で博物館は、平和コーナーの図書やパンフレットを置くことができ、世界中の平和指導者に連絡して有名な先達や同時代のその写真や記録を入手することができ、テン・ケイトの絵画も——本人の博物館の「苦しい台所」に対する好意的理解も手伝って——無利子分割払いの借用ということで展示することができていたのである。このデュコミュンの1906年12月の死は、(次章で述べるように)博物館財政がますます逼

迫する中、博物館にとってはまさに「かけがえのない損失」であった。⁽²⁸⁾

- 註 20. 註18の *The New York Times*, 29 June 1902, p. 32の記事参照。
21. W. T. Sead, *Opening of Peace Museum in: The Jewish Chronicle*, 13 June 1902, p. 22参照。
22. *Das Internationale Museum für Krieg und Frieden in Luzern in: Militär-Wochenblatt*, vol. 87, nr. 62, 12. Juli 1902, pp. 1655-1660.
23. J. HUNT COOKE, *A Visit to the International Museum of Peace and War at Lucerne in: The Herald of Peace*, vol. 29, 1 December 1903, p. 149.
24. *Bulletin Officiel du 12e Congrès Universel de la Paix tenu à Rouen et au Havre (22-27 Sept.)*. Berne, Bureau International de la Paix, 1903. p. 118参照。
25. *Luzern in: Die Friedens-Warte*, vol. VI, nr. 4, April 1904, p. 76.本定期刊行物はルサーン博物館の機関誌にもなっていた。これについては、1904年5月30日付のフリードからベルン国際平和ビューロー事務局長エリー デュコミュンへ宛てた手紙を見よ。
26. *Brief J. Zimmermann in: Die Friedens-Warte*, vol. VI, nr. 5, Mai 1904, p. 99 および *Luzern in: ibid.*, vol. VII, nr. 4, April 1905, p. 79参照。
27. *Official Report of the 13th Universal Peace Congress held at Boston, Mass., U.S.A. (3-8 Oct.)*. Boston, The Peace Congress Committee, 1904, p. 48.
28. 1906年12月15日のツィママンからベルン国際平和ビューローに宛てた手紙を見よ。デュコミュンの博物館に対する絶え間ない努力は同ビューローの公文書に詳記されている。デュコミュンは、博物館と博物館が接触しなかった平和指導者や平和関係機関との‘個人連絡事務所’の役割を果たしていた。

5 グロウスキー事件

博物館は当初から、現在地にはほんの数年の間だけという約束で開設された。土地の所有者であるルサーン市は、6年後には他の恒久的な場所に移設してもらおうという前提で、土地——ゆうに100万フランを越える価値のある土地——と建物を無償貸与し、電気・水道さえも無料供給することを約束した。6年あれば、博物館事業を継続するかしないかの判断ができる市側も博物館側も考えたのである。博物館事業の成功の鍵といえる来館者数は、博物館関係者を満足させるものであった。開館2年目の1903年次、総来館者数は59,000——これは、ルサーン市人口の2倍に当たる——であった。次年度はさらに増え、62,000人。そして1905年は65,000人で、この数はその後数年続いた。この間、博物館は4月15日から10月31日の観光シーズンの期間にだけオープンしていたわけだから、月に10,000の来館者があったということになる。しかし有料来館者の数は、総来館者数から見るとずっと少なかった。例えば、開館初年の1902年は29,000、次の1903年と1904年はそれぞれ38,000、そして1905年が45,000であった。この入館料収入で、博物館の修理、維持、新規展示物の購入を賄ってきた。⁽²⁹⁾ この博物館を今後どうするか——1905年9月ルサーン市で開催された第14回世界平和会議は、これを議題の一つとした。そして同会議代表たちは博物館を訪問した際、博物館が不安定な財政状態にあることを知らされたのである。会議を代表するエリー デュコミュンのルサーン市への感謝の言葉も、市の、向こう2年の間に移転のための土地購入および建設に必要な費用を調達できなければ、現在の

展示物——これらを代表たちはこよなく称えていたのだが——は売却されることになるだろうという言葉に掻き消されてしまった。そしてこの市側の考えを裏打ちするかのように、博物館運営委員会のツィマーリ博士が博物館存続のために各代表が全力を尽くして仲間を募ってもらいたいとの「平和の友の会アピール」をしたのである。⁽³⁰⁾

翌日、すなわち同会議の最終日、ベルギー代表で国会議員のハウゾウ デ レーアイは博物館の将来に関する報告を読み上げていた。彼の報告は、ツィマーリの要請に応えるべく、博物館をここ一両年中に移転させるのに必要な資金調達特別委員会の設置と委嘱される同委員会委員の発表であった。しかし、その報告のほんの数分後、同特別委員会が解散するという事態が起こった。ハウゾウ デ レーアイが喜色満面、会議参加者の一人グロウスキー デ ヴィーゼル伯爵から特別委員会に対し、新しい博物館の土地購入および建設費用として最高限600,000フランを現博物館に寄付しようとの申し出があったと発表したからである。⁽³¹⁾ この晴天の霹靂のような発表は、割れんばかりの拍手を呼び、その拍手はグロウスキーが立ち上がって短い演説をし始めるまで続いた。グロウスキーは、寄付に2つの条件をつけた。第1は、新博物館を「平和と戦争の惨状を展示する博物館」にすること。そして第2は、グロウスキーを新博物館の唯一の後見人にする。会議代表の一人ロシア系フランス人の社会学者で平和主義者のジャック ノヴィコーが感想を述べた——「ポーランド人が創設した博物館を、別の者が保存の責任を果たすのもいいかもしれない。」⁽³²⁾ この時グロウスキーはニースの前オーストリア総領事、ニースのフランス仲裁協会の会長をやっていた。今回このルサン会議場でデウス エクス マキナの登場をするまで、国際平和運動ではあまり知られていない人物であった。この世界平和会議には過去何回か参加したことがある——1900年のパリ会議の時、それからその2年後のモナコ会議の時も。しかしいずれの時も、目だった存在ではなかった。一度だけ、彼の名前が表に出たことがあった。それは、1898年各国平和協会代表の総会の時だった。当時国境問題で揉めていチリとアルゼンチンの間で戦争が危惧されていた。彼はその時、総会の名で両国政府に声明を送り、仲裁に応じるように嘆願すべきであると緊急動議を提出したのである。総会はただちに両国政府に打電すべし、同時に、必要あらば代表団を派遣すべし、というのが彼の提案であった。そのための経費は、たとえどんなにかかるろうとも、自分が負担すると彼は豪語したのだ。総会は、彼の提案を受け入れ、彼の寄付に感謝したのである。⁽³³⁾ 今回のグロウスキーの派手な登場そしてこれから述べる彼の突飛な行動を理解するのに、この7年前の彼にまつわるエピソードは役立つであろう。

1905年9月24日、会議最終日の翌日、寄付契約書がとり交わされた。600,000万フランは「グロウスキー基金」とし、その管理は、グロウスキーを長としエリー デュコミュン、デ レーアイ、エミール アーノード、ツィマーリ博士らが加わった委員会に委ねられることになった。「基金の執行は、故ジャン デ ブロッホ氏およびその正当な後見人の代弁者たるツィマーリ氏が代表する現博物館運営委員会の規定に沿って行われる」という一文も入った。契約書を作ったの

は、弁護士であるアーノードである。すでにルーヴェンデンクマルに近い土地が候補に上がっていて、順当に行けば、新博物館の開設は1907年春ということになっていた。これらの詳細は、新博物館は寄付者の強い意向と現運営委員会の計画が合致した平和を強調したものになろうという案内と共に、博物館発行の機関誌で紹介された。「戦争展示については、極めて代表的なものだけが残される」とも書いてあった。⁽³⁴⁾ 現博物館関係者としては、寄付者グロウスキーが博物館の性格をどう変えようとも、それを受ける以外に道はなかった。同年12月19日の機関誌には、グロウスキーがルサーン市から、ルーヴェンデンクマルに近いチューリッヒ通りにある広さ1,040平米の市所有地を200,000フランですでに購入済みという記事が載った。そしてその売買契約書には、新博物館が万一倒産した場合でも、市は可能な限り継続の努力をするという文言があった。⁽³⁵⁾ 翌1906年5月1日の土地所有者の名義変更を俟って、新博物館の建設作業は開始されることになっていた。

にもかかわらずグロウスキーは、すぐに購入予定地を変えてしまった。フィーアヴァルトシュテッテ湖の右岸、アンデーハルデという美しい丘にある土地がいいと言い出したのである。そこは、市内のチューリッヒ通りの土地より10倍広く、1平米当たりたったの10フラン、平米200フランするチューリッヒ通りの土地の半分で購入できる所だった。これに対して博物館側は、土地価格はよしとしても、地理的に不便であるという理由で反対した。そこは市の中心部から遠く、せっかく博物館に行こうと思って来た人もあそこまではという気持ちになってしまうだろうというのである。博物館の第1の目的である「可能なかぎり大勢の人に見てもらおう」という点からも、現実的な入館料収入の確保という点からも、グロウスキーの新しい土地選択は不適合であった。一方新聞は、勝手な噂を流していた——「グロウスキー、未だ諦めず。市当局、彼の希望を叶える用意あり。」⁽³⁶⁾ 博物館側は、対策に苦慮した。事態を重くみた博物館運営委員会副委員長のツィマーリ博士は、世界平和会議会長のエミールアーノードに一通の手紙（1906年2月4日付）を送った——「市側には、グロウスキー氏の約束不履行を訴えようという声も出ております。」それから2日後ルサーン市議会が、「先の売買契約を破棄し、新しい契約をしたい」という主旨の手紙をグロウスキーに送った。市側は明らかに、グロウスキーの関心は博物館になしと判断したのである。実はこれより先、1月22日に、エリーデュコミュンも同じ主旨の手紙を伯爵に送っていた。次第にグロウスキーの新しい土地の話は、デュコミュンも一員である「グロウスキー基金特別委員会」と関わりなく出てきたこと、新聞が書き立てた記事は単なる噂であることが明るみに出てきた。1906年2月9日、グロウスキーは市議会に「春になったらルサーンに赴き、件の土地につき相談したい」旨の手紙を送った。この直後から、グロウスキーの消息はぱったり途絶え、音信不通になってしまった。1906年4月20日、市はグロウスキーに短い通告を送った——「季節は寒い冬が終わり、暖かい春になりました。先の売買契約の御支払期限が5月1日に迫ってきております。」市としては、この通告で、アンデーハルデをグロウスキーには売らないことを知らせたのである。そしてついに5月10日、

市は、これまでの一連の出来事を書き連ね、グロウスキーの良心と誠意に訴えた長い手紙を送った。その手紙の最後に、「告訴する」という言葉があった。⁽³⁷⁾

これより前、1906年4月23日のデュコミュンからグロウスキーに宛てた「“和解”のために尽力しよう」という主旨の手紙には、4月26日付の返事があった。返事は、グロウスキーが会長をしているフランス仲裁協会ニース支部の事務局長フィリップ カシミールからで、消息不明の件の伯爵がルサーン市とツイマーリ博士を彼の意に反した契約を結ぶように圧力を掛けたとして告訴すると書いてあった。さらに、「グロウスキーは今後一切ルサーン市とは関係しない。グロウスキーは平和博物館を、ルサーンではなく、ニースに建てることにした。グロウスキーはルサーン市に義理立てする何物もない、あるのは、平和運動に対してだけである。それだけは今後も大切にしていきたい」とも書いてあった。ツイマーリ博士からこの返事の内容を知らされたルサーン市長は、フィリップ カシミールの返事の内容には一切触れず、前述の5月10日の最後通告をグロウスキーに送ったのである。グロウスキーはこれを受けて、再び、デュコミュンに以前と同じような口汚い手紙を送り、デュコミュンに仲裁役を依頼した。もう、グロウスキーには、彼の言う“ルサーン市当局の紳士連中”とうまくやって行く気など毛ほどもないのに。グロウスキーはその手紙の中に、「ニースに自分の博物館を作る積もりだ。新ルサーン博物館については、万一契約が破棄されても、株だけは買う積もりだから」などとも書いた。

1906年夏、デュコミュンが作成した調停案をもとにグロウスキーと世界平和会議会長アーノードの手紙のやりとりがあった。グロウスキーにとって、これが最後の「道徳的破滅から救われるチャンス」だった。⁽³⁸⁾ だがグロウスキーは、同年8月27日のデュコミュンへの手紙で、相変わらず勝手な申し立てをし、「ニースの博物館はほぼ完成している。自分はヨーロッパのすべての都市の博物館を支援し建てることはできない」と頑なに言い放ち、自ら最後のチャンスを潰してしまった。そして、この件に関する一切の処理を弁護士に任せてしまったのである。グロウスキーは、同年9月自宅からさほど遠くないミラノで開催された第15回世界平和会議に意図的に欠席した。彼の代わりに参加したフィリップ カシミールは、これまでのグロウスキーの平和の大義のための活動、とりわけ1898年のチューリン会議時の提案を称えながら、演説した——「グロウスキーは新ルサーン博物館の株を買う積もりだった。しかし、まずはフランスに第1号の平和博物館を作りたくなった。それで今、ニースの彼の城モンボロンをそれにしよう」と頑張っている。まもなく平和運動はヨーロッパの3つの素晴らしい都市にそれぞれの平和博物館を持つことになるだろう。ルサーンのプロッホ博物館、ハーグのカーネギー基金館そしてニースのグロウスキー博物館を。」カシミールは最後に、いささかも良心の呵責を感じている風もなく平然と言った——「これで、グロウスキーのルサーン博物館への関与の問題は終わりにしよう。」⁽³⁹⁾

今明らかになったことは、グロウスキーのルサーン博物館への関与は財政的に無理があったというよりは、彼の関与の本当の動機が、平和の大義の名のもとに博物館の後見人・救世主に

なって名をあげ名誉を得ることにあったということである。グロウスキーは、プロッホのように廉潔で信念のある人物ではなく、むしろその逆であった。道楽で平和運動をやり、自分のやることを誉めてもらいたい、拍手してもらいたいと思っている金持ちのおじさんというタイプであった。ミラノ会議では、グロウスキーとの決別がすんなりと承認されたわけではなかった。議論の末、グロウスキー基金特別委員会が提出した決議が満場一致で採択された——「ベルン国際平和ビューローは、グロウスキーからルサーン博物館への関与に関する名誉を剥奪する最後の試みをする事」。しかし結局、ベルン国際平和ビューローもルサーン市もニースからの返答を得ることはできなかった。一方、グロウスキーは完全に沈黙を保っていたわけではなかった。彼は、フランスの新聞に自分の城を博物館にする計画がある、そのためには、200万フラン相当の美術品を売却する用意があると宣伝していた。⁽⁴⁰⁾ ニースの新聞は、事もあるに、「ヘルベチア人の強欲」という見出しで、このグロウスキーの財産を横領しようとしているのがルサーン市だという中傷記事を掲載した。これに対しては、ルサーン市も不問に付すわけに行かなかった。すぐさま、次のような反論を載せた——「グロウスキー氏は、ルサーン市のみならず博物館運営委員会の意向を何の確たる理由もなく踏みにじったばかりでなく、わが市との約束を不履行するその説明さえもしようとしていない。ルサーン市は当初グロウスキー氏の言葉を紳士のそれとして信じていた。いま、ルサーン博物館はグロウスキー氏が関与する以前にもまして苦境に立たされている。」グロウスキーの関与は博物館の将来にとって、まさに有害なものになってきた。ルサーン市のグロウスキーに対する告訴ももはや避けられない情勢になっていた。⁽⁴¹⁾

グロウスキーはというと、ニース平和協会のある会議で同協会名誉会長ティエア将軍から「体面を保つ行動を取れ」と喚ばれて、一端は裁判を受けて立つと宣言しておきながら、いざその手続きのためにベルン国際平和ビューロー事務局長アルベルト ゴーバートがニースにやってくると、今度は前言を撤回し、その代わりに新ルサーン博物館の株を50,000フラン分購入する用意があると言ったりしていた。もっともこの話も、あとで彼は御破算にしてしまった。グロウスキーという人物は、事ごとさように、自分のことさえ自分でできない頼りない人物であったのだ。⁽⁴²⁾ 1906年のデュコミュンの死後ベルン国際平和ビューローの新事務局長となり、デュコミュンと共に第2回のノーベル平和賞を受賞したアルベルト ゴーバートは、1907年9月のミュンヘン世界平和会議でグロウスキーを評してこう語った——「本当の名誉とは何かを全く知らない人間」とこれ以上関わりを持つことは、ルサーン博物館の品位を下げることである。」同会議でラフォンテンが提案した決議文も、「本会議は、グロウスキー氏の寄付者にあるまじき前代未聞の態度および約束を不履行せんがためにとった数々の愚行を厳しく糾弾する」とグロウスキーを酷評した。⁽⁴³⁾ 2年の貴重な歳月が、グロウスキーのために失われた。博物館は、遅くとも1909年までには、現在の建物を明け渡さなければならない。もし、本当に博物館の存続を願うならば、もう一刻の猶予もない。ミュンヘン会議は、博物館存続の手段・

方法を探るべく、委員会を構成した。同会議はすでに前月8月、「平和の友へのアピール」を出していた。そして会議後の10月、博物館存続のための優先株申し込み書とその趣意書を発行したのであった。趣意書はその後、1908年2月3日、1909年7月20日にも出された。ミュンヘン会議の後、委員会は平和運動の著名人や慈善事業家にも接触し、委員会のメンバーになってもらうか株を買ってもらうかした。⁽⁴⁴⁾ ルザン市は、現博物館の改装を提起し、その費用の半分を負担しようと言ってきた。かかる費用は400,000フラン、「平和の友の会」は200,000フランを調達しなければならない。同会は、年利3%という最低配当率の一株500フランの優先株を発行することにした。⁽⁴⁵⁾ それでも、次の世界平和会議までに調達しなければならない100,000フランが残っていた。

29. 来館者の数については次を参照：Internationales Kriegs- und Friedensmuseum in Luzernの年次報告書 *Bericht des Verwaltungsrates an die VI. Generalversammlung über das Geschäftsjahr 1905* (Luzern, 1906, 15pp.)
30. *Bulletin Officiel du 14e Congrès Universel de la Paix, tenu à Lucerne* (19-23 Sept.). Berne, Bureau International de la Paix, 1905, pp. 86-87.
31. 1905年10月4日のツィママンからデュコミュンへの手紙には、「グロウスキーは、あの申し出は、博物館でデュコミュンとツィマーリの話を聞いた後とっさに思いついたと、あとで私に話していた」とある。
32. *Bull., a.c.*, pp. 77-80.
33. *Procès-Verbal de l'Assemblée Générale des Délégués des Sociétés de la Paix, Turin, 1898*. Berne, Bureau International Permanent de la Paix, 1898, p. 19.
34. *Die Stiftung Gurowski* in: *Die Friedens-Warte*, vol. VII, nr. 10, Oktober, 1905, p. 202.
35. *Stiftung Gurowski de Wczele* in: *ibid.*, vol. VIII, Januar 1906, p. 16. 契約の詳細については、1905年12月5日にルザン市が、そしてその6日後にグロウスキーが署名した *Kaufvertrag* (売買契約書) および同年12月27日の *Bericht und Antrag des Stadtrates von Luzern an den Tit. Grossen Stadtrat* 参照。ルザン市はグロウスキーの新博物館建設のための土地購入を称え、1905年9月30日の彼宛の手紙には「ルザン市民は貴殿のご高恩に感謝の意を表するため、貴殿に対し名誉市民の資格を授与することを検討しております」と書いた。
36. *Stiftung Gurowski* in: *ibid.*, vol. VIII, Februar 1906, pp. 37-38.
37. この「一連の出来事」は後で次に全面転載された: *Der Friede*. Bulletin des internationalen Friedensbureaus in Bern. Vol. XIII, nrs. 17-18, 20. Sept. 1906, pp. 3-5 ('Graf Gurowski und das neue Friedensmuseum')
38. 1906年9月1日のツィマーリからデュコミュンへの手紙にこう書いてある。
39. *Bulletin Officiel du 15e Congrès Universel de la Paix, tenu à Milan* (15-22 Sept.). Berne, Bureau International de la Paix, 1906, pp. 92-93.
40. この種の記事は、カシミールが編集者になっているニースの *Journal de la Corniche* 新聞に頻繁に掲載された(例えば、1906年9月30日付を見よ)。グロウスキーが自分の城をどのように博物館にしようと思っていたかについては、1906年11月9日付の記事 '*Le Musée de la Paix à Nice* (ニース平和博物館)' を参照。
41. *Graf Gurowski und das Luzerner Friedensmuseum* in: *Die Friedens-Warte*, vol. VIII, Dezember 1906, pp. 234-235.
42. 1907年4月21日付の *Journal de la Corniche* は、またまたグロウスキーを称える記事 (*Le Musée de la Paix Lucerne-Nice*) を掲載した。
43. *Bulletin Officiel du 16e Congrès Universel de la Paix, tenu à Munich* (9-14 Sept. 1907). Berne, Le Comité

d'Organisation du Congrès de Munich, 1908, pp. 48-51, 71.

44. 例えば、米国会議員 Richard Bartholdt 他 Evans Darby, Emilie de Bloch, Edwin Ginn, John D. Rockefeller との文通参照。この件に関しても、いつものように、国際平和ビューローが積極的に関与した。

45. *Official Report of the 17th Universal Congress of Peace...London* (27 July-1 August 1908). London, The National Council of Peace Societies, 1909, pp. 97-98, 137.

6 財政難——そして、閉館

博物館の将来をどうするか議論が再び起こった。当然、議論の中心は、これまでのように戦争展示中心でいいのかということであった。1907年9月のミュンヘン世界平和会議では、博物館の建物の移転と同時に中身の変更も行うべしという意見が圧倒的であった。キデ博士は、「現博物館の展示物は、博物館の初期の目的とは全く反対の好戦的な感情を来館者に抱かせる危険がある」と言っていたし、ミード夫人に至っては、「戦争に関する展示物を歴史博物館に売却し、その金で平和博物館らしい博物館を建ててはどうか」とまで言っていた。博物館運営委員会のツイマーリ博士は、「博物館は、創設者ブロッホの“戦争それ自身が戦争に反対する証言者となろう”という基本的な考えに基づいて建てられたもの」と反論するのが精一杯であった。現博物館の展示物に関する批判の声は相次ぎ、結局、新博物館の展示の中心は平和展示にすべしとなった。⁽⁴⁶⁾ 会議後、ツイマーリの反論を支持する記事が『平和ウォッチ』に載った。記事は、「ミュンヘン会議の議論は、博物館にとっての最大の損失が、あの忌まわしいグロウスキー事件で博物館の将来を考える時を失ったということより、ジャン デ ブロッホが早逝したということにあるということを示したのだ」に始まって、ブロッホの理論・方法論そして結論を要約し、最後に、「したがって、ミュンヘンでの提案は創設者ブロッホの意図に反するものである」という意見を展開したのである。⁽⁴⁷⁾

だがしかし、もっと平和主義的色彩を色濃くの主張が勝っていた。博物館側もこれまでの弱点を認め、それを補うべく次第に平和部門の展示を増やしていった。「ブロッホの理論」を具現化した戦争展示物を破棄することなく、それらが他の平和展示物を補完し、両者相俟って博物館の目的をより明確にするような形で。それでもなお、さらに急進的な変革を求める平和主義者もいて、彼らは、博物館からブロッホ色を一掃することを主張していた。ブロッホあってこそこの博物館であり、それ故博物館は、「前例のない、完全に独創的な創造物」⁽⁴⁸⁾ と称えられ、ブロッホの独創的な思想に「じかに手で触れ、目で見ることができる場所」であるはずだったのだが。博物館の変革に関するこうした意見の食い違い——その多くは、平和運動内部でというよりは、平和運動と博物館側の間で起きたのだが——は、しかし、博物館がムーゼック通りに移転した後の急速な衰退の原因のほんの小さな一部にしか過ぎなかった。博物館は、ようやくここに移転先を得た。そこは、土地50,000フラン、建設費200,000フランであった。資金は各方面から掻き集められた。博物館は70,000フラン分の優先株を発行し、80,000フランは博物館を担保に借りた。ブロッホ遺族は、開館当時から持っていた70,000フランの博物館債券を換

金し、それで改めて博物館株を買った。「プロッホ基金」⁽⁴⁹⁾からも、若干の助成金が出た。例のグロウスキーの死後、約束不履行と法的手続代の賠償という名目の60,000フランも入ってきた。

新しいルサーン博物館は、1910年7月15日、静かにオープンした。ここ数年、財政難で閉館寸前と噂されてきた中で。⁽⁵⁰⁾ 1910年の来館者数は18,000と少なかった。だがその後数年間は、徐々に増え、第一次世界大戦の前年には最高の37,000人——とはいえ、この数も移転前の来館者数を記憶している者にとっては少ないものではあったろうが——を記録した。大戦中の来館者の急激な減少は博物館財政にひびいた。1917年には30,000フランの損失が出て、もはや継続は困難な状態になっていた。1919年、土地と建物が市に売却された。展示物を売却しても、優先株の返還金の半分にしかならなかった。博物館の建物は、しばらくの間博物館として残っていた——美術・工芸の博物館として。それからのち、学校になった。ルサーン戦争と平和博物館は、第一次世界大戦——それを起こさないための小さな試みとして、プロッホはこの博物館を作ったのだが——の犠牲になったと言ってよいだろう。大戦は、人々のルサーンへの旅の足を止め、それだけでなく細かい博物館財政を圧迫した。大戦は、戦争の現実、それも博物館が展示するものよりもはるかに凄まじい現実を、毎日のように人々に見せつけ、博物館に行く必要性を人々から奪った。そして大戦の後も、「戦後の平和処理」の「平和」という言葉が人々に猜疑と疑惑を抱かせたように、ルサーン博物館の「平和」にも同じような気持ちを抱かせた。第一次世界大戦は、かつてプロッホが予言したように、ヨーロッパを飲み込み、一つの時代を終わらせた。ルサーン博物館は、大戦が破壊した多くの貴重な物の中では、それほど特筆大書すべき物ではなかったかもしれない。しかし、その発想と存在は、80年前の事とはいえ、人間の崇高な平和への試みの一つとして、今日のわれわれの記憶の中に留めてしかるべきである。

46. *Bulletin...Munich, o.c.*, pp. 50-51.

47. *Einige Bemerkungen zu der Diskussion über das Internationale Kriegs- und Friedensmuseum in Luzern in: Die Friedens-Warte*, vol. X, Januar 1908, p. 20.

48. Bertha von Suttner, *o.c.*, p. 23.

49. プロッホは自分の理念の普及のために、50,000ルーブルを「基金」として残していた。「基金」は、ベルン国際平和ビューローが管理し、向こう10年以内に使うことになっていた。

50. *The Lucern Peace and War Museum in: The Times*, 29 March 1909, p. 10.

(つばい ちから 人文学部教授 平和学専攻)

高岡健次郎教授略歴・主要業績目録

略 歴

1931年10月	北海道夕張市に生まれる。
1960年 3 月	北海道大学文学部史学科卒業
1960年 4 月	北海道大学大学院文学研究科西洋史学専攻修士課程入学
1962年 3 月	北海道大学大学院文学研究科西洋史学専攻修士課程修了(文学修士)
1962年 4 月	北海道大学大学院文学研究科西洋史学専攻博士課程入学
1966年 4 月	北海道大学大学院文学研究科西洋史学専攻博士課程単位取得退学
1966年 5 月～1968年 3 月	北海道大学文学部助手
1968年 4 月～1975年 3 月	札幌商科大学助教授
1969年 4 月～1977年 3 月	札幌大学兼任講師
1973年 5 月～1975年 5 月	学校法人明和学園常務理事
1975年 4 月～1984年 3 月	札幌商科大学教授
1977年 4 月～1981年 3 月	札幌商科大学人文学部人間科学科長
1981年 4 月～1982年 3 月	北海道大学スラブ研究センター研究員を兼務
1982年 4 月～1983年 3 月	ソ連に留学研修
1984年 4 月～2000年 3 月	札幌学院大学(校名変更)教授
1984年 4 月～1988年 3 月	北海道大学スラブ研究センター研究員を兼務
1985年 4 月～1989年 3 月	札幌大学兼任講師
1989年 4 月～1993年 3 月	札幌学院大学人文学部長、学校法人札幌学院大学理事
1993年 4 月～2000年 3 月	札幌大学兼任講師
2000年 3 月	札幌学院大学を定年退職

(所属学会)

1961年 8 月～現在	ロシア史研究会会員
1963年 1 月～現在	歴史学研究会会員
1968年10月～現在	史学会会員
1972年 9 月～現在	ロシア・東欧学会会員

業 績

1. 著書・訳書

- 1970年7月 『レーニン・人と思想』（共著）清水書院
 1977年12月 『スターリン問題研究序説』（共編著）大月書店
 1978年10月 K.ゲーセフ著『左翼エスエル党の崩壊』（訳書）白馬書房

2. 論文等

- 1963年1月 「エス・エルの農業綱領の性格とその結末について」（研究ノート）『歴史学研究』第272号
 1965年1月 「20世紀初頭ロシア農業制度に関する若干の問題点——ドゥブロフスキー『ストルイピン土地改革』によせて」（論点をめぐって）『土地制度史学』第26号
 1965年9月 「左翼社会革命党の成立をめぐって——その第一回大会議事録が示すもの」『北大史学』第10号
 1967年12月 「十月革命期におけるエス・エル」『ロシア史研究』第16号
 1968年3月 「ロシア臨時政府に関する一考察（上）——特に連立政府に対するエス・エルの動向を中心として」『スラヴ研究』第12号
 1970年3月 「ロシア臨時政府に関する一考察（中）——特に連立政府に対するエス・エルの動向を中心として」『スラヴ研究』第14号
 1973年3月 「ロシア臨時政府に関する一考察（下）——特に連立政府に対するエス・エルの動向を中心として」『スラヴ研究』第17号
 1975年11月 「ソ連におけるエスエル研究の一動向」（研究動向）『歴史学研究』第426号
 1977年1月 「ソ連における『一党制』形成期をめぐる問題点」（研究ノート）『論集』（札幌商科大学・札幌短期大学）第19号
 1982年3月 「エヌエスとマクシマリスト——近年のソヴェト史学の業績のなかから」（資料紹介）『札幌商科大学論集——人文編——』第30号
 1984年7月 「『ロシア非プロレタリア政党』に関するソ連の研究状況——3つのシンポジウムを中心に」（研究ノート）『札幌学院大学人文学部紀要』第35号
 1985年3月 「十月革命における左翼エスエル」『スラヴ研究』第32号
 1986年3月 「ロシア革命における土地の『社会化』と『国有化』——エスエルの農業綱領を中心に」（報告要旨）『札幌学院大学現代法研究所年報

- 1985』
- 1987年10月 「『ロシア非プロレタリア政党——歴史の教訓』に関する覚書」(研究ノート)『札幌学院大学人文学部紀要』第41号
- 1991年12月 「初期ソヴェト政権の編成と左翼エスエル——ソ連歴史学の一動向」(研究ノート)『札幌学院大学人文学部紀要』第50号
- 1992年12月 ニコライ・ブガイ「ソ連における朝鮮人の強制移住——その実相」(翻訳)『札幌学院大学人文学部紀要』第52号
- 1994年7月 ニコライ・ブガイ「ソ連における民族の強制移住(20—50年代)——その本質, 動向, 選択肢」(翻訳)『札幌学院大学人文学部紀要』第55号

執筆者紹介 (掲載順)

中村 敦志	・ 本学人文学部助教授
森 直久	・ 本学人文学部講師
北爪真佐夫	・ 本学人文学部教授
内田 司	・ 本学人文学部助教授
坪井 主税	・ 本学人文学部教授

学会役員

学 会 長	杉山 吉弘
総務幹事	津田 光輝
幹 事	船津 功
幹 事	平体 由美

○第35号より、誌名が「札幌商科大学論集人文編」から「札幌学院大学人文学部紀要」へ変更されました。

○第45号より、誌名が「札幌学院大学人文学部紀要」から「札幌学院大学人文学会紀要」へ変更になりました。

札幌学院大学人文学会紀要 第69号

2001年 3月21日印刷

2001年 3月21日発行

編集兼
発行者 札幌学院大学人文学会

〒069-8555 北海道江別市文京台11番地
電話 (011)386-8111

代表者 杉 山 吉 弘

印刷所 正文舎印刷株式会社

JINBUNGAKKAI KIYO

In Commemoration of the Retirement of Professor
TAKAOKA Kenjirô

JOURNAL OF THE SOCIETY OF HUMANITIES

No.69

March 2001

Preface SUGIYAMA Yoshihiro

[Articles]

Mark Strand's *Blizzard of One* : Will a Blizzard Blow Up? NAKAMURA Atsushi 1

A Psychological Examination on the Author's Identity
in Criminal Case Documents MORI Naohisa 13

Status of *Bunshi* and *Gokenin* in the kamakura period (3) KITAZUME Masao 37

A Theory on the Relationship of Urban Society and Rural Society
from the Point of View of Marx's Theory of Social
Reproduction of Capital (5) UCHIDA Tsukasa 73

[Translation]

The International Museum of War and Peace at Lucerne (2)
(by Peter van den Dungen, 1981, *Schweizerische Zeitschrift
für Geschichte*, vol, 31, pp, 185-202) TSUBOI Chikara 91

Chronological Biography and Bibliography of the Works of
Prof. TAKAOKA kenjirô 103

Published

by

The Society of Humanities
Sapporo Gakuin University
Ebetsu, Japan